

令和6年6月定例会

横芝光町議会会議録

令和6年	6月4日	開会
令和6年	6月11日	閉会

横芝光町議会

令和 6 年 6 月 横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 4 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
町長所信表明	8
議案第 1 号ないし議案第 14 号、報告第 1 号ないし報告第 4 号の上程、説明	11
一般質問	48
市 原 成 一 君	48
休会の件	66
散会の宣告	67

第 2 号 (6 月 6 日)

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した者の職氏名	70
開議の宣告	71
一般質問	71

秋 鹿 幹 夫 君	71
宮 菌 博 香 君	87
森 川 貴 恵 君	104
内 田 美 穂 君	122
川 島 富士子 君	134
休会の件	152
散会の宣告	152

第 3 号 （6月11日）

議事日程	153
本日の会議に付した事件	154
出席議員	154
欠席議員	154
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	154
職務のため出席した者の職氏名	155
開議の宣告	156
諸般の報告	156
一般質問	156
山 崎 義 貞 君	156
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	173
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	174
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	178
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	184
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	186
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	187
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	187
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	187
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	188

議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）	188
議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）	189
議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）	189
議員派遣の件.....	190
請願の件.....	190
日程の追加.....	192
発議第 1 号審議（質疑・討論・採決）	192
発議第 2 号審議（質疑・討論・採決）	192
閉会の宣告.....	193
署名議員.....	195

6 月 定 例 会

(第 1 号)

令和 6 年 6 月 横 芝 光 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 4 日 (火曜日) 午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長所信表明

日程第 5 議案第 1 号ないし議案第 14 号、報告第 1 号ないし報告第 4 号について (町長政務報告、提案理由説明)

日程第 6 一般質問

日程第 7 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (15 名)

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君
5 番	印	東	彦	治	君	7 番	森	川	貴	恵
8 番	秋	鹿	幹	夫	君	9 番	宮	藺	博	香
10 番	山	崎	義	貞	君	11 番	鈴	木	和	彦
12 番	鈴	木	輝	男	君	13 番	川	島		仁
14 番	川	島	富	士	子	君	15 番	鈴	木	克
16 番	鈴	木	唯	夫	君				征	君

欠席議員 (1 名)

6 番 小 倉 弘 業 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	渡 邊 奨 君	企画空港課長	加 瀬 淳 一 君
財 政 課 長	郡 司 勇 君	環境防災課長	平 野 和 美 君
税 務 課 長	佐久間 真 一 君	住 民 課 長	小 川 健 二 君
産 業 課 長	若 梅 吉 伸 君	都市建設課長	鵜 澤 順 一 君
福 祉 課 長	平 山 昭 彦 君	健康こども長	野 村 浩 光 君
食肉センター長	林 栄 君	健康こども長 東陽病院院長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	石 田 賢 一 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	鈴 木 正 広 君	社会文化課長	北 田 勝 也 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

小倉弘業議員から本日体調不良のため欠席との届け出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年6月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

13番 川 島 仁 議員

3番 霞 浩 子 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月12日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月12日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木和彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、説明員である課長に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。紹介は自己紹介をお願いします。

総務課長から順にお願いします。

○総務課長（渡邊 奨君） それでは、令和6年4月の人事異動によりまして、課長職に変更がございましたので、私、総務課長から自己紹介を順次させていただきます。

総務課長の渡邊奨でございます。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○財政課長（郡司 勇君） 財政課長の郡司勇でございます。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○企画空港課長（加瀬淳一君） 企画空港課長の加瀬淳一でございます。よろしくお願いします。（拍手）

○産業課長（若梅吉伸君） 産業課長、若梅吉伸と申します。よろしくお願いします。（拍手）

○都市建設課長（鵜澤順一君） 都市建設課長の鵜澤順一と申します。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○環境防災課長（平野和美君） 環境防災課長の平野和美と申します。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○教育課長（鈴木正広君） 引き続き、教育課長を務めさせていただきます鈴木正広です。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○社会文化課長（北田勝也君） 社会文化課長の北田勝也と申します。よろしくお願いします。（拍手）

○福祉課長（平山昭彦君） 福祉課長の平山昭彦と申します。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○住民課長（小川健二君） 住民課の小川健二と申します。どうぞよろしくお願いします。

(拍手)

○税務課長（佐久間真一君） 税務課長の佐久間真一です。2年目となります。よろしくお願いいたします。（拍手）

○健康こども課長（野村浩光君） おはようございます。健康こども課長の野村浩光と申します。2年目務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○東陽病院事務長（越川直樹君） 東陽病院事務長の越川直樹でございます。4年目となります。よろしくお願いいたします。（拍手）

○食肉センター所長（林 栄君） 食肉センター所長の林栄と申します。よろしくお願いいたします。（拍手）

○会計管理者（石田賢一君） 会計管理者を務めます、石田賢一と申します。1年と2か月となります。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（鈴木和彦君） 以上で自己紹介を終わります。

次に、請願の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願2件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、ご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月21日に開催された八匠水道企業団議会令和6年2月定例会について、鈴木輝男議員。

〔12番議員 鈴木輝男君登壇〕

○12番（鈴木輝男君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、去る2月21日に開催されました八匠水道企業団議会令和6年2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出されました案件は、議案3件であります。

議案第1号 令和5年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を5,870万3,000円減額し、13億7,960万5,000円とするとともに、支出の水道事業費用を246万2,000円減額し、12億8,831万3,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を739万2,000円減額し、3億5,438万

7,000円とするとともに、資本的支出を290万7,000円減額し、9億4,659万円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,220万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の金額を1億1,448万4,000円に補正し、他会計からの補助金につきましては、匝瑳市一般会計2,446万8,000円、横芝光町一般会計682万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第2号は、令和6年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で、給水戸数を1万5,670戸、年間総給水量を425万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を14億2,550万5,000円、支出は水道事業費用を12億8,227万5,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が3億5,555万1,000円で、資本的支出が8億6,202万円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億646万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第3号 八匠水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬、給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、監査委員報酬の支給額の見直しをするもので、職務の特殊性に応じ、公営企業会計の監査に係る近隣水道事業体の支給額を鑑み改正すべく提案されたものであります。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、八匠水道企業団議会令和6年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 鈴木輝男君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、2月26日に開催された令和6年東総衛生組合議会3月定例会について、川島仁議員。

〔13番議員 川島 仁君登壇〕

○13番（川島 仁君） おはようございます。

去る2月26日に開催されました令和6年東総衛生組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は2議案であります。

議案第1号は、令和6年度東総衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億9,929万6,000円とするものであります。なお、前年と比較して、歳入歳出それぞれ2,512万6,000円の減額で、大きく減額になった科目は歳入で、分担金及び負担金が1,817万4,000円減の4億1,841万3,000円に、歳出では、衛生費が4,982万9,000円減の4億6,431万4,000円となりました。

議案第2号 東総衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、東総衛生組合監査委員に向後三郎氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるべく提案されたものであります。

提案された2議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、令和6年東総衛生組合議会3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 川島 仁君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、4月19日に開催された令和6年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会について、鈴木克征議員。

〔15番議員 鈴木克征君登壇〕

○15番（鈴木克征君） おはようございます。

去る4月19日に開催された令和6年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要を報告いたします。

本定例会に提出された案件は、議案3件であります。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、山武郡市環境衛生組合監査委員に岩澤達弥氏を選任するため、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるべく提案されたものであります。

議案第2号は、財産の取得についてであります。

本案は、山武郡市環境衛生組合新ごみ処理施設の建設用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案されたものであります。

所在地は、山武市松尾町金尾字乗越1127番1外4筆、地目は山林、地積は公簿面積2万7,714平方メートル、取得面積は3万9,901.88平方メートルであります。

予算金額は1億8,402万1,000円、取得相手方となる地権者は2名であります。

議案第3号は、山武郡市環境衛生組合手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、令和6年2月2日開催の第1回定例会において可決された「山武郡市環境衛生組合手数料条例の一部を改正する条例」別表第1について、一部改正するもので、可燃ごみ特大1袋の手数料を45円から50円に改めるべく、提案されたものであります。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和6年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 最後に、5月17日に開催された令和6年第1回山武郡市広域行政組合議会臨時会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長所信表明

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、町長から所信表明の申出がありますので、発言を許可します。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和6年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。開会に当たりまして、今後の町政運営について私の所信の一端を申し述べる機会をいただいたことは誠に光栄であり、心よりお礼申し上げます。

これまで4期16年の施策の推進に当たりましては、皆様のご理解とご協力をいただけたからこそ成し得たものであり、深く感謝申し上げます。

このたび、町民皆様の信頼を賜り、5期目の町政運営の重責を担わせていただくに当たりましては、改めて初心に戻って日々、町の発展と町民の皆様の安心のため努力を重ねてまいります。

さて、日本経済は34年ぶりの円安水準により物価の高騰が進み国内消費への悪影響をもたらしているほか、イスラエルとイスラム組織ハマスとの戦闘、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う輸送費用や原油価格の高騰により、日々の暮らしはもとより経済全体へ大きな影響を与

えております。

当町におきましては成田空港の更なる機能強化や圏央道の整備、さらに銚子連絡道路の延伸など大規模な社会資本の整備が進められています。

町を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中、今後生じる様々な影響をプラスに変える知恵を、議員各位をはじめとした町民の皆様と出し合い、心をひとつにしながら、安全で安心して暮らせるまちづくりと地域振興に向けて、これからの4年間、次に掲げる点を重点施策として取り組んでまいります。

1つ目は「横芝光インターチェンジ周辺開発」であります。

横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、令和4年度に基本計画を策定し、令和5年度には計画の実現に向け、まちづくり推進協議会を設立するとともに、事業化検討パートナーを募集し、本年2月に清水建設株式会社、株式会社カインズ、大和測量株式会社の3社と覚書を締結いたしました。今後は、成田空港直結道路の推進と合わせ、飲食・買物・観光施設等にぎわいの拠点となる複合施設用地と、その周辺に製造業や物流施設等の産業用地を配置した拠点整備を進めてまいります。

2つ目は「JR横芝駅北側開発」であります。

横芝駅北側開発につきましては、令和4年度に土地の所有者であるベルテクス株式会社と連携と協力に関する協定を締結し、令和5年度には基礎調査として町全体の人口動向や都市構造、公共交通等の観点から分析を行い、横芝駅北側周辺に必要な都市機能や施設の抽出を行いました。今後は調査の結果を踏まえ、より具体的な検討を行いながら事業計画の立案を進めてまいります。

3つ目は「自動運転バスの運行」であります。

令和6年2月1日からスタートいたしました自動運転バスの運行であります自動運転モビリティ事業につきましては、通年走行としての事業を継続するとともに、実用性を持たせた新たな走行ルートの拡大やデジタルツールを活用したサービスの連携を模索するなど本事業をさらに推進するため、令和6年度においても国庫補助事業の採択を目指すと同時に、町の新しい移動手段と新たな交通ネットワークの構築と合わせたスマートシティの実現に取り組んでまいります。

4つ目は「横芝海のこどもの国跡地周辺の観光開発」であります。

横芝海のこどもの国跡地周辺の観光開発につきましては、本年3月に、株式会社ユニマットプレシャスと活用検討パートナーの覚書を締結いたしました。

今後は、観光振興・雇用促進・経済発展に役立てる土地利用を目指し、海・川などを活かしたライフスタイルが体感できる、インバウンドも取り込む世界に通用する観光開発を推進してまいります。

5つ目は「成田空港直結道路の推進」であります。

横芝光インターチェンジから成田空港に至る空港直結道路の整備は、成田空港の更なる機能強化により増加する空港就業者の通勤や観光客の誘致など、定住者対策や地域振興に深く関わるため、千葉県に最優先の整備を要望し、早期完成を目指して推進してまいります。

6つ目は「両総用水土地改良区南条支線地区の農業基盤整備」であります。

両総用水土地改良区南条支線の地区を3つに分け、1期地区、2期地区については、千葉県の基準とする地元仮同意率90%を超えたため、1期地区は、令和5年度に千葉県の審査会に提出し、内諾がいただいている状況であり、2期地区は、千葉県の審査会に提出する資料整理をしている状況で、事業採択を目指し進めてまいります。

また、3期地区についても事業推進を図り、町の基幹産業である農業生産基盤の整備に努めてまいります。

7つ目は「町道Ⅱ-10号線と下町踏切の拡張」であります。

町道Ⅱ-10号線は、ショッピングモール「ピアシティ横芝光」の西側に隣接する幹線道路で、慢性的に混雑しています。踏切区間の幅員がとても狭く、交通に支障を来していることから、令和5年度から道路改良事業に着手しました。

念願である下町踏切の拡張には、多少お時間をいただきますが、町民の安全確保と利便性の向上を図るため、早期完成を目指してまいります。

これらの各種整備に加え、「女性活躍、DX、国際化、多文化共生、海、川などを生かした新たな視線でのまちづくり」といったソフト事業も進めてまいります。

女性活躍につきましては、女性の活躍の推進のため「子育て世帯に優しく、女性に選ばれるまちづくり」に向け、女性の活躍強化とチャレンジの支援に取り組んでまいります。

次に、デジタル技術を活用し、行政運営並びに住民サービスの利便性向上を図るためのDX、デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、行政と町民が協働してDXを推進する体制を整え、「いつでも、どこでも、誰でも、容易に質の高い行政サービスを享受できるDXの推進」に取り組んでまいります。

次に、国際化・多文化共生につきましては、国際化・多文化共生を実現するため、成田空港に近接する当町では、多様性を尊重し、海外で活躍できる人材を育成するため、国際感覚

の醸成と異文化への理解を促進する取り組みを行ってまいります。

次に、海、川などを生かした新たな視点でのまちづくりにつきましては、町の認知度向上のためのブランディングやプロモーション、町の魅力を体感できるコンテンツを盛り込みながら新たな視点でのまちづくりに向けて取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、具体的な施策の推進につきましては、議会の皆様と協議を重ねながら進めてまいりますので、より一層のご指導とご協力を重ねてお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

◎議案第 1 号ないし議案第 14 号、報告第 1 号ないし報告第 4 号の上程、

説明

○議長（鈴木和彦君） 日程第 5、議案第 1 号ないし議案第 14 号、報告第 1 号ないし報告第 4 号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、6 月議会定例会開会に当たりまして、現在の町の動き等諸般の報告を申し上げます。

初めに、5 月末日をもって出納を閉鎖いたしました令和 5 年度の各会計の現時点での決算概要について、ご報告申し上げます。

はじめに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は 132 億 5,902 万円、歳出総額は 129 億 8,540 万円で、形式収支では 2 億 7,362 万円の黒字となる見込みです。これから、繰越明許費などに係る今年度への繰越財源 3,532 万円を差し引いた 2 億 3,830 万円余りが実質的な剰余金として今年度への繰越金となる見込みです。

また、令和 5 年度の町債借入額は、小学校施設整備事業債と合併特例債を中心に 5 億 6,280 万円の借入れを行い、5 年度末の町債残高は 93 億 3,280 万円となる見込みです。一方、一般会計に属する基金残高は 43 億 1,464 万円となる見込みで、主なものは財政調整基金 16 億 9,646 万円、公共施設総合管理基金 7 億 5,889 万円、地域振興基金 7 億 2,190 万円となっています。

続いて、国民健康保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は 26 億

3,598万円、歳出総額は26億3,170万円で、形式収支では428万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は3億4,539万円、歳出総額は3億3,875万円で、形式収支では664万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

続いて、介護保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は28億1,143万円、歳出総額は26億268万円で、形式収支では2億874万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は6,408万円、歳出総額は6,296万円で、収支差引きでは112万円であり、今年度より公営企業会計に移行したことから、112万円余りが引継金として、公営企業会計へ引き継ぎ、未払金の支払いに充てる予定でございます。

続いて、東陽食肉センター特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億3,746万円、歳出総額は1億9,321万円で、形式収支では4,425万円余りが今年度への繰越金となる見込みでございます。

次に、東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。患者数につきましては、入院が延べ2万2,051人、病床利用率は63.4%で、前年度と比較しますと1,599人、病床利用率で4.4ポイントの増となりました。外来につきましては前年度に比べ1,426人増の、延べ3万5,793人でありました。

続いて収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収入は16億2,102万円で、収益的支出は16億9,278万円であり、収支差引きでは7,176万円の赤字となりました。

次に、資本的収入は1億3,597万円で、外来用超音波診断装置や超伝導磁石式全身用MR装置の更新を主とした資本的支出は1億6,156万円となり、収支差引きで不足する2,559万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

令和5年度は、外来及び入院患者数の増により医業収支は増収となりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が終了または縮小したことから赤字決算となりました。

以上、令和5年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し述べさせていただきます。

続きまして、令和6年度の主な事業のうち、本議会で改めてご報告申し上げる必要のある

事業等について、述べさせていただきます。

初めに、企画空港課関係についてであります。第2次横芝光町総合計画は、令和7年度で期間満了を迎えることから、引き続き令和8年度を初年度とした令和15年度までの8か年を計画期間として、令和6年度・7年度の2か年で第3次横芝光町総合計画を策定します。

今回の総合計画では、「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と計画体系を統合し、これからの時代に相応しいまちづくりの指針を策定し、より一層推進してまいります。

次に、令和5年度の成田国際空港周辺対策交付金につきましては、約14億4,600万円が交付され、令和4年度と比較しますと約100万円が増額されました。

このうち普通交付金は上堺保育所の閉所のほか横芝小学校の改築に伴う財源として、財政的に有利な文部科学省の補助金を活用することとしたため、公共施設割の算定対象施設が減少したことから約1,000万円の減額となり、特別交付金については対象事業を積み上げ、約1,100万円の増額となったことにより、差引100万円の増額となりました。

令和6年度も可能な限り獲得に努めるとともに、この交付金を活用しながら航空機騒音対策の推進を図り、地域振興に資する施策を積極的に実施してまいります。

続いて、環境防災課関係についてであります。「町内一日清掃」を5月26日の日曜日に行いました。

数多くの町民の皆様にご協力をいただきながら、事故もなく無事に実施することができました。

ポイ捨てごみなどが回収され、町内の環境美化推進が図られたものと認識をしており、ご協力をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

また、6月23日の日曜日には「栗山川周辺環境ボランティア」活動として、町民の皆様や各種団体、事業所の参加をいただき、堤防の草刈り作業やポイ捨てごみの回収作業を予定しております。

今後も町のシンボルである「栗山川」を始め、町内の環境美化を図るため、町民の皆様と共に協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、税務課関係についてであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策における一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の減税措置と併せて、減税しきれない方に対する定額減税補足給付金の支給を行うこととなりました。

支給に係る事業費につきましては、本議会に補正予算を提案させていただきました。

続いて、都市建設課関係についてであります。横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、事業化検討パートナーである清水建設グループと、事業手法の検討や、地権者組織の設立に向けて準備を進めています。そして、これまで懸案となっておりました県営かんがい排水事業の受益地から事業計画地を除外するための、土地改良法に基づく手続が、事業主体である千葉県により開始されました。事業化検討パートナーとの検討期間は1年間という短期間になりますので、土地所有者と協力しながら、事業化の準備を進めてまいります。

次に、横芝駅北側開発の進捗状況につきましては、駅北側の工場跡地を中心としたエリアに、都市拠点形成を形成すべく、土地所有者のベルテクス株式会社にご協力をいただきながら、昨年度から「まちづくり基礎調査」を実施しています。今年度は、土地区画整理事業の各種調査や横芝駅の北口整備に係る概算事業費の整理、公共施設整備に係る基本計画の策定等を予定しております。

次に、横芝海のこどもの国跡地周辺の観光開発の進捗状況につきましては、5月に千葉県と株式会社ユニマットプレシャス及び町とで合同会議を行い、周辺施設等の活用イメージについて情報の共有を図りました。また、議会議員の皆様には、ユニマットグループの事業展開について理解を深めていただくため、八街未来都市の事業地を視察いただきました。今後は、周辺施設等の活用に向けて千葉県及び株式会社ユニマットプレシャスと協議を進めてまいります。

続いて、福祉課関係についてであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が創設され、令和5年度は、低所得者支援給付の1点目として、8月から10月にかけて住民税非課税世帯へ3万円を給付した追加分として、1月から3月にかけて1世帯当たり7万円を2,667世帯に対して給付し、支給率は96.8%でありました。

2点目は、住民税均等割のみ課税世帯へ3月末から1世帯当たり10万円の給付を行っており、5月末時点で537世帯に対して給付し、支給率は91.3%、申請期限は、8月31日までとなっております。

3点目は、この2つの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して給付を行っており、5月末時点で323人に対して給付し、支給率は95.8%、申請期限は、住民税均等割のみ課税世帯と同じく8月31日までとなっております。

また、これらの給付金の対象となっていない世帯のうち、新たに令和6年度の住民税が非課税となった世帯及び住民税均等割のみが課税となった世帯へ1世帯当たり10万円を給付し、

さらに、この世帯に扶養されている児童1人当たり5万円を加算し給付を行うことから、本議会に補正予算を提案させていただきました。

続いて、産業課関係についてであります。観光振興につきまして、4月20日、21日に千葉県立蓮沼海浜公園南浜スポーツ広場を会場に開催されました「モンベルフレンドフェア」におきまして、モンベルフレンドエリア九十九里を構成する自治体、山武市・芝山町・横芝光町と国内最大手のアウトドアメーカー「株式会社モンベル」との包括連携協定の締結を行いました。この協定により、相互連携のもと、幅広い分野において連携して取組を行い、地域課題に対応し、住民サービスの向上や地域の活性化を推進してまいります。

次に、夏期観光事業につきまして、7月13日から8月18日までを開設期間として屋形海水浴場の準備を進めてまいります。木戸浜海岸につきましては、昨年同様、海岸の地形変動や離岸流の発生する可能性が高いため、海水浴場としての安全性を確保することが難しいことから、不開設といたします。

なお、6月15日、千葉県民の日に、千葉県誕生150周年記念事業フィナーレイベントが大網白里市の白里海岸から木戸浜海岸までの九十九里浜を会場として「九十九里浜ビーチクリーン&手つなぎ」が開催され、そのイベントに併せて、「海岸クリーン大作戦」を実施いたします。町の観光資源である屋形海岸及び木戸浜海岸の環境美化に取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、健康こども課関係についてであります。带状疱疹ワクチンの予防接種を希望する満50歳以上の町民を対象として、带状疱疹の発症及び重症化の予防並びに経済的負担の軽減を図ることを目的に、予防接種費用助成事業の創設を進めております。なお、関係予算につきましては、本議会に補正予算を提案させていただきました。

以上、各会計の決算見込み及び現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後とも、更なるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和6年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）であります。本案は、令和4年11月23日から同年11月24日にかけて、横芝光町尾垂地先で発生し

た大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害に対して、千葉県と連帯して負う損害賠償責任に関し、町損害賠償額501万7,185円を支払うことにより相手方と示談することについて、早期解決を図るため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されることに伴い、居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、令和6年度分個人町民税の定額減税措置に関する規定の整備及び固定資産税の負担調整措置の延長のほか、法律改正に伴う所要の規定の整理を行うことについて、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定基準額の引上げを行うため、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第5号 令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、令和6年度の当初予算を骨格予算として編成したことから、政策的経費の追加及び国のデフレ完全脱却のための総合経済対策への対応に伴う経費等について、予算計上するもの

でございます。

主な事業といたしましては、横芝光 I C 周辺開発事業、新たな居住者獲得事業のほか、定額減税補足給付金給付事業、自動運転モビリティ事業、低所得世帯支援給付金（非課税等世帯化・こども加算）等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ 6 億 5,053 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 148 億 6,053 万 1,000 円とすべく提案したものでございます。

議案第 6 号 令和 6 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の令和 6 年 12 月 2 日施行による被保険者証の廃止に伴い、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けたシステム改修等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ 377 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 1,477 万 7,000 円とすべく提案したものでございます。

議案第 7 号 令和 6 年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。本案は、令和 6 年度横芝光町農業集落排水事業会計予算の、第 1 款農業集落排水事業資本的収入を、第 3 款農業集落排水事業資本的収入に、第 1 款農業集落排水事業資本的支出を、第 4 款農業集落排水事業資本的支出に改めるほか、当年度から公営企業会計へ移行したため、地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金をそれぞれ 1 万 6,000 円及び 105 万 2,000 円とすべく提案したものでございます。

議案第 8 号 横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は、横芝光町教育委員会委員の半田美智子氏の任期が令和 6 年 6 月 21 日をもって満了となることから、その後任として本田和夫氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

議案第 9 号 横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、横芝光町監査委員の押尾幹氏の任期が令和 6 年 8 月 7 日をもって満了となることから、その後任として大木薫氏を委員として選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

議案第 10 号ないし議案第 12 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本案は、横芝光町固定資産評価審査委員会委員の富永芳道氏、吉田信也氏、中澤裕子氏の任期が令和 6 年 6 月 21 日をもって満了となることから、引き続き委員として吉田信

也氏、中澤裕子氏を富永芳道氏の後任として押尾幹氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるべく提案したものでございます。

議案第13号及び議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。但し、本案は、人権擁護委員の關範雄氏と伊藤美佐子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となることから、引き続き委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

続いて、報告第1号 令和5年度横芝光町一般会計継続費繰越報告についてであります。但し、本件は、令和5年度横芝光町一般会計予算のうち、継続費の年割額を通次繰越した横芝小学校改築事業ほか1事業に係る継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものでございます。

報告第2号 令和5年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。但し、本件は、令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）及び令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第11号）で繰越明許費を設定した小規模治山緊急整備事業ほか7事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町監査委員条例の一部を改正する条例の制定）であります。但し、本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条例の規定を整理する必要があるところであり、議会の委任による専決処分事項の指定について第3項に該当する事項であることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第4号 専決処分の報告について（横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定）であります。但し、本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条例の規定を整理する必要があるところであり、議会の委任による専決処分事項の指定について第3項に該当する事項であることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分といたします。

(午前 1 1 時 0 0 分)

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 1 時 0 9 分)

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明を続けます。

続いて、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号について、産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） それでは、議案第 1 号について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙議案つづり 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）につきましては、本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、大布川樋門の開閉不良を原因とする浸水被害に対する和解と損害賠償額決定について、早期解決を図るため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第 1 項の規定により、専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

3 ページをご覧ください。

こちらは、専決処分書でありまして、示談日である令和 6 年 3 月 18 日付で専決処分したものでございます。

次に、5 ページ、和解及び損害賠償額の決定についてにより、内容についてご説明をさせていただきます。

1、和解及び損害賠償の相手方は、横芝光町在住の 2 名の方と保険会社 1 社でございます。

2、和解の要旨につきましては、令和 4 年 11 月 23 日から 24 日にかけて横芝光町尾垂地先で発生した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害について、千葉県と連帯して町はその損害賠償をするものでございます。

3、損害賠償額につきましては、総額 1,003 万 4,371 円であり、町が負担する損害賠償額は 501 万 7,185 円として和解し、示談しております。損害賠償の負担割合につきましては、千葉県と町との協議により、折半で負担することとしております。

賠償の内容は、住居 2 棟の床上浸水に対する洗浄消毒、床壁修繕 729 万 9,821 円のほか、浸

水によって損傷した車両4台の時価相当額213万5,667円などとなっております。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任により専決処分できる事項として、当町で指定されている100万円を超える案件ではありますが、令和6年2月20日の議会議員全員協議会にて説明させていただいた際、円滑に賠償を進めるべく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただくことで、議員の皆様のご理解をいただき、進めてまいりました。

以上、議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第2号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて補足説明させていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづりの7ページをご覧ください。

本案は、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正を緊急に行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

9ページをご覧ください。

9ページは専決処分書で、本案は、令和6年3月29日付で専決処分したものであります。

4ページ進みまして、13ページから20ページまでは改正文となります。改正内容につきましては、黄色い表紙の議案関係資料に制定の概要を記載しておりますので、これにより説明いたします。

黄色い表紙、議案関係資料の1ページをご覧ください。

根拠法令等は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令であります。

内容の要旨は、これらの厚生労働省令が公布されたことに伴い、同じく厚生労働省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことから、居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は1から10までとなっており、いずれも省令の改正を反映させたものであります。

1から順に説明いたします。

1、居宅介護支援事業所の従業者の員数は、改正案第5条第2項及び第3項に係るもので、居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、これまで35人の利用者に対して1人としていた介護支援専門員の配置基準を44人に1人、また、ケアプランデータ連携システムの活用などの要件を満たすものについては49人に対して1人と改正するものであります。

2、管理者の兼務に係る要件は、2ページにかけてとなります。改正案第6条第3項に係るもので、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者について、これまで同一敷地内にある他の事業所との兼務を可としておりましたが、同一敷地内でなくても兼務を可とするものであります。

3、ケアマネジメントの公正中立性の確保は、改正案第7条第2項及び第3項に係るもので、前6月間に作成した訪問介護、通所介護などの利用割合及びそれぞれの同一事業者によって提供されたサービスの割合に関して、利用者に説明し、理解を得ることが事業者の努力義務となります。

4、身体的拘束等の適正化の推進は、改正案第16条第2号の2、2号の3及び32条に係るもので、これまで施設系サービスを中心に定められていましたが、居宅介護支援についても身体的拘束等の原則禁止及びやむを得ず身体的拘束等を行った場合の記録作成について義務づけとなります。

5、介護支援専門員のモニタリングは、改正案第16条第15号に係るもので、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、これまでは少なくとも月1回は利用者宅を訪問することとしていましたが、テレビ電話等を活用することで、訪問を少なくとも2月に1回でも可となります。

6、感染症や災害への対応は、改正案第22条の2に係るもので、発生時に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定や必要な研修及び訓練の実施等が義務づけとなります。

7、高齢者の虐待防止の推進は、改正案第4条第5項第21条及び第30条の2に係るもので、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じることが義務づけとなります。

3 ページをお願いします。

8、ハラスメント対策の強化は、改正案第22条第4項に係るもので、事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法などにおけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた必要な措置を講じることが義務づけとなります。

9、重要事項の書面揭示の規制の見直しは、改正案第25条に係るもので、事業所内での書面揭示を求めている運営規程の概要などの重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう書面揭示に加え、ウェブサイトでも公表することが義務づけとなります。

10、文書の保存、交付等にかかる電磁的な対応は、改正案第7条第5項第2号及び第34条に係るもので、これまで書面で作成及び保存することとされていた文書について、書面に代えて電磁的記録を可とし、利用者へ書面での説明や同意等が必要であったものについても電磁的方法による対応が可となります。

また、シー・ディー・ロム等の特定の記録媒体の使用を定める規定が手続のオンライン化等の妨げとなっている状況を踏まえ、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう、電磁的記録媒体に改めます。

以上で、主な改正内容の説明といたします。

なお、4 ページからの新旧対照表につきましては、ただいま説明いたしました内容に加え、改正に伴う文言整理、略称規定、条ずれ等の対応を行っているところでありますが、省令に合わせた表現等の改正であるため、説明は割愛させていただきます。

恐れ入りますが、ピンク色の表紙、議案つづりの20ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第3号及び議案第4号について、税務課長。

〔税務課長 佐久間真一君登壇〕

○税務課長（佐久間真一君） 議案第3号及び議案第4号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり23ページをお願いいたします。

初めに、議案第3号の補足説明でございますが、町長から提案理由説明がありましたとおり、23ページは専決処分書で、令和6年4月1日付で専決処分をしたものでございます。

2枚めくっていただき、27ページからが改正文となります。

改正内容の説明につきましては、黄色の表紙の議案関係資料つづりをお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

14ページは、本条例の制定の概要でございます。

内容の要旨でございますが、主な改正点は4点で、1点目は、令和6年度に実施される定額減税について、減税額、所得制限や本人、扶養などの対象範囲、減税方法など、規定の新設、追加をする改正となります。

2点目のわがまち特例は、固定資産税の軽減措置でございます。法律において軽減割合を定めておりますが、自治体が独自に法律の範囲内において、軽減割合の設定ができる規定でございます。今回の法律改正により、わがまち特例の対象資産が追加されたことに伴い、規定を新設するものでございます。なお、当町は独自の割合を定めておりませんので、法律に規定される割合のとおりでございます。

追加される特定のバイオマス発電設備は、再生可能エネルギーとして、経済産業省の認定を受けるなど、細かな取決めはありますが、生物由来の木材のチップや野菜くずなどを燃料とした発電設備でございます。

下にまいりまして、都市再生特別措置法の事業例でございますが、人が往来する駅前や商店街などを対象に、自治体が行う道路整備などと併せ、歩道の隣接部分の民地を歩道と一体化して舗装を行ったり、民地部分に芝生やテーブル、椅子などを置き、不特定多数の者が有料ではなく無料で交流、滞在できるオープンスペース化を図る事業で、そのオープンスペース部分を軽減するものでございます。

次の3点目は、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から8年度までの負担調整措置を、現行の仕組みのまま3年間延長するものでございます。

4点目のその他でございますが、職権による減免を可能とする規定の追加は、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免規定を対象としております。いずれも災害を原因とした減免措置がありますので、被災の状況により職権で減免ができるよう改正をするものでございます。

次の能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例の追加は、災害の発生日が令和6年1月1日で、地震で受けた損失に係る雑損控除は、原則として来年の申告内容となり、令和6年分の所得税、来年度の令和7年度住民税に反映されるところでございますが、特例については、令和5年分の申告内容として、所得税の確定申告や住民税申告をした場合、雑損控除を認めるものでございます。なお、現時点において当町にこの特例の該当者はおりません。

続きまして、16ページからの新旧対照表で説明をいたします。

新旧対照表は、右側が改正案でございます。アンダーライン部分が改正となったところがございますが、今回の税条例の改正は、法律の改正に合わせ、法律の改正どおりに条例を改めるもので、これに伴い、文言の整理のみを行う部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

また、施行日につきましては、原則令和6年4月1日でございますが、これと異なる施行日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

初めに、16ページ中段、第34条の7、こちらは個人の住民税、条例中では、個人の町民税に該当する寄附金税額控除に関する規定となります。新たな公益信託制度の創設に伴い、学校法人や社会福祉法人などの公益法人と同様に、公益信託について、寄附金税額控除の対象とするものでございます。

下にまいりまして、第9号のとおり、公益信託について、所得税法の寄附金税額控除と同様の取扱いができるよう、引用している所得税法の規定の見直しに合わせ、改正をするものでございます。

次の17ページ中段の第51条は、町民税の減免に関する規定で、職権による減免規定を追加するものでございます。職権の条件は、減免の事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認められる場合としており、近年の大規模災害を受けた被災地の状況など、災害を原因とした減免の適用が明らかであるケースを想定し、被災前の備えとして、あらかじめ規定を追加するものでございます。

下段の第56条は、固定資産税の非課税措置に係る申告規定で、ページをめくっていただいて、18ページ5行目のアンダーライン部分のとおり、私立学校法の一部改正に伴い、条項ずれを改正するものでございます。該当する法人は、専修学校または各種学校の設置のみを目的とする法人でございます。なお、この規定の施行日は令和7年4月1日でございます。

下にまいりまして、下段の第71条は、固定資産税の減免に関する規定で、町民税の減免と同様に、職権による減免規定を追加するものでございます。

次に、19ページ下段の第90条は、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免に関する規定で、第1項第1号に規定する身体障害者本人の年齢制限に係る部分を削除し、生計を一にする者が所有する軽自動車の減免対象範囲を拡大するものでございます。

ページをめくっていただいて20ページ、第139条の3は、特別土地保有税の減免に関する規定でございます。特別土地保有税は、平成15年度の税制改正により、現在課税を停止して

いる税目でございますが、町民税、固定資産税と同様に、職権による減免規定を追加するものでございます。

下にまいりまして、中段から附則の改正部分となります。

次の21ページ、左側の現行の欄、附則第4条の2は、非課税扱いの公益信託が終了した際、課税を行う規定でございますが、新たな公益信託制度の創設に伴い、この規定の取扱いは、租税特別措置法により適用されることから、規定を削除するものでございます。

右側、改正案の中段、附則第5条の2は、先ほど制定の概要で説明いたしました能登半島地震災害に係る雑損控除を認める規定を新設するものでございます。

ページをめくっていただいて、22ページ下段の附則第7条の5をお願いいたします。

ここからの説明は、令和6年度分の町民税の特別税額控除、住民税の定額減税に係る規定の新設となります。

第1項は、定額減税の適用範囲として、令和5年分の合計所得金額の上限を定めることや定額減税は所得割の額から本人分1万円、配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を加算した金額について控除する旨、定めるものでございます。

第2項は、ふるさと納税に係る税額控除の限度額並びに公的年金から天引きを行う仮徴収の所得割については、定額減税前の所得割の額により算定する旨、定めるものでございます。

次の23ページ中段の附則第7条の6は、普通徴収の納税通知書に関する規定で、定額減税は第1期分の納付額から控除し、控除し切れない部分の納付額は、第2期分以降の納付額から順次控除を行う旨、定めるものでございます。なお、給与から天引きされる給与所得に係る特別徴収は、地方税法の規定により令和6年6月分の給与天引きは行わず、7月から定額減税後の税額を11分割し、給与天引きを行うものでございます。

ページをめくっていただき、25ページをお願いいたします。

25ページ中段から始まる附則第7条の7は、公的年金から天引きされる特別徴収、本徴収の定額減税は、令和6年10月1日以後に支払いを受ける公的年金の特別徴収税額から順次控除を行う旨、定めるものでございます。

ページをめくっていただいて、30ページ右側、改正案の6行目、附則第7条の8は、来年度、令和7年度に定額減税を適用させる規定となります。内容は、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると、扶養の範囲内である配偶者であっても配偶者控除として該当にならず、令和6年度の定額減税の適用はありませんが、このようなケースについて、令和7年度の住民税では、配偶者控除の適用は従来どおりできませんが、年末調整や申告書の配偶

者控除欄へ記載をすることで、定額減税を適用する旨、定めるものでございます。

次の附則第8条は、肉用牛の売却に係る軽減措置の規定となりますが、定額減税の規定の新設により、第2項については条ずれの改正、第3項はこの規定の軽減措置を適用した後に定額減税を行う旨、読替規定を追加するものでございます。

次の31ページ、附則第10条の2は、制定の概要で説明いたしました、わがまち特例割合を定める規定でございます。第2項は、当町に該当はありませんが、公共下水道に対応した浄化施設の下水道除外施設を規定し、法律の改正に合わせ、特例割合を引き上げるものでございます。

次の右側、改正案の第14項、第24項は、制定の概要で説明いたしました規定を新設し、第15号からは、条例中の項ずれ、法律改正に伴う条項ずれを改正するものでございます。

ページをめくっていただいて、32ページ中段の附則第10条の3は、固定資産税の減額措置に関する申告規定でございます。第3項は、マンションなどの管理組合の長が、同じマンションの所有者分を一括して減額の申告をした場合、各所有者からの申告とみなす規定でございます。

その下の第4項から34ページの第15項までは、条例中の項ずれ、法律改正による条項ずれを改正するものでございます。

その下の附則第11条から37ページ中段の附則第13条までは、土地に係る固定資産税の負担調整措置についての規定であります。現行の仕組みのとおり、年度の更新を行うものでございます。

ページをめくっていただいて、38ページ附則第15条は、特別土地保有税に係る特例措置に関する規定でございますが、土地に対する負担調整措置と同様に、現行の仕組みのとおり、年度の更新を行うものでございます。

下段の附則第16条の3から、41ページ中段の附則第20条の3までの改正は、配当や土地の譲渡所得など、ほかの所得と分離して算出した住民税の所得割についても、定額減税の対象に含める旨、読替規定を追加するものでございます。

続いて、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりに戻っていただき、44ページをお願いいたします。

44ページ下段の附則第1条は、施行期日を定めるもので、次の45ページ上段の第1項第2号の2行目、公益信託に関する法律の法律番号が空欄となっておりますが、本法律は令和6年5月22日に公布され、法律番号は令和6年法律第30号となっております。

附則の第2条以降は、経過措置となります。こちらの説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

議案第3号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

議案第3号と同様に、令和6年4月1日付で専決処分をしたものでございます。

改正内容につきましては、関係資料でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづりをお願いいたします。

43ページをお願いいたします。

43ページは本条例の制定の概要でございます。

内容の要旨でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の見直しについては、高齢化等の影響による医療費の増加に対応するため、また、軽減措置の判定基準となる金額については、消費者物価などの経済動向等を踏まえ、国において賦課限度額減額の対象となる所得の基準について見直しを行ったことから、これに合わせて条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、ページをめくっていただいて、44ページからの新旧対照表で説明をいたします。

初めに、第2条第3項の改正は、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を現行の22万円から24万円へ改めるものでございます。

次の第21条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、第1項中22万円を24万円に改めるのは、減額後の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を、通常の賦課限度額と同様に引き上げるものでございます。

次の第1号から第3号までは、減額対象となる所得の基準を定めたもので、このうち第2号は、5割軽減に関する規定でございます。

次の45ページ上段のアンダーライン部分でございますが、左側の現行の計算式では、43万円に1人につき29万円を加算した金額以内となっておりますが、右側の改正後は43万円に1人につき29万5,000円を加算した金額以内へ引き上げるものでございます。

下にまいりまして、第3号は2割軽減に関する規定で、計算式は5割軽減と同様でございますが、1人につき加算する金額を、アンダーライン部分の53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

次に、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり53ページをお願いいたします。

53ページは改正文となります。

下段の附則第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

次の附則第2項は適用区分で、改正後の規定は令和6年度以後の年度分から適用し、令和5年度分までは従前の例によるものとなります。

以上で議案第3号及び議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午前11時49分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明を続けます。

議案第5号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第5号 令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,053万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6,053万1,000円とするものとなります。

第2条では継続費の補正を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正を行うものとなります。

次のページをお願いいたします。

2ページ、3ページ、4ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算に係る款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第2表継続費補正は、2事業を追加するもので、3款民生費、1項社会福祉費の社会福祉総務事務費（地域福祉計画策定業務）は、地域の支え合いによる地域福祉を推進するための社会福祉法の規定に基づく第2次地域福祉計画の策定を、令和6年度と令和7年度の2か年で行おうとするもので、総額は904万2,000円、年割額は記載のとおりでございます。

次の7款土木費、4項都市計画費の横芝光IC周辺開発事業（都市計画用途地域見直し等支援業務）は、都市計画の見直しに係る支援業務を令和6年度と令和7年度の2か年で実施しようとするもので、総額は1,765万5,000円、年割額は記載のとおりでございます。

第3表は債務負担行為補正で、今回追加する公用車賃貸借は、町長車が購入後13年を経過するとともに、走行距離が17万キロを超過し、経年劣化により修理費も増加していることから、当該車両をリースにより更新するため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

第4表は地方債補正で、小学校施設整備事業の限度額を5,780万円増額し、20億9,430万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につきましては、歳入の22款町債で説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

6 ページから8 ページまでは事項別明細書の総括でありますので、後ほどご確認をお願いします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明いたします。

9 ページをお願いします。

初めに、歳入です。

1 款 1 項 1 目個人町民税は、令和5年のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、本年6月から実施される個人住民税の1人当たり1万円の定額減税に係る減収分を減額するものであります。

10款1項1目地方特例交付金の減収補てん特例交付金は、住民税の定額減税実施に伴う減収を国が補填するもので、個人町民税の減額分と同額を増額計上しました。

15款2項1目総務費国庫補助金の地方公共交通確保維持改善事業費補助金は、新しい移動を実現する自動運転バスの社会実装の推進に係る補助金で、利用者の利便性向上を図るための運行経路の変更や顔認証システムの導入などに係る補助金を増額するもので、補助率は100%でございます。

次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として実施する低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金の支給に係る交付金を計上するもので、給付金の支給に要する経費の全額が交付されます。

2目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金は、国のこども未来戦略に基づく児童手当制度の見直しを円滑に実施するため、システム改修や準備事務に要する経費を補助するもので、補助率は100%でございます。

3目衛生費国庫補助金のマイナンバー情報連携体制整備事業補助金は、ヒトパピローマウイルスワクチンの接種記録をマイナンバーカードと情報連携するためのシステム改修に対する補助金で、補助率は3分の2でございます。

次のワクチン生産体制等緊急整備基金助成金は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種にかかる費用の一部を助成するもので、助成額は1人当たり8,300円です。

5目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金は、光小学校の防犯カメラ設置に係る補助金が補助率は2分の1で64万7,000円の増額となった一方、横芝小学校改築事業に係る交付金が国からの内示により6,423万5,000円の減額となったことから、相殺して6,358万8,000円を減額するものであります。

3節中学校費補助金の学校施設環境改善交付金は、光中学校の防犯カメラ設置に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

16款2項1目総務費県補助金の市町村防犯カメラ等設置事業補助金は、市町村が実施する防犯カメラ設置事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

4目農林水産業費県補助金の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金は、認定農業者が購入する園芸用機械に対する補助金で、補助率は4分の1でございます。

3項1目総務費委託金は、千葉県知事選挙委託金で、千葉県知事の任期が令和7年4月4日で満了となることから、選挙の執行経費に係る市町村交付金を計上いたしました。

17款1項1目財産貸付収入の移住子育て世帯住宅賃貸料は、旧横芝中学校プール跡地に建設中の子育て世帯向け集合住宅が令和7年1月1日より入居が始まることから、賃貸料を増額するものであります。

10ページをお願いいたします。

19款2項1目財政調整基金繰入金1億8,300万円は、今補正予算の財源調整のための繰入金でございます。

6目地域振興基金繰入金は、電子自治体を推進するためのオンライン会議ライセンス使用

料及び産業まつり事業費補助金に充当するものであります。

7目公共施設総合管理基金繰入金は、ふれあい坂田池公園スポーツエリア内の受水槽改修工事に充当するものであります。

8目地方創生基金繰入金は、移住子育て世帯住宅賃借料に充当するものであります。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源に充当するため計上いたしました。

21款7項1目雑入のB&G財団「子ども第三の居場所」事業費助成金は、子どもの第三の居場所横芝光拠点が購入する送迎用車両に対する助成金で、助成率は100%でございます。

次のiJAMP利用助成金は、自治体職員向け情報サイトの利用に係る千葉県町村会からの助成金で、令和5年度末をもって助成が終了したことから、全額を減額するものであります。

3つ目の消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団活動用雨具購入に対する助成金で、助成率は100%でございます。

次の基盤整備基礎調査事業地元負担金は、農業生産基盤整備事業を予定している南条第1期地区における、計画概要書作成業務委託に係る匝瑳市及び匝瑳市受益分の地元負担金を増額するものでございます。

22款1項5目教育債の公共施設等適正管理推進事業債は、横芝小学校改築事業に係る国補助金、学校施設環境改善交付金が減額となったことから、財源を確保するため、減額分を起債に振り替え、増額するものであります。

続いて、11ページ、歳出でございます。

歳出は、説明欄黒丸の事業ごとに説明させていただきます。

2款1項3目文書管理費の法規管理事業は、目視による確認や対面による講習など、デジタル化の妨げとなる町例規中の社会制度やルールの特典、見直しの実施及びその影響等の調査に係る支援業務を委託するものであります。

8目企画費の移住定住促進事業（創生）は、令和7年1月から入居が始まる旧横芝中学校プール跡地の移住子育て世帯住宅に係る賃借料で、1棟当たりの借上料は11万7,000円、管理費は同じく8,000円で、1月から3月までの3か月分を計上いたしました。

次の新たな居住者獲得事業は、シティブランドを確立し、横芝光町の認知度と好感度の向上を図るため、中長期的なプロモーション戦略の策定支援業務を委託するものであります。

次の自動運転モビリティ事業、10節需用費の光熱水費は、自動運転バスとして使用する電気自動車の充電に係る電気料金を実績見込みにより増額、12節委託料は、ルート変更や顔認

証連携の導入など、利用者の利便性を図るための経費を増額するものであります。

9目地域安全対策費の防犯指導及び啓発事業は、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、地元区が設置する防犯カメラに対し、設置費用の2分の1を補助するもので、増減額は20万でございます。

11目空港対策費の騒音防止対策施設維持管理事業は、令和5年度に横芝敬愛高等学校が空調和機器機能回復工事を実施し、空港周辺対策普通交付金が増額となったことから、横芝敬愛高等学校分の補助金を増額するものであります。

次の共同利用施設維持管理事業は、長倉共同利用施設の照明器具のLED化工事と、土間コンクリートの補修工事を行うための修繕料でございます。

次の航空業界学習事業は、12ページをお願いいたします。12節委託料は、町内の小学6年生を対象に、航空業界学習の一環として、2時間程度の周遊飛行体験を行うための委託料を計上いたしました。

12目情報管理費の住民情報系電算管理事業は、ひとり親家庭等医療費等助成に係る自己負担額の計算方法の変更に伴い、医療費助成システムの改修業務を委託するものであります。

次のネットワーク管理事業、11節役務費の通信運搬費は、基幹業務システムの標準化に当たり、町施設間における既存回線の増強が必要となることから、回線通信料を増額、12節委託料は、令和6年度国の低所得者支援及び定額減税を補足する給付事務を行うに当たり、LGWAN、総合行政ネットワークに接続する必要があることから、町ネットワークの改修委託料を計上するものでございます。

次のLGWAN管理事業は、基幹業務システムの標準化に当たり、LGWANアクセス回線の増強が必要となることから、速度変更工事費及び回線使用料を増額するものであります。

14目デジタル行政推進費のDX推進事業、13節使用料及び賃借料のライセンス使用料は、オンライン会議の開催及び電子文書を作成するためのアプリケーションの使用料、次のオンライン学習サービス利用料は、デジタル人材の育成に係るオンライン研修の利用料を計上いたしました。

2項1目税務総務費の税務総務事務費は、確定申告事務を補助する会計年度任用職員5名分に係る一般職報酬と費用弁償を計上するものでございます。

次の定額減税補足給付金給付事業は、令和5年度の国の予備費による低所得者支援及び定額減税補足給付金に係るもので、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の定額減税の実施に当たり、定額減税を十分に受けられないと認められる方に、その差額を調整給

付するための経費を計上するものでございます。

2節給料は、増加する業務に対応するための会計年度任用職員1名分の給料、3節職員手当は、当該事業の実施に伴う時間外勤務手当と会計年度任用職員の通勤手当及び期末勤勉手当であります。

10節需用費の消耗品費は、事務用品の購入代です。

11節役務費の通信運搬費は、確認書や振込通知書等の郵送料、次の手数料は給付金の振込手数料です。

12節委託料の電算処理委託料は、給付対象者に送付する確認書や封筒の作成などの委託料、次の給付金システム改修業務委託料は、所得税及び住民税の調整給付額を算定するとともに、給付対象者の履歴を管理するための住民情報系システムの改修費でございます。

19節扶助費の定額減税補足給付金給付費は、給付対象者を4,500人と見込み、計上いたしました。

2目賦課徴収費の徴収事務費は、町税の口座振替手続を税務課窓口などで行うペイジー口座振替受付サービスを更新するもので、11節役務費の通信運搬費は、通信回線の切替えに伴い、専用端末接続基本料及び情報管理基本料などを増額。17節備品購入費は、購入後10年が経過する専用端末2台を更新するため計上いたしました。

4項6目千葉県知事選挙費は、千葉県知事の任期が令和7年4月4日で満了となることから、千葉県知事選挙に要する費用として、選挙立会人等の報酬や選挙事務従事者の手当ほか、選挙啓発や投開票事務に係る経費を計上するものでございます。

各節の計上額につきましては、1節報酬が115万2,000円、3節職員手当は484万9,000円、14ページをお願いいたします。7節報償費9万4,000円、10節需用費221万4,000円、11節役務費86万4,000円、12節委託料335万6,000円、13節使用料及び賃借料33万7,000円、17節備品購入費12万9,000円で、細目につきましては説明欄記載のとおりでございます。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉総務事務費は、令和8年度から始まる第2次地域福祉計画の策定業務委託を2か年の継続費を設定し実施しようとするもので、今年度は計画策定に係るアンケート調査を実施いたします。

次の低所得世帯支援給付金（非課税等世帯化・こども加算）につきましては、令和5年度の国の予備費による低所得者支援及び定額減税補足給付金に係るもので、物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金及びこども加算の交付対象者以外の方で、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課

税となる世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付し、また、同世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算し給付するものでございます。

3節職員手当は、当該事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費は、事務用品の購入代、印刷製本費は、給付金に係る通知及び返信用封筒の印刷代です。

11節役務費の通信運搬費は、対象者への確認書や振込通知書等の郵送料、次の手数料は給付金の銀行振込手数料でございます。

12節委託料は、給付金対象者を管理するための住民情報系電算システムの改修費でございます。

19節扶助費は、給付金の給付費で7,700万円を計上しました。内訳といたしまして、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯への給付を500世帯5,000万円、同じく住民税均等割のみ課税となる世帯への給付を200世帯で2,000万円、子ども加算分として、住民税非課税となる世帯への給付を100人分で500万円、住民税均等割のみ課税となる世帯への給付を40人で200万円と見込み、計上いたしました。

2目老人福祉費の敬老事業は、敬老祝い品等の贈呈に係る経費を増額するものでございます。

7節報償費は、100歳を迎える方への記念品代、10節需用費の消耗品費は、75歳以上の方への敬老祝い品及び送付用封筒などの購入代、印刷製本費は、祝い状封筒の印刷代、11節役務費の通信運搬費は、75歳以上の方への敬老祝い品の郵送料、手数料は祝い状の封入手数料の計上でございます。

5目国民健康保険費の国民健康保険特別会計繰出金は、マイナンバーカードと保険証の一本化に当たり、国民健康保険被保険者全員に通知する加入者情報等のお知らせに係る印刷製本費を増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の支援対象児童等見守り強化事業、8節旅費は、子どもの第三の居場所を設置する自治体の首長を対象としたサミットへの出席及び職員研修に係る普通旅費を増額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、子どもの第三の居場所横芝光拠点を利用する児童の送迎用車両の購入に対する補助金でございます。

2目児童措置費の児童手当給付事業は、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長など、児童手当の抜本的拡充について、程度見直しの円滑な実施に要する経費を増額する

ものであります。

3節職員手当は、制度改正の準備事務に係る時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費は、周知用紙代、印刷製本費は、周知用封筒の印刷代、11節役務費の通信運搬費は、周知用チラシの郵送代、手数料は、児童手当口座振込手数料、12節委託料は、制度改正に係る児童手当システムの改修委託料を計上いたしました。

4目保育所費の横芝保育所運営事業、10節需用費は、複合機入替えに伴うインクタンクの購入代で、次の13節使用料及び賃借料のコピー機使用料から組み替えるものでございます。

次の旧町立保育所施設管理事業は、旧大総保育所が所管替えにより産業課へ移管されることから、園庭等維持管理委託料を6款1項2目観光費に組み替えるため減額するものであります。

4款1項2目予防費の個別予防接種事業は、新型コロナウイルスワクチン接種が本年4月1日から定期接種化されたことに伴い、ワクチン接種にかかる費用を増額するほか、带状疱疹の発症及び重症化の予防と、経済的負担の軽減を図るため、带状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部助成に要する経費を新規計上するものでございます。

10節需用費の消耗品費は、带状疱疹ワクチン予防接種費用助成事業の周知用紙代です。

11節役務費の通信運搬費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る個別通知及び带状疱疹ワクチン予防接種費用助成事業決定通知の郵送料でございます。

12節委託料は、新型コロナウイルスワクチンの接種委託料及び個別通知の封入封緘委託料で、接種人数を5,173人と見込み、計上いたしました。

19節扶助費の定期予防接種助成金は、契約医療機関以外で新型コロナウイルスワクチンを接種した方に対する償還払いによる接種費助成金でございます。

次の任意予防接種助成金は、带状疱疹ワクチン予防接種費用助成金で、50歳以上の方を対象に、生ワクチンによる接種は4,000円を1回、不活化ワクチンによる接種は1万円を2回助成するものでございます。接種人数を生ワクチンは13人、不活化ワクチンは117人と見込み、計上いたしました。

5目健康づくりセンター費の健康づくりセンター維持管理事業は、設置後13年が経過した電話交換機を更新するものであります。

6目環境衛生費の環境衛生事務費は、水路や河川等における油等の流出時に使用するオイル吸着材の在庫を補充するものでございます。

次の環境美化推進事業は、橋場区が新設する資源ごみ集積所整備に対する事業費補助金の

計上で、30万円を限度に補助するものでございます。

5款1項3目農業振興費の産業まつり助成事業は、今年の秋開催予定の産業まつりに係る事業費補助金でございます。

次の農業用機械施設等共同化促進事業は、農業機械を導入する営農集団に対する事業費補助金を増額するもので、農業機械を更新する農事組合法人など3団体について計上いたしました。

次の地域園芸活性化事業は、認定農業者1名が整備する園芸関係機械の導入に対する補助金を増額するものであります。

18ページをお願いいたします。

有害鳥獣駆除事業の10節需用費は、町が保有するくくりわなの補修用部品代でございます。

18節負担金、補助及び交付金の有害獣電気柵補助金は、有害獣からの農作物被害を防止するための電気柵設置に係る補助金で、資機材の購入に対し、購入経費の2分の1または2万円のいずれか少ない額を上限に補助するものでございます。

5目農地費の土地改良施設維持管理適正化事業は、屋形排水機場の除じん設備について、来年度以降、土地改良施設適正化事業に加入し、修繕工事を実施するため、ヒアリングに必要な積算業務を委託するものでございます。

次の地域排水管理事業、12節委託料の排水路除草作業委託料は、栗山地先の幹線4号排水路に樹木等が生い茂っていることから、除草作業を委託するための増額、次の測量業務委託料は、橋場地区における排水路整備に当たり、水路用地の現況測量を行うため増額、次の設計業務委託料は、令和5年9月の台風により排水不良が確認された横芝地先の幹線2号排水路について、現況調査を踏まえた原因究明と今後の対策等を検討するため、排水対策検討業務委託料を増額するものであります。

14節工事請負費は、経年劣化の著しい木戸2号排水路防護柵の補修工事を行うもので、延長82メートルについて計上いたしました。

次の木戸排水機場管理事業は、12節委託料は、遊水地の量水標が破損したことから、新たに量水標の設置を業務委託するものでございます。

14節工事請負費は、経年劣化の著しい木戸1号導水路ネットフェンスの張り替え工事を行うもので、延長80メートルについて計上いたしました。

次の屋形排水機場管理事業は、経年劣化により開閉が困難となったシャッターの修繕工事と、照明器具のLED化に係る工事費を増額するものでございます。

次の国営土地改良負担金事業は、平成26年から令和5年までに実施した、国営かんがい排水事業、大利根用水地区における農業用水利施設の機能保全事業が終了したことから、事業費の町負担分について、繰上げ一括償還するための負担金を計上いたしました。

次の経営体育成基盤整備事業（南条支線）は、農業生産基盤整備事業の令和9年度補助事業採択に向け、南条1地区の計画概要書作成業務を委託するものでございます。

6目農道整備事業費の農道管理事業、12節委託料の農道維持管理業務委託料は、広域農道の歩道部分に堆積した土砂の撤去費用を増額、次の調査委託料は、農免道路及び広域農道の舗装の劣化状況を把握し、舗装修繕の優先度を明確にするため、路面性状調査及び舗装修繕計画策定業務委託料を計上いたしました。

14節工事請負費は、農免道路と広域農道の区画線設置及び農免道路の案内標識板設置に係る交通安全施設整備工事費を計上いたしました。

6款1項2目観光費の観光事務費は、旧大総保育所を観光関連施設として利用するため、10節需用費の光熱水費は電気水道料を、次の修繕料は、契約電力の引下げに係る減設工事を、12節委託料は、消防施設保守点検委託料及び樹木剪定や除草作業を行う園庭等維持管理委託料を、13節使用料及び賃借料で、農業集落排水施設使用料を計上いたしました。

17節備品購入費は、地元区等へ貸出しを行っている産業課所管の自走式草刈り機1台が購入後10年を経過し、不具合が生じていることから、当該草刈り機を買い換えるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の観光まちづくり協会運営費補助金は、事業の安定化を図るため、新たに採用する事務員1名分の人件費に対し、補助金を増額するものでございます。

7款2項1目道路橋りょう総務費の道路橋りょう事務費は、地元区等へ貸し出している都市建設課所管の自走式草刈り機1台が購入後15年を経過し、不具合が生じていることから、当該草刈り機を買い換えるものでございます。

20ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費のその他町道整備事業、11節役務費は、町道C034号線横芝地先の不動産鑑定手数料でございます。

12節委託料は、町道C034号線、横芝地先及び町道B217号線中台地先における道路境界を確定するための測量業務委託料を計上いたしました。

3項1目河川費の栗山川堤防維持管理事業、14節工事請負費の施設改修工事は、栗山川から排水路への逆流を防ぐため設置されている原方地先のフラップゲート1か所が、腐食によ

り機能低下していることから、当該ゲートの更新工事を行うものでございます。

次の栗山川堤防交通安全対策工事は、栗山川遊歩道の利用者の利便性向上を図るため、河口からの距離を表示した案内標識などを設置するものでございます。

4項1目都市計画総務費の都市計画総務事務費は、公開型GIS横芝光町地図情報システムにおいて、地形図を容易に閲覧できるようにするため、地図情報システムに地形図情報を追加する業務を委託するものでございます。

次の横芝光IC周辺開発事業は、用途地域の変更に向け、農業振興地域の除外申請や都市計画見直しのための協議資料作成などに係る支援業務を委託するもので、2か年の継続費を設定し、実施しようとするものでございます。6年度は区域マスタープラン原案及び関係機関との協議資料の作成などを行います。

8款1項2目非常備消防費の消防団活動費は、消防団員安全装備品整備事業助成金を活用し、消防団活動用雨具を購入しようとするものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、消防団員の確保や地域防災力の維持強化を図るため、消防団幹部が自主的に行う活動及び消防力向上のため積極的に行う活動に対し、消防団活動費補助金を増額するものでございます。

次の消防施設整備事業は、本町区の第3分団第1部消防機庫詰所修繕に対する補助金でございます。

4目災害対策費の防災対策事務費は、海岸や海における油流出事故に備え、オイル吸着マットの購入費を計上いたしました。

9款1項2目事務局費の事務局事務費は、教育課所管の庁用車1台が購入後22年を経過し、故障が多いことから、当該庁用車を買換えるものでございます。

2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業は、遊具点検でさびの発生などによる危険性の指摘があった日吉小学校の遊具1台及び白浜小学校の遊具2台の施設営繕工事と、光小学校及び白浜小学校に防犯カメラを設置する施設改修工事を計上いたしました。

3目学校建設費の横芝小学校改築事業は、横芝小学校新校舎の机、椅子など家具備品の選定及び配置に係る設計業務委託料を計上いたしました。

3項1目学校管理費の中学校施設維持管理事業、14節工事請負費の施設営繕工事は、横芝中学校正門のドアホンの営繕工事を行うものであります。

次の施設改修工事は、光中学校の施設改修を行うもので、計画的に実施しているトイレの改修工事とエレベーター照明器具のLED化工事及び防犯カメラ設置工事を計上いたしまし

た。

22ページをお願いいたします。

4項3目共同利用施設費の大総会館維持管理事業は、消防用設備保守点検で、経年劣化により、危険性の指摘のあった自動火災報知設備の改修工事を計上いたしました。

4目図書館費の図書館一般設備維持管理事業は、設置後11年が経過した電話交換機の交換更新工事と、図書館街灯器具のLED化工事を計上いたしました。

次の読書活動推進事業は、町図書館が開館30周年を迎え、記念講演会を開催するため、講師謝礼を増額するものでございます。

5項1目保健体育総務費のパラスポーツ普及振興事業は、町が実施するパラカヌー体験の安全・安心な運営のため、町職員2名がパラカヌーサポーター講習会に参加するための経費を増額するものでございます。

8節旅費は日当旅費、13節使用料及び賃借料は駐車場使用料、18節負担金、補助及び交付金は受講料を計上いたしました。

2目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業は、野球場グラウンド内の排水設備補修工事と、遊具点検で腐食などによる危険性が指摘された複合遊具1台の撤去工事を計上いたしました。

次の光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業は、光B&G海洋センタープールのロッカー改修工事を計上いたしました。

次のふれあい坂田池公園一般管理事業、12節委託料は、保守点検で漏水の指摘のあったスポーツエリア内の受水槽設備の改修工事を行うため、設計業務委託料を計上いたしました。

14節工事請負費は、湿生植物園付近のトイレ解体工事と、スポーツエリア内の受水槽改修工事及び高圧受電設備の保守点検で、老朽化の指摘のあった高圧引込み設備の更新工事を計上いたしました。

次の中台トレーニングセンター維持管理事業は、井水ポンプが漏水していることから修繕料を計上いたしました。

歳出の説明は以上でございます。

24ページから29ページまでは給与費明細書、30ページは追加した継続費に係る当該年度以降支出予定額と進行状況等に関する調書、31ページは追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書、32ページは地方債の現在高に関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第6号について、住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 議案第6号 令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の議案第6号補正予算書をご覧ください。

令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,477万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入の補正についてご説明申し上げます。

5款1項8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は331万2,000円の増額です。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等の経費に対する補助金です。

8款1項1目一般会計繰入金は46万5,000円の増額です。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う印刷製本費に係る経費を、一般会計から繰入れするものです。

続きまして、歳出の補正についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は377万7,000円の増額です。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた事業を実施するための予算を追加するものです。内訳は説明欄をご覧ください。

10節需用費46万5,000円の増額は、資格情報のお知らせ及びこれを送付するための窓開き封筒を作成するための経費を計上するものです。資格情報のお知らせは、安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用していただくため、保険者で把握している加入者情報等を全ての被保険者に通知することとされているものです。この通知は令和6年10月までに通知することとされています。

11節役務費100万2,000円の増額は、資格情報のお知らせの郵送料を計上するものです。

12節委託料231万円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた国保資

格システムの改修に係る経費を計上するものです。

以上、議案第 6 号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第 7 号について、産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） 議案第 7 号 令和 6 年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の農業集落排水事業会計補正予算書をご用意いたします。

第 1 条は総則となります。

第 2 条は資本的収入及び支出の補正で、令和 6 年度横芝光町農業集落排水事業会計当初予算の第 4 条中、第 1 款農業集落排水事業資本的収入を第 3 款農業集落排水事業資本的収入に改め、第 1 款農業集落排水事業資本的支出を第 4 款農業集落排水事業資本的支出に改めるものです。これは農業集落排水事業で導入しているシステムに合わせ、変更するものでございます。

第 3 条は特例的収入及び支出の補正で、令和 6 年度当初予算の第 4 条の 2 を、地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当初に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 1 万 6,000 円及び 105 万 2,000 円であるとするものです。これは公営企業会計へ移行する際の未収金及び未払金につきまして、特別会計を令和 6 年 3 月 31 日に閉じるため、未収金、未払金を令和 6 年 3 月 31 日の実績額に変更するものでございます。

以上で、議案第 7 号補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 2 時 5 分といたします。

（午後 1 時 53 分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 04 分）

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明を続けます。

議案第 8 号ないし議案第12号について、総務課長。

〔総務課長 渡邊 奨君登壇〕

○総務課長（渡邊 奨君） 議案第 8 号 横芝光町教育委員会委員の任命について、補足説明をさせていただきます。

本日お配りさせていただいた議案つづりの55ページをお願いいたします。こちらのクリップどめのものになります。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町教育委員会委員の半田美智子氏の任期が令和 6 年 6 月 21 日をもって満了となることから、本田和夫氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

本田和夫氏は、横芝光町栗山にお住まいで、昭和34年生まれの64歳でございます。同氏は、昭和57年 4 月に成田市立西中学校教諭を振出しに、横芝光町立横芝中学校の教頭などを務め、平成25年 4 月からは横芝光町立光中学校、九十九里町立九十九里中学校、横芝光町立横芝中学校の校長を歴任された方でございます。

本田和夫氏は、広い分野における識見を有し、かつ人格高潔であり、教育委員会委員として適任の方でありますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、議案第 8 号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第 9 号、横芝光町監査委員の選任について補足説明をさせていただきます。

本日お配りさせていただいた議案つづり57ページをお願いいたします。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町監査委員の押尾幹氏の任期が令和 6 年 8 月 7 日をもって満了となることから、大木薫氏を委員として選任したいので、地方自治法第196条第 1 項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

大木薫氏は、横芝光町宮川にお住まいで、昭和31年生まれの68歳でございます。同氏は、昭和54年 4 月にちばみどり農業協同組合合併前の旧光町農業協同組合に入組後、平成 6 年 4 月から白浜支店長、日吉支店長、光支店長などを務め、本店の経理課長、担い手支援次長を歴任され、令和 3 年 4 月からは専務理事を務められた方でございます。さらには、社会福祉、社会奉仕の精神も旺盛で、町青少年相談員や地元の旧東陽小学校と光中学校の P T A 会長を歴任されるなど、地域社会へ多大な貢献をされている方でございます。

大木薫氏は、広い分野における識見を有し、かつ人格高潔であり、町監査委員として適任

の方でありますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第10号ないし議案第12号について補足説明をいたします。

本日お配りさせていただいた議案つづり59ページからとなります。

この3議案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町固定資産評価審査委員会委員の富永芳道氏、吉田信也氏及び中澤裕子氏の任期が令和6年6月21日をもって満了することから、新たに押尾幹氏を、また、吉田信也氏、中澤裕子氏は引き続き横芝光町固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、59ページをお願いいたします。

議案第10号は、横芝光町横芝在住、押尾幹氏65歳を選任しようとするものであります。押尾幹氏は、商工会会長、特別職報酬等審議会委員、監査委員などを歴任され、行政全般にわたり幅広い識見をお持ちの方でございます。

続いて、61ページをお願いいたします。

議案第11号は、横芝光町木戸在住、吉田信也氏64歳を選任しようとするものでございます。同氏は、平成24年6月から町固定資産評価審査委員会委員を務められ、平成30年6月から現在まで委員長を務められております。吉田信也氏は、宅地建物取引主任者を取得され、固定資産に関する高い知識をお持ちの方でございます。

続いて、63ページをお願いいたします。

議案第12号は、横芝光町横芝在住、中澤裕子氏52歳を選任しようとするものでございます。同氏は、令和3年6月22日から現在まで、町固定資産評価審査委員会委員を務められております。中澤裕子氏は、司法書士として平成17年8月に司法書士事務所を開設され、不動産登記簿等に精通された方でございます。

このたび提案する3名の方は、横芝光町固定資産評価審査委員会委員として、それぞれが優れた識見を有する方であり、その実績からも適任と思われますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で議案第10号ないし議案第12号についての補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第13号及び議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 議案第13号及び議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、詳細をご説明申し上げます。

資料は本日お配りさせていただきました人事案件の議案のうち、65ページの議案第13号と、67ページの議案第14号をご覧ください。

議案第13号及び議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしていただく民間のボランティア委員です。町長が議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するものであります。現在、当町では7名の方が人権擁護委員としてご活躍いただいております。このうちの2名の任期が令和6年9月30日をもって満了となることから、次期委員の候補者を推薦するため、意見を求めるものであります。

議案第13号で推薦しようとする方は、横芝光町芝崎に在住の關範雄氏71歳です。關範雄氏は、2期6年にわたり人権擁護委員をお務めになられています。現在も匝瑳人権擁護委員協議会の副会長、匝瑳人権擁護委員協議会第4部会の会長を務めるなど、管内の人権擁護活動に積極的に取り組んでおられます。

次に、議案第14号をご覧ください。

議案第14号で推薦しようとする方は、横芝光町宮川に在住の伊藤美佐子氏で、53歳です。伊藤美佐子氏は、1期3年にわたり人権擁護委員をお務めになられています。現在も匝瑳人権擁護委員協議会の子供人権擁護委員会委員長を務めるなど、管内の人権擁護活動に積極的に取り組んでおられます。

以上の2名の方は、人権擁護についてのご経験、ご理解も深く、人権擁護委員として引き続きご尽力いただける最適任者であると確信しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 報告第1号及び報告第2号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 初めに、報告第1号についてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり69ページをご覧ください。

報告第1号 令和5年度横芝光町一般会計継続費繰越報告についてであります。本件は継続費の令和5年度分年割額のうち、年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、その繰越額を報告するものでございます。

対象事業の1つ目、3款民生費、2項児童福祉費の子ども・子育て支援事業計画策定業務は、契約における入札差金を通次繰越しするもので、令和5年度継続費予算額291万5,000円のうち1,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

2つ目の9款教育費、2項小学校費の横芝小学校改築事業は、契約事務に時間を要し、令和5年度内に予定していた基礎工事及び一部躯体工事を6年度に繰り下げたことから、令和5年度継続費予算額8億4,076万円のうち、4億3,257万2,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

71ページをご覧ください。

報告第2号 令和5年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてであります。本件は令和5年12月議会定例会及び令和6年3月議会定例会で、繰越明許費の承認をいただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その繰越額を報告するものでございます。

繰越しを行った事業は8事業で、繰越額の総額は翌年度繰越額の計欄に記載のとおり、1億4,318万2,000円となりました。

1つ目、2款1項総務管理費の地域生活応援券発行事業（第2弾）（重点支援交付金）は、国の令和5年度補正予算に伴い、物価高騰の影響を受けている生活者の負担軽減を図るため、町内協力事業者で使える商品券を町民1人当たり2,500円分を配布するもので、使用可能期限を令和6年6月30日までとしており、4月以降も換金業務などに係る経費が必要となるため、繰越しを行いました。

3項戸籍住民基本台帳費の2つの事業は、マイナンバー法等の改正に伴い、戸籍情報システムなどの改修を行うもので、国庫補助金の交付決定が年度末となり、年度内に業務が完了しなかったことから繰り越したものでございます。

3款1項社会福祉費の低所得世帯支援給付金給付事業（均等割世帯・こども加算）は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する1世帯当たり10万円の給付と、令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5

万円を加算し給付するもので、国庫補助金の交付決定が年度末となり、給付対象者からの申請期限を令和6年8月31日までとしていることから繰り越したものでございます。

4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、特例臨時接種期間が令和6年3月31日で終了したところですが、4月以降の事務処理に経費が必要となることから、繰り越したものでございます。

5款2項林業費の小規模治山緊急整備事業は、工事費の増額により、千葉県への補助金申請手続などに時間を要し、年度内に事業が完了しなかったため繰り越したものでございます。

7款2項道路橋りょう費の町道Ⅱ-10号線道路改良事業（横芝地先）は、物件調査委託で、測量設計業務に伴う関係機関との協議に不測の日数を要したことから繰り越したものでございます。

8款1項消防費の防災行政無線更新事業は、千葉県防災行政無線設備再整備工事に係る負担金で、使用する電源ケーブルの納品に時間を要したことから工事に遅延が生じ、年度内に完了しなかったため繰り越したものでございます。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明とさせていただきます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 報告第3号について、総務課長。

〔総務課長 渡邊 奨君登壇〕

○総務課長（渡邊 奨君） それでは、報告第3号について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり73ページをご覧ください。

報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町監査委員条例の一部を改正する条例の制定）についてでございますが、本件は、町長から提案理由説明にございましたとおり、議会の委任による専決処分事項の指定について、第3項で規定する法令の改廃に伴い、その法令の条項を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、町がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正することに該当する事項であることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚めくっていただきまして、75ページにつきましては専決処分書で、令和6年3月27日付で専決処分したものでございます。

79ページが改正文となります。

それでは、制定の概要でご説明させていただきます。

黄色の表紙の議案関係資料つづり47ページをお願いいたします。

根拠法令等は記載のとおりでございます。

内容の要旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、職員の賠償責任の審査について、横芝光町監査委員条例第8条で引用する地方自治法第243条の2の2第3項が第243条の2の8第3項に改められたため、改正したものでございます。

次のページ、48ページが新旧対照表となります。

お手数ですが、ピンク色の表紙の議案つづり79ページにお戻りください。

施行日でございますが、附則に記載のとおり令和6年4月1日でございます。

以上で報告第3号の補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 報告第4号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） それでは、報告第4号について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり81ページをご覧ください。

報告第4号 専決処分の報告について（横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。本件は、町長からの提案理由説明にございましたとおり、議案の委任による専決処分事項の指定について、第3項で規定する法令の改廃に伴い、その法令の条項を運用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、町が条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正することに該当する事項であることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚めくっていただき、83ページは専決処分書で、令和6年3月27日付で専決処分したもので、87ページが改正文となります。

それでは、制定の概要で説明をさせていただきます。

黄色の表紙の議案関係資料49ページをご覧ください。

根拠法令等は記載のとおりでございます。

内容の要旨ですが、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、議会の同意を要する賠償責任の免除について、横芝光町東陽病院事業の設置等に

関する条例第5条で引用する地方自治法第243条の2の2第8項が、第243条の2の8第8項に改められたため改正したものでございます。

また、令和2年の地方自治法の改正においても条ずれが発生しており、同条例を改正する必要がありましたが、漏れていたため同時に改正をいたしました。

次のページ、50ページが新旧対照表となります。

お手数ですが、ピンク色の表紙の議案つづり87ページにお戻りください。

施行日ですが、附則に記載のとおり令和6年4月1日でございます。

以上で報告第4号の補足説明とさせていただきます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 報告第1号 令和5年度横芝光町一般会計継続費繰越報告について、報告第2号 令和5年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について、報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町監査委員条例の一部を改正する条例の制定）、報告第4号 専決処分の報告について（横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定）については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時35分といたします。

（午後 2時30分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時35分）

◎一般質問

○議長（鈴木和彦君） 日程第6、これより一般質問を行います。

◇ 市 原 成 一 君

○議長（鈴木和彦君） 通告順に発言を許します。

市原成一議員。

〔4番議員 市原成一君登壇〕

○4番（市原成一君） 議席番号4番、市原成一が議長のお許しをいただき一般質問をさせて

いただきます。

まず、今年3月に銚子連絡道路が匝瑳市まで延伸したことや横芝光インターチェンジ周辺産業用整備事業化パートナー、旧横芝こどもの国跡地開発検討パートナーが選定されるなど、町の将来に活気が訪れることが大いに期待できることとなりました。これらの事業の成功を願う町民の一人として、町執行部、関係者が一丸となってお尽力いただくことをお願いします。

昨年12月議会の一般質問に引き続き、人口減少問題の課題提起から入らせていただきます。

今年の3月、町長選挙前に横芝光町の課題と題する記事が新聞掲載され、多くの方が読まれたことと思います。その記事の人口に関する部分で、社会増減で35人の転入超過、この数値だけを見ると、移住定住施策の効果かと喜びたいところではありましたが、調べてみると、転入者全体の約28%、185人が外国の方でありました。

私は外国の方に偏見を持っているわけではありませんが、この町への定住はとなりますと、今後は技能実習制度から育成就労制度に改正され、よりよい仕事を求め転籍しやすくなることなどから、外国の方がこの町に長く住み続ける可能性は低い。今後の動向を注視すべきものと考えております。

さらに、人口の話題では、社人研から昨年12月22日に日本の地域別将来推計人口、令和5年推計が発表されました。この町で作成した人口ビジョンとは、当然の現象ですが、乖離が見られます。第2期人口ビジョンでは、成田空港内外の就業増加を見込み、これから15年後の2040年頃をピークに2万5,000人超、この時点で社人研推計とは人口で9,000人、率で1.56倍と大幅な乖離があります。成田空港への就業に期待をするのであれば、バス増便以外にも積極的に取り組む必要があるのではないかと考えております。

今年の4月には、持続可能性自治体分析レポートと題した将来推計人口から分かる自治体の実情と課題が公表されました。この件については、森川議員からも町長への質問がされていますので、私は要点のみお話をさせていただきます。

この公表資料による町の特性として、自然減対策が必要、かつ、社会減対策は極めて必要とあるというC-2というものに分類をされています。そこで、社会減対策が極めて必要と分類されたこの町では、若者の転出抑止策にもう少し比重を置いてまちづくりを考えるべきではないですか。

その1つとして、奨学貸付金の返還免除制度を創設してはいかがでしょうか。奨学金の返還支援については、令和元年と昨年と二度にわたり、川島富士子議員からも同様の一般質問

がされています。失礼とは存じますが、そのときの答弁に触れさせていただきます。

議事録を確認しましたが、令和元年9月答弁、ご提案の助成制度を含め、新たな事業を検討してまいります。令和5年9月答弁、奨学金活用による若者の地方定着促進に係る特別交付税の措置率が低いので、他の事業を優先的に取り入れ、引き続き検討しますとのことでした。

この答弁、見方によっては後退しているように思えませんか。本当にこれからの若者や町の将来のことを真剣に考えているんだろうかと思ったところでございます。

奨学金は、自治体や学生支援機構など、様々な機関、団体で行っております。返還についても、減免や補助制度、返還猶予など、若者の重い負担を改善するために様々な支援がされています。これら全ての実態を調査把握することは難しいでしょう。

そこで、私はスタートとして、独自に奨学資金貸付制度を持っているこの町だからこそ、実態把握をしながら研究検討し、早期実現が可能ではないかと考え、町の奨学金貸付制度の返還免除から着手してはいかがかと提案をさせていただきます。

壇上からは若者の転出抑止策として提案をさせていただきますが、この制度が実現すると、転出抑止策以外にも十二分に効果するものと考えております。考え方によると、副次的効果のほうが大きいかもしれません。その辺は、後ほど自席からお話をさせていただくといたしまして、壇上からは4点伺いをいたします。

1点目に、町の奨学貸付制度の利用状況を教えてください。

2点目に、奨学金返還中の町内居住者と町外居住者の割合を教えてください。

3点目に、ずばり本題を聞きます。町出身者のふるさと定住意識の高揚策として、返還免除制度の創設をすべきではないですか。

4点目に、画一的な奨学金ではなく、状況に応じた貸付金額などをお考えになりませんか。

以上4点についてお尋ねをいたします。

続いて、大綱2点目の移住子育て世帯住宅事業についてであります。今回通告をしてお答えをいただくべきか、非常に悩ましいものがありました。私が勘違いをしている可能性もあるので、質問は控えましたが、ご存じの方がいれば後ほど教えていただきたいと思いますっております。

それは、11月の議会議員全員協議会で、この事業の説明を受けた際に、えっ、と疑問に感じた部分があります。説明の要旨は、参加が1件でした。審査の結果、合格したので、後々議会に債務負担行為の議決をお願いしますとのことでした。

不思議なプロポーザル公告だなど。内容から4億5,000万円の債務負担行為を要する契約に結びつけられるのか。プロポーザル制度が変わったのかと疑問を持ちつつ、この部分を質問すると、また混乱をさせてはいけないと、ぐっと我慢をし、公文書の開示請求でプロポーザル公告資料を確認することにしました。しかし、違和感を払拭することはできません。

そこで、執行部の仕事に口出しをして恐縮ですが、予算支出を伴う契約事務を進めるために一番大事なものが欠落していませんか。財務規則第141条の例外規定、これは低い金額の場合と解釈していましたが、ほかの解釈をご存じの方がいればご教授いただけると幸いです。

この部分は、契約事務を進めるための一丁目一番地であると認識をしていたので、なぜないのか不思議でなりません。後ほど教えていただけるであろう財務規則の適用云々によっては、今後正式回答を求める用意がありますので、お含みおきください。

今回はプロポーザル審査に疑問を持ったまま、今後の事業を円滑に進めていただくため、契約や入居スキームを優先した内容の質問にとどめることにしました。それは事業内容の説明に違和感を持ったことに始まります。

説明のほとんど、いや、全てが事業者提案のコピペ、町が一部公費負担をするのであれば、家賃補助する考え方や主体性を持ったスキームの説明も必要ではないかと感じたところでございます。

挙げ句の果てに、入居申請審査や家賃収入は一切オーナーにお任せしようと思っています。町の立場は何なのでしょう。私はいろいろ質問しようと用意をしておりましたが、二、三の質問で終わらせ、担当課で細かく聞くことにいたしました。

そのときに、町のルールとして条例制定はと尋ねたところ、家賃は使用料ではないので、条例制定の必要はありませんとの回答に驚き、では、町の公費負担の根拠はと尋ねると、契約書があるので何もつくりませんとの回答。契約書とは、お互いの約束事を書面にして記録に残すものであり、積極的に公開する広報性のある文書ではないと思っております。この事業に関する町からの公費投入は、入居者のためですか、それとも安価で容易に入居募集ができる事業者のためですかと聞きたくなります。何のために公費を30年間投入し続けるのか、明文化した目的やルールをつくるべきではないかと今でも思っております。

加えて、条例とは、事業の目的や関係者の権利義務に関する規定、そして、それらを知らしめる広報性があることをお話ししておきます。また、事前の効果検証についても、町独自の試算をしていないではないかと感じました。公費負担額についても、全員協議会の際の説明では、管理費を含め1部屋月額12万5,000円で借り、7万5,000円は家賃負担してもらおうと

説明がありましたので、30年間の町負担は1億8,000万かと勝手に試算をしていたところ、12月の債務負担行為の議決の際には、町負担額が私の試算から増額しておりました。

なぜかと尋ねれば、1棟借りているので空き部屋分の家賃未収を補填すべきだからと。確かに1棟借りすれば当然のことだなと思いつつ、あらかじめ想定したかと尋ねたいくらいでございます。

この事業は、人口減少対策ではあるものの、30年後の人口推計を考慮しながら、長期債務負担行為なのでしょうか。参考ですが、国の債務負担行為期間は原則5年です。いくら提案があったとはいえ、もう少し調査研究検討してから事業化をしてほしかったなと思っております。

私は自分なりに試算した結果から、総体的にはプラスに効果するであろうと推測し、債務負担行為は賛成をいたしました。が、いまだに数多くの疑問や不安が残っていることは事実です。

それでは本題の質問です。

1点目として、時期的には事業主との基本協定は済んでいると思います。その基本協定の内容を教えてください。

2点目として、オーナーなど、各関係者との契約内容は、考えがまとまっていれば教えてください。

3点目として、賃貸借の手続スキームが検討されていれば教えてください。

4点目として、この住宅政策でどの程度の人口増加が期待できますか、試算をしていれば教えてください。

5点目として、資本主義社会で民間が利潤を追求することは当然のことです。反対しているわけではありませんが、民間公募にした理由は何ですか。

6点目として、移住子育て住宅は町内定住へのポンプ機能との説明がありましたが、回転をよくするために、住宅取得奨励事業との連携は取りますか。

以上6点について、答弁しやすい順に並びかえやジョイントされても結構ですので、お答え願います。

続いて、大綱3の自動運転モビリティ事業についてお尋ねします。

まず、実証運行なので、乗車率を求めるものではないことは理解していますが、本年2月から運行を開始した事業の状況についてお尋ねします。

その実績については、昨年度実績は過日の全協で説明がありましたので、1点目として、

本年度の運行日数と乗車人数について、分かる範囲で結構ですので、教えてください。

私は、今でも町民に対する直接効果の薄い事業だと思っています。多額の経費を使いながら継続していることについての疑問は持ち続けています。私は事業費予算、債務負担行為の賛成の立場を取りました。その際は、財源獲得に努力する、撤退するときは潔く事業を取りやめるという趣旨の町長発言があったので賛成をいたしました。この車両に会うたびに、実証運行はこの町でよかったのだろうか、本当に本格実装を目指してよいのだろうかと考えさせられます。

私が職員在職中、町長から声なき民衆、サイレントマジョリティーのことを教えていただきました。この事業に関しても、サイレントマジョリティーがいるのではないですか。反対意見が聞こえないだけかもしれません。このことから注意深く思考を巡らせ、その結果、実施の方向に踏み切った町長にお尋ねをいたします。

2点目として、現時点での将来性をどのようにお考えですか。

また、3点目として、費用対効果の観点から、自己評価をしていれば教えてください。

町長、なぜ私が何度もこのモビリティ事業について意見を申し上げたり質問するのか、多分またかと思っていることでしょう。その理由をお話をさせていただきます。

町長1期目、合併後初の一大事業として、横芝地域住民念願の横芝中学校改築事業がありました。この事業は着工する直前になって複数の重い重い課題が降り注いできました。そのうちどれ一つを取っても完成を遅らせるに十分な重さの課題です。町長は常に横芝地域住民念願の事業だから、子供たちが待っているから遅れは許されないと、課題解決に向け、自ら英断を下し続けてくれました。その英断に畏敬の念を抱くことすらありました。

とにかくハード事業は、完成したものだけを見て評価されがちです。着工前や工事中の苦勞が表に出ることはまれでしょう。あえて言います。私は今でも、横芝中学校を見るたびに、着工前の町長の英断がなければ、横芝中学校がああ形で工期を守って完成することはできなかったと思っています。当時、町職員であった私には、町長の姿勢、言動から、今、誰のために、何を、いつまでにすべきか、非常に理解しやすかったです。

しかし、今回質問をさせていただいた大綱2と3の事業は、理解に苦しみます。理解に苦しい部分は予算執行にもあります。横芝中学校改築着工前は、国の三位一体改革により、税源が地方に移譲され始めた直後、地方の自主財源が増えるからと体育館移転分の国庫補助金制度が廃止されました。そのとき町長は私に何と言ったか覚えていますか。補助金減額分を借入れや一般財源で補填すれば事業は進められなくはない。でも、それはもったいない。幾

らでもいいからすぐに県庁行って掛け合ってきてくれと、私に命じました。

その結果、後々の交付税に元利償還金100%算入の最も有利な起債額1億2,000万円の見通しが立ちました。町長の町財源を使うのはもったいないの一言がなければ、多分1億2,000万円を余分に町が負担し、事業が進められていたと思っています。その町予算を使うのはもったいない。いつの間にか、国庫補助金が減っても基金があるから、使わないと交付金をもらえないから、町予算に対する考え方が変わっていませんか。それは社会が変わったのですか。町長の考え方が変わったんですか。それとも、私の町長を見る目が変わったんでしょうか。今の私にはなぜなのか分かりません。

政治姿勢に関しての質問は控えますが、大綱2、3の質問に至る経緯の一端として、一方的に話をさせていただき、壇上からの質問を終わらせていただきます。明快なご答弁をお願いいたします。

〔4番議員 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 市原成一議員ご質問の大綱1点目、若者世代のふるさと定住促進策として、町の奨学資金返還免除制度の創設をのうち、町の奨学資金貸付制度の利用状況はと、奨学資金返還中の町内居住者と町外居住者の割合はと、貸付金額等の改正の考えはあるかにお答えいたします。

初めに、町の奨学資金貸付制度の利用状況はでございますが、町では、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学資金を貸し付けることにより、将来社会に貢献する有用な人材の育成を図ることを目的として、平成23年度から奨学資金の貸付けを開始しております。

貸付開始から現在まで、高校生2名、専門学校生1名、短大生2名、大学生37名、大学院生2名の合計44名の方に貸し付けを行っているところでございます。

次に、奨学資金返還中の町内居住者と町外居住者の割合はでございますが、令和5年度は19名の方が返還をしております。返還者のうち、町内居住者が10名、町外居住者が9名であり、町内居住者の割合は53%となっております。

次に、貸付金額等の改正の考えはあるかでございますが、現在、高等学校、高等専門学校または専修学校の高等課程の方に月額1万円以内、大学、短期大学、大学院または専修学校の専門課程の方に月額3万円以内を、当該学校における正規の就学期間を終了するまでの期

間、貸し付けをしております。

貸付対象者には自宅や自宅外通学、国公立学校や私立学校に就学するなど、様々な方がおられますが、それらの区分に応じ、貸付金額に差をつけることは現在考えておりません。

いずれにいたしましても、町の貸付型の奨学資金制度を活用していただくとともに、日本学生支援機構や千葉県、各高等学校・大学の奨学資金制度もありますことから、引き続き、周知をしてまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 市原成一議員ご質問の大綱１点目、若者世代のふるさと定住促進策として、町の奨学資金返還免除制度の創設をのうち、町出身者のふるさと定住意識の高揚策として返還免除制度を創設すべきではないかと、大綱２点目、移住子育て世帯住宅事業についてと、大綱３点目、自動運転モビリティ事業についてにお答えいたします。

初めに、大綱１点目、町出身者のふるさと定住意識の高揚策として、返還免除制度の創設をすべきではないかにつきましては、若者世代のふるさと定住促進策として、様々な取り組みがございますが、その中でも、進学や就職による若い世代の転出の抑制、町外からの若者の流入促進、地域経済の担い手となる若者の地元企業への就職や、U I J ターンによる若者に定住を促すことを目的に、特定の条件を満たした場合に、奨学金の返還が免除される制度を、設けている自治体もございます。

令和５年９月議会定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、町では、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時において、奨学金返還支援等を含め様々な事業検討をした中で、総合戦略の目的である人口減少抑制と地域活性化を推進していくため、若い世代の定住に向けて住宅取得奨励金事業と居住地拠点創出事業等を優先的に取り入れた経緯があります。

加えて、当町の特色として、2022年度から空港関連従業員を町へ呼び込むことに重点を置き、新たな居住者獲得に向けた各種施策に取り組んでいるところでございます。

若い世代が夢と希望を持ち、地元へ帰り、地元企業への就職を望むよう、町としても環境整備や雇用の創出、住みやすいまちづくりを目指して各種施策を進め、加えて、奨学金返還免除制度の創設等についても、新たな取り組みとして今後調査・検討していく必要があると考えております。

次に、大綱２点目、移住子育て世帯住宅事業についての事業主との基本協定の内容について、オーナーや関係事業者との契約内容についてと、賃借についてのスキームについては関連性がございますので、併せてお答えさせていただきます。

基本協定の内容につきましては、本事業に関わる土地の使用貸借契約、移住子育て世帯住宅の建物賃貸借契約及び建物転貸借契約を町と事業主が締結することに向けた義務を定めるとともに、設計から建設、維持管理までの提案内容に沿って、事業の円滑な実施に必要な諸手続を定めたもので、令和５年１１月３０日に締結いたしました。

契約につきましては、同日１１月３０日に旧横芝中学校プール跡地を移住子育て世帯住宅等事業用地として貸付する公有財産使用貸借の仮契約を締結し、令和５年１２月議会で財産の無償貸し付けについてを承認していただき、効力の発生となりました。

事業主においては、施工会社と請負契約、不動産会社と管理委託契約、入居者と定期借家契約を締結いたします。町においては、本議会にて提案させていただきました一般会計補正予算案のご承認が得られれば、事業主との間で定期建物賃貸借契約と建物転貸借契約を締結する予定であります。

契約内容による役割分担について簡単にご説明いたしますと、町は、定期建物賃貸借契約により、建物の賃借料を事業主に支払います。不動産会社は、管理委託契約により、入居者からの家賃の徴収と建物の管理を行います。事業主は、不動産会社に取りまとめた家賃を建物転貸借契約により、町へ納入する流れとなります。

入居者募集に関しては、令和６年７月頃を目途に、不動産会社が募集し、建物転貸借契約に定める入居条件に照らして入居決定を行います。住宅の入居開始は令和７年１月頃を予定しております。

次に、当該住宅事業からの移住効果の考え方と予測数値はにつきまして、本事業により転入された方が町内で住宅を取得し定住することで、人口の増加が見込まれます。入居条件で契約期間３年、契約更新は１回限りとしていることから、最大６年経過すると新しい方が入居されます。

このことから、移住者の予測としましては、初年度は１世帯を３名と見込んだ１０世帯と仮定し３０名の増、その後６年ごとに３０年間で５回更新されることから、３０年後には１５０名の増と見込んでおります。

次に、民間公募にした理由はにつきまして、令和５年５月の議会議員全員協議会でもご報告させていただきましたが、移住子育て世帯住宅の建設予定地である旧横芝中学校プール跡

地については、平成21年11月に旧横芝中学校プール施設が解体された後、売却を含め活用を検討してきたところですが、立地のよい場所であることから、地域の活性化や町の発展につながる取り組みに活用したいという考えから、旧横芝中学校プール跡地の貸付けによる利活用について、特に、町への移住定住につながる事業提案を、法人その他の事業者からプロポーザル方式により幅広く募集した中で、本事業を選択したという経緯がございます。

町としましては、住宅事業を実施する前提でのプロポーザルの実施ではなく、町有地の貸付けによる利活用について、プロポーザルにより広く事業提案を求めた結果、事業提案内容が移住子育て世帯住宅の建設であったため、国の財政支援を受けての実施ではなく、事業主の民間経営での実施となったものであります。

次に、住宅取得奨励金事業との連携につきましては、住宅取得奨励金事業については、人口減少の抑制・定住の促進及び地域の活性化を目的として、新築及び中古住宅取得者に奨励金を交付しております。

移住子育て住宅に入居後、町内に住宅を購入し、年齢要件等を満たしていれば、住宅取得奨励金の支給該当にはなりますので、この制度をご利用いただけたと考えております。

ご提案いただきました早期に戸建て住宅を求められた方に対する優遇策につきましては、他の町内の賃貸物件に住まわれて、新築または中古住宅を取得し、定住につながった場合などを含め、所管課である都市建設課と協力しながら、今後調査研究してまいりたいと考えております。

次に、大綱3点目、自動運転モビリティ事業についての令和6年5月までの運行日数と乗車人数はについてですが、実証運行を開始しました令和6年2月2日から5月31日までの期間における全日運行の日数は104日、うち乗車人数は1,309人、全日運休した日数は7日、途中運休した日数は1日でございます。

次に、現時点での事業の将来性をどのように考えているかにつきましては、現在、日本各地や県内において、路線バスの廃止や減便による交通サービスの縮小が進んでおり、報道でも取り上げられているところであります。当町においても将来このような局面を迎える可能性が危惧されるところであり、町民の移動手段となる交通サービスの維持確保は喫緊の課題と考えております。

国の施策として、全国各地に社会実装を目指している自動運転技術を活用した新しい交通サービスの導入は、将来における自動運転車両を用いた公共交通としての運行、横芝光インター周辺、横芝駅北側の新たな開発との連携によって、人、モノなどの新たな動きを見い出

すものと考えており、自動運転モビリティ事業に大きな将来性を感じているところです。

次に、費用対効果の観点からの自己評価はにつきましては、実証運行の実績から、自動運転バスの運行経費は、専用車両や自動運転システムの導入費用などのイニシャルコスト、遠隔監視システムの運用経費などのランニングコストなど、既存の公共交通の運行経費と比べ、現時点では費用対効果としては割高になることは認識しております。

一方、現状の地域公共交通の運行経費につきましては、独立採算制としてほとんど成り立たない状況でもございます。高齢化の進展やドライバー不足の問題がある中でも、町民の移動手段の維持確保は必要不可欠であります。当町の町民のための新たな移動手段を確立するため、自動運転バスを活用した近隣にはない持続可能な新しい交通サービスの実現を引き続き目指してまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○４番（市原成一君） すみません、ちょっと順番を変えて質問を続けさせていただきます。

住宅事業の関係なんですけれども、私、プロポーザルとこれ、あまり触れないほうがいいのかなと思ったんですけれども、そちらから民間公募にした理由のところで触れましたので、このプロポーザル公告資料を見ました。よく読みました。これってあくまでも土地利用までしか入っていないですよ。

もしお金を払うのであれば、その件については別途協議しますとか、協議の余地がありますとか、そういうのは全く書いていない。だから、俺不思議だと言ったんですよ。お金をもらえることを知らない人以外は参加しないですよ、これ。そういう疑いがかけられますよ、このプロポーザル資料。だから、こういうことをしてほしくなかったんです、これは。

ふだん温厚なので、あまり声を大きくしたくないなと思っていたんですけれども、これはやめたほうがいいです。違法性がないというところまで調べたんですよ、これ、実は。だから、違法性があったら全て司法上の契約も無効になるという、その規定まで調べたんです。これ、司法上の契約が違法として捉えられない。あくまでも財務規則上の問題だなど、そこまで調べたんです。だけれども、競争性は担保されていないなと私は疑ってかかっています。その点だけ覚えておいてください。

もう二度としないほうがいいですよ、これ。おかしいですもん。壇上で言ったじゃないですか、一丁目一番地抜けているよと。こんなことしていいんですか。いいんですか、これ。入札の審査委員会とかをやっている副長に伺いますけれども、このプロポーザルシート、こ

れ、通ったんですよね。通ったまではいいんですよ。結果、結果って選ばれた会社を批難しているわけじゃないんですよ、俺。そこに持って行くまでのやり方がおかしくないですかと言っているんですよ。いいんですか。

○議長（鈴木和彦君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 今のご質問にお答えいたしますけれども、その項目が入っていない、土地の賃料にお金に関する項目が入っていないということでしたけれども、町といたしましては、その辺を含めて全て提案を受けるという形で、そういう公告をしたというふうな認識をしているところです。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 普通、予算額とか見積額が入るのであれば、審査の段階でそれ、考察するんです。審査の審査資料も見ました、全部。一切ないんですよ。その点についてどうぞ。

○議長（鈴木和彦君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 審査に当たりましては、それぞれの委員の方々が審査したわけですが、町の費用に関する項目等はあったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すみません、ちょっと質問の答えになっているのかどうか分かりませんが、今回の事業を進めるに当たって、プロポーザルをする前に、できれば町内の企業、個人の誰かがやってくればよろしいんじゃないかなという思いの中で、数件一応お願いはしてあったんですけれども、なかなかこのご理解をいただけない状況の中で、その辺のお話はしているんですが、それが市原議員がそれをご理解いただけるか分かりませんが、もうこれありきで進めている状況ではないというのは、一言言わせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） さっき審査資料がないということは、そこまで当初想定していなかったんじゃないですか。それが、いい話が来たから飛びついちゃったんじゃないですか。これはあまり議場でこの話したくなかったんです、実は。後で財務規則の運用どうなのと聞いて終わりにしようと思ったんです。

でも、説明の中に、民間登用した中にそれが入ってきたので、あえてそこに突っ込ませて

もらうことなんです。本当に公平性があったのかなと。客観的に見ると、私、全くないと思いますよ。

審査した結果、プロポーザルした結果で応募がなかったら、応募の内容を変えるべきなんじゃないですか。これ、不公平だったと思いますよ。俺、この町の契約事務って結構いいレベルでやってきたんです、今まで。予定価格も事前公表でやったんですよ、変な疑いかけられないように。その代わり、リスクをしょいますよ。でも、それは積算をしているのが附帯でされたりするのは困るから積算書を求めたり、ちゃんとデメリットの部分をカバーするような制度で、事前公表でやってきたんですよ。それ、全くないもん。

町内に声かけたと。それはそれでいいですよ。民間からいろんな提案されてもいいですよ。この町の中で正当にやってくださいよ。これ、本当にこれ、疑われると思いますよ。その考え方について、もう一回改めたほうがいいと思います。

お金払うとも、払わないとも書いていない、要は、2通りの読み方できちゃうんですよ。ということは、お金もらえると考えた人だけが出しているんですよ。そんなのってよくないですよ。そこは言いたくなかったんです、これ、実は。だから、契約だけでとどめようと思ったんですけれども、民間登用の中でプロポーザルの話できてその延長にありましたと言われたんで、そんな延長にこれやっていいのかと。

それです。もっと正当にやってください。その結果で、応募がなければしょうがないですよ。応募内容を変えればいいじゃないですか。俺、壇上で質問したの分かります。住民のためですか、事業者のためですかと。それ、分かってくれましたか。

○議長（鈴木和彦君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 決して事業者のためということではございませんので、提案の仕方として、もしもそこで提案がなければ、改めてその内容を変えてプロポーザルに出すという形にはなったかと思いますが、現状では、その時点では、幅広くどのような提案でも受けますよということで提案をさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 町の歳出を伴うか、伴わないか、幅広く書いてありません。土地をどういうふうに利用しますかとしか書いていないです。その場合に、有償がいいですか、無償がいいですかと、そこまでの金額提示しかこの中ないです。それは様式があって提示してくださいとなっていますよ、確かに。

もっと客観的に見ていただきたいんです。副長、事務方のトップですよ。いろんな入札

事務やなんかでも、いろんな審査会の筆頭ですよ。これ、まかり通ったら、多分ほかの人、同じことやりますよ。このプロポーザルは俺はないと思いましたもん。結果については言わないですよ。選んだんですから。選び方、よくないと思いますよ。公告の仕方よくないですよ。もっと客観的に見ましょうよ。これ、町の契約事務に傷つける行為だと思っています。もっと客観的に見たとき、どうなんですか。どうぞ。

○議長（鈴木和彦君） 副町長。

○副町長（山田智志君） その時点の考え方としては、先ほど言ったとおりですけれども、今の市原議員のご指摘を受けまして、改めていろいろ検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） それでは、検討していただけるということでしたので、すみません、元に戻させていただきます。すみません、ちょっと声を大きくしまして大変失礼いたしました。

それでは、奨学金の関係なんですけれども、いまだに考えは進展していないなというのはよく分かりました。私、壇上で申し上げました若者転出抑止策というところでありましたけれども、それ以外の効果が高いですよというのは、もうあらかじめ言ったんですけれども、まず第一には若者の生活支援だと思います。未婚が今多いというのも、若者は生活に不安を感じると。そういう肝腎なところへ、さらにその時期の返還求められたらやっぱりつらいですよ。そういうことで、若者の生活支援のためには一番いいのかなというふうに思っています。

それともう一つ、貧困の連鎖を断ち切る。これは教育格差に貧困があると。教育格差の産物だと言われています、貧困って。それを、連鎖を断ち切るというのも必要なもので、こういうもので、例えばひとり親家庭であっても大学にも行けるんだとか、そういう希望を持たせてあげるというのも、これは予算執行とか、調整権を持っている町長の決断だと思っています。それをやらないでいいのかな。いつも助けてあげてあげたい、あげたいという気持ちがあるのであれば、行動に移すべきなんじゃないのかなというふうに私は思っていますので、ちなみにすみません、もし数字を持っていれば、準要保護世帯とか、ひとり親家庭世帯って今、町内にどのくらいあるか教えていただけますか。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） ただいまご質問がありました準要保護の就学費、こちらを受給し

ている世帯でございますが、72世帯でございます。このうちのひとり親世帯、こちらが63世帯でございます。率にしますと87.5%ということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 今、日本の貧困は、絶対的貧困というのは少ないと言われてはいますが、相対的貧困率、大体十五、六%あるでしょうと言われています。これ、経済大国と言われている日本なのに、G7の中では第2位に高い。それら、やっぱり特に困っているのは、ひとり親世帯というふうに言われています。

学習意欲を持って、こういうものを一生懸命勉強して奨学生になろうと、町内住み続ければ奨学金を返さなくていいんだと、そういう希望を持ってひとり親世帯の方の子供さんであっても大学に行けるような、そういう手厚い支援って求めさせていただきたい。

私は先輩議員にリードしていただきながら、これは実現するまで要望活動が続けていこうかなというふうには思っております。

ということで、町長、お考えだけでもお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず1点、ひとり親家庭、そういう中で、今の場合、収入制限もございますけれども、ある一定までの親の収入であれば、返済義務を負わない奨学金というものも今存在しております。

そういう状況の中で、そういう状況の中においても大学に進めるというような状況は、国の制度として今あります。そしてまた、今、市原議員おっしゃっているように、この間、森川議員のときにお話をさせてもらったことがあるんですけども、横芝光町の若い人がまず大学に行く、進学をしようと言ったときに、選択肢がどういう選択肢があるかということになりますと、東金の城西国際大学等であれば当然うちから通えるし、千葉大学とか通えないこともないでしょうけれども、ただ、やっぱり選択肢としては、東京都内に集中してしまう状況の中で、そこに通えるかどうかという部分もありますし、私も4年間東京の生活をしてやったこともございます。

そういう状況の中で、戻ってくれば返さなくていいよというような言い方が、この横芝光町の若い人たちの足かせにはいけないんじゃないかなという思いは少し思っています。その戻ってくるのに、奨学金を返さなくていいから戻ってくるんだというんじゃないくて、やはりこの町に魅力があって、生活する拠点としての仕事の間があって、そういう状況であっ

て戻ってきなさいよというんだったら、それはそれでいいかもしれませんが、そういう部分で若干私も悩むところもありますし、方策として、選択肢として、それはいいことなんでしょうなと思いながらも、じゃ、そうした場合、本当はこういう会社に勤めたいんだけど、戻ってくればかからないから、いや、こっちの企業に入ってということで我慢をしてしまうというような状況が起こりやしないかという思いで若干います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 私は正直なところは転出抑止策、またはUターンの振興策ということで、この奨学金って効果はどうなのかなという部分もあるんです。あくまでも今回、切り口としてそれを提案させてもらったんですけども、実際最初から町内にずっと住み続けるよという方に、奨学金の返還免除としても、これは抑止策につながらないですね。あくまでも若者の生活支援、またはひとり親家庭であれば、それらの支援ということで理解をできるので、もう広範に影響しますよということで、切り口としてあくまでも転出抑止策ということで話をさせていただいたまででございます。

いずれにしても、やはりある程度若者に目を向けていますよというところもアピールをしていくべきかなと思っています。18歳までにこの町で子ども・子育て支援、教育事業、そういうものに幾らお金かけているか、計算したことありますか、どなたか。すごい金額です。それが一挙に大学へ行き始めて専門学校へ行き始めるというと、さて自立しようと思ったときに何にも支援がない。子ども・子育てまでは手厚いと思っています、この町。いいことだと思っています。でも、突如としてそういうの切れるんですよ。その延長線に何か考えてほしいなというところを、今のところまだまだ希望して失っておりませんので、引き続いて要望はさせていただくつもりでおりますので、よろしくお願いをいたします。

そういう研究の中で、町長から国の制度の話もありましたけれども、確かに給付型というのは今だんだん増えてきたので、給付型も大きいのかなというふうに、返還無用ですね。いいのかなと。

この町の奨学金制度が生まれたきっかけって、知っている人多分いないですね。民間の方のお金のことで高校へ行けないのはかわいそうだと、その寄附から始まったというのがこの町の奨学金制度ですので、そういう困った人に手助けをするという考えを持って、もう一度検討していただけないかなと思っています。

その検討に当たっては、これはあくまでも教育事業だけではないです。福祉、それから、

町の青少年を育てるということで、育成の部分もあるでしょう。それと、人口増加策もあるでしょう。企画空港課長も入って、横断的な協議をして検討していただきたいなという願いをして、この部分は終わりたいと思います。

続いて、子育て住宅なんですけれども、ちょっとあまり触れたくなくなってきたんですけども、民間の活力を使うと、ここまでいいんですが、個人事業主を珍しくプロポーザルの対応の中に入れてきたという。この個人事業主を入れた経緯って分かりますか。

それと、個人事業主を入れると30年という期間中ではリスクがあるよというところも多分承知の上でやっていらっしゃるなと思うので、その辺をお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 個人事業主を入れたというところにつきまして、特に縛りがあったわけではございません。また、今後契約を締結していくわけですが、こちらの定期建物賃貸借、それから建物転貸借、いずれにも相続の発生時には、この契約に関する権利義務の一切を相続に承継されるといった文言のほうを盛り込む予定であります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） あと、それは登記はされませんか。賃貸借権の登記というのは、第三者対抗要件としてはやったほうがいいかなというふうに私は思っているんですが、その辺はおいおい検討しておいていただきたいと思います。

あと、この契約の中で12万5,000円、管理費含め1部屋12万5,000円で借り続けるということですが、それは町の支出の平準化のためと説明資料に書いてあったんです。ということは、これかえないなというふうに思っているんですけども、いつもマスターリースとか、サブリースって問題があるのが、建物の経年劣化とともに家賃を下げるという現象が、オーナーに対しての収入が減ったりして問題になると、これが一番問題になる確率が高いんですけども、そういうところの備えてどうなっていますでしょうか。家賃契約はしないんですか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 家賃の値上げに対する対応といたしましては、建物の転貸借契約の中で、契約期間中は変更しないとする予定であります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 家賃全く変更させないって、ちょっと最初に入った人と一番最後のほ

うに入った人、不公平かなというふうに思うので、途中で多分どうしても下げざるを得ないとかという相談があるのかなと思っていますので、その辺のところを覚悟の上でやっていただきたいなというふうに思っています。

それから、今回民間にしたときに、コスト面って多分考えずに、この提案のまま受け入れたと思うんですけども、こういう事業ってこの間住宅地の調査事業とかありましたが、ああいうものと一体でやったことによって、社会資本整備総合交付金の対象になる。

その対象になったときには、補助金をうまく出す方法を取れば、民間のPFIや何かでもお金を出せるというのが例としてはあるんですけども、そういうところは全く想定しないまま、研究検討何もしないまま乗っかっちゃったのかなと思いつつも、その辺ちょっとお伺いをしておきたいと思います。お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 先ほどの私の答弁の中にありましたように、まずはその事業のメニューを選定するということでございましたので、それに対する検討というのは、これに着手する時点ではしておりませんでした。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） なるべく簡潔に。今回の事業につきまして、プロポーザル関係については、ちょっと私は一切口出していないんで分かりませんが、ただ、基本的な姿勢として、町有地を無償貸与して上物を建ててもらおうということになりますと、やはりその建物自体の金額も3億円以上の金額ということになりますと、よっぽどその事業をやる人が、法人がしっかりした人でないと、これが成り立たない事業だということの中で、やはり銀行もこれ、この話には絡んでいるわけでございますけれども、その中でやっぱり3億の金を担保なしに貸せる人じゃないとこれが成立しない。そうじゃなかったら現金を全部出せる人にしかないという状況の中でございましたので、しっかりとした相手と契約をさせていただいたという思いも十分にありますし、また、この根本として、これは将来町がこういうような移住定住策を実際町がつくってやっていければもっといいのかなと思いますけれども、取りあえず最初は民間にリスクをしょってもらって、これを進めていられればいいかなという思いの中で進めたものだという、私は認識を持っています。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 一種のPFIだと思っていますので、私はこれは賛成です。一挙に町のお金が出てくるというのは非常に危険もありますので、この辺は賛成をしております。

さっきも言いましたけれども、もうちょっと正しくやっていただけるとよかったなという、すみません本当に声を大きくして申し訳なかったんですが、この町の契約の信用性、それを傷つけたくなかったんです。すごい本当に執行伺制度つくったのも多分この町、早いと思います。そういうふうに契約って、本当に慎重に慎重にやってきたときにこういうものを見ちゃったので、すみません、おわびします。声を大きくして大変失礼いたしました。

あと1つ、無人運行のほうなんですけれども、実証運行としてやっていますので、それなりの成果は出ているだろうというふうに思っています。今、無人運行の実証実験はレベル4までいっていないんですけれども、柏市はちょっと事業主体は違うんですが、もう5年も前からやっていますので、その辺の情報も取りながら、この町と比較しながら検討していただけるとありがたいなというふうに思っています。

時間も迫ってきたのでちょっと最後をお願いをしながら、終わりをしたいと思います。

さっき過去の決算のときにも言ったのかな、多額を要する事業が突然に降って湧いたように出てきていますので、本当に時間をかけて内部協議をした上で出していただきたいな。これ、一部の人だけで相談して決めちゃっているということはないですよ。それをお願いをしたいと思います。

それから、もう一度、地方自治法第2条第14項、皆さん読んでいただけますか。今の時点の執行のお金だけでいくと、多分予算額ってどんどん膨らむ一方です。もっとコスト削減するとか、うまいお金の出し方とかしていかないと、ますます予算規模膨れるだけかなと思うので、その辺をもし庁議の中で検討いただけるのであれば、お願いをして終わりたいと思います。

途中で本当に大きな声を出して、大変失礼をいたしました。いろいろご答弁いただきありがとうございました。

以上で一般質問終わらせていただきます。

○議長（鈴木和彦君） 以上で市原成一議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第7、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月5日は議案調査のため休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月5日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）

6 月 定 例 会

(第 2 号)

令和6年6月横芝光町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年6月6日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	10 番	山	崎	義	貞	君	
11 番	鈴	木	和	彦	君	12 番	鈴	木	輝	男	君	
13 番	川	島		仁	君	14 番	川	島	富	士	子	君
15 番	鈴	木	克	征	君	16 番	鈴	木	唯	夫	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	渡邊	奨君	企画空港課長	加瀬淳一君
財政課長	郡司	勇君	環境防災課長	平野和美君
税務課長	佐久間	真一君	住民課長	小川健二君
産業課長	若梅	吉伸君	都市建設課長	鵜澤順一君

福 祉 課 長	平 山 昭 彦 君	健 康 こ ど も 長	野 村 浩 光 君
食 肉 セ ン タ ー 長	林 栄 君	課 東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	石 田 賢 一 君	事 務 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	鈴 木 正 広 君	教 育 長	北 田 勝 也 君
		社 会 文 化 課 長	

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木和彦君） 通告順に発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

〔8番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○8番（秋鹿幹夫君） 皆様、おはようございます。議席番号8番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

連日報道されていた定額減税が6月よりスタートしております。令和6年度の税制改正に伴うもので、所得税、住民税合わせて1人当たり4万円が減税されます。しかしながら、なぜ給付でないのかという声も多く、減税をアピールした結果、事務作業が非常に煩雑となり、経理の負担増となっております。その場しのぎの減税ではなく、恒久的な減税のほうが効果が大きいということは言うまでもありません。

税金には、応能負担の原則と富の再分配という仕組みがあります。日本企業の内部留保が過去最高の555兆円との報道がされておりますが、この内部留保への課税範囲の拡大や、法人税、金融所得課税などの税制改正も行っていくべきと考えます。将来性を持って大きく見れば、持続可能なものでなければならず、SDGsの10番目の目標で、人や国の不平等をなくそうとありますが、そのような観点からも、富の再分配は人々の格差をなくすために必要とされております。

るお話しいたしましたが、私も微力ながら、この壇上をお借りして発信いたしました。将来を見据えて、一人一人が責任を持って考えていかなければならないものと提言をいたしまして、質問に入らせていただきます。

大綱1点目、安心して活動できるボランティアの中で、消防団員の処遇改善についてはこれまでも何度か質問しておりますが、団本部の活動費も大変厳しい状況であるということを伺っております。本部は災害時の指揮・統制の拠点として機能し、団員活動を効率的に組織するほか、各種行事の企画や団体への指導、役場や地域住民との連携など、多岐にわたって重要な役割を果たしております。活動に当たり不便を感じることもないよう、活動費の増額を求めるものです。

続いて、空港周辺対策交付金活用の再検討に関わる進捗についてであります。令和5年3月議会で2度目の同様の提案をし、町長より「もう一度研究する」とのお答えをいただいておりますので、進捗を確認するものです。

次に、操法大会をイベント形式の内容にシフトする考えについてであります。コロナ禍も収束して毎年行われるようになりましたが、大会本番さながら、本番に向けた練習も当然行っており、そのほかご家族への負担も承知して活動しておりますので、せっかく開催するのであれば、イベント形式の要素を取り入れて、広くお客様を呼び込めるような形にシフトしていった方がいいかと考えますので提案いたします。

続きまして、持続可能な栗山川環境ボランティアの検討であります。年2回計画され、参加者も少しずつ減ってきているのが現状です。当町も高齢化が進んでいること、また、若者の個人を重んじる考え方、時間的制約などの理由が大きく挙げられるものと思いますが、ご参加いただいている町民の方からも、負担が大きくなっているのを考えてもらいたいとお声をいただきます。町の認識をお伺いいたします。

大綱2点目、少子化対策についての中で、通学補助金の関係については、令和5年3月議会の質問内容の進捗を伺うものであります。当時も子供を持たない理由には、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的な理由が最も多いとの説明をいたしました。個人的にも、大学まで無償化になれば大変ありがたいこととは考えておりますが、町としてできることを模索し、岡山県奈義町の事例を参考に提案したものです。

今年の春闘での賃上げ要求に対し、大手企業では満額回答が相次いだニュースがありましたが、実質賃金は24か月連続でマイナス、このような状況を鑑みても、町としても全力の支援が必要と考えます。

次に、各種少子化対策の効果検証を行ってはどうかについてであります。当町も様々な少子化に関する施策を行っていることは承知しておりますが、総合戦略1つ取ってみても、第2期が終了間近であること。また、2022年の出生率は1.09で計画数値に満たないことなどを考えると、一つ一つの事業効果を検証して見直したり、ほかにシフトしていくことも視野に入れることが予算のときによく使われる選択と集中なのではないかと考えます。町の認識をお伺いいたします。

次に、大綱3点目、迅速な行政サービス遂行についてであります。毎年4月に人事異動があり、課を異動される方や新しく課長に就任される方がいらっしゃいますが、各担当課に相談した案件が課内で引継ぎがされておらず、何度も繰り返し説明することがあります。一般質問の答弁で「検討します」とのお答えをされた後に検討されていないこともあり、不信感が募ります。役場職員の事務引継ぎ体制はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

最後、大綱4点目で、自治体DXの推進についての質問の中で、シビックテックの活用を求めるものですが、シビックテックとは、シビックは市民を表し、テックはテクノロジーを表しており、その名のとおり、市民がテクノロジーを活用して地域課題解決を目指す取組で、昨今注目されており、コロナ禍などで社会環境が大きく変化し、価値観も多様する中で、ますます難しくなっている社会課題解決の手段として用いられています。まちナビ2に搭載する考えは一つの案として提案いたしますが、そのほかの専用アプリを設ける自治体もありますので、現在のまちナビ2の登録者数とシビックテックの活用についてお伺いをするものがあります。

以上、私の壇上からの質問といたします。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔8番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱1点目、安心して活動できるボランティアについてにお答えします。

初めに、消防団員の処遇改善についての消防団本部活動費の増額をについてですが、消防団員は、自らの地域は自らで守るという精神に基づき活動する地域防災の重要な担い手です。この消防団員の処遇改善は重要な課題と認識しております。

当町では、令和4年度に、令和3年4月13日付け発出の消防庁長官通知を受け、団員報酬

の増額と出動報酬の創設をしました。また、令和6年2月6日付で発出された消防団の更なる充実に向けた総務大臣書簡では、令和6年能登半島地震の発災や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定から10年を迎えたこと等を踏まえ、都道府県知事及び市町村長に対し、消防団の更なる充実に向けて、より一層の取組が依頼されました。

消防団員の確保や地域防災力の維持・強化を図るため、消防団幹部が自主的に行う訓練等に対し支援すべく、消防団活動費補助金を本議会において令和6年度一般会計補正予算（案）に計上させていただきました。議会議員の皆様におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、空港周辺対策交付金活用の再検討に係る進捗はについてですが、予算策定時期には企画空港課と調整のうえ、空港周辺対策交付金を活用できる事業について協議を行っています。

消防費の中から、消防機庫の改修や消火設備の更新等、空港の周辺に配置される消防施設の整備として、できるだけ多くの空港周辺対策交付金を活用することで、限りある財源の中で、より一層消防団員の処遇改善につながるよう努力してまいります。

次に、操法大会をイベント形式の内容にシフトする考えはについてお答えします。

消防団員の訓練成果を披露する操法大会をイベント形式で開催することにより多くの来場者が見込めることは、消防団活動の周知を図る機会となり、地域住民に広く理解を深めていただくことにつながることを考えられます。

しかしながら、今年度の千葉県消防操法大会では、本年4月26日付、千葉県から通知があり、消防団員の負担軽減を図るため、隔年開催される全国消防操法大会への代表選出をする選考会に移行するとともに、運営方法の簡素化が図られることとなりました。これにより、今年度の千葉県代表選考会の出場種別は、今年度全国大会が開催される小型ポンプ操法の部のみの実施となり、ポンプ車操法の部は行われないこととなりました。

なお、今年度の山武支部大会については、例年どおり、ポンプ車操法の部及び小型ポンプ操法の部を行うこととなりました。先日の町操法大会において優勝した各部においては、例年どおり町代表として山武支部大会へ出場することになっております。

千葉県代表選考会が2年に一度の開催となったことから、今後、山武支部大会及び町操法大会の実施方法について検討が必要となります。町操法大会の実施方法につきましては、今後、近隣市町等の動向も踏まえ調査研究するとともに、町消防団本部と慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、持続可能な栗山川環境ボランティアの検討をについてお答えします。

栗山川周辺環境ボランティアは、ふるさとの川である栗山川の不法投棄防止、景観保全として、6月と10月の年2回、多くの町民や企業・団体にご協力をいただき、堤防の除草作業やごみ拾いを実施しております。

平成8年より始まったこの活動は今年で28年目を迎え、当初80人ほどであったボランティアの方々も、現在約770人の登録の他、町内58企業、9団体の協力をいただいております。堤防の草刈りをしていただける方、ポイ捨てごみの回収をしていただける方、それぞれ栗山川の景観保全のため活動をしていただいております、平均約450人の方々に参加していただいております。なお、ボランティアの参加者の高齢化等により、年々その参加者は減少傾向となっております。

「ふるさとの川」栗山川が、これからも町のシンボルであり、憩いの場であり続けるために、新規ボランティアの募集や環境保全に対する啓発等、検討していきたいと考えております。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱2点目、少子化対策についてのうち、通学補助金の創設をの調査研究の進捗はにお答えいたします。

高校生や大学生がいるご家庭では、学校の学費の他に部活動や学習塾にかかる費用、また、遠距離での通学による費用を負担しているご家庭もあり、子育て世帯の経済的負担は大きいものと認識しております。

他の自治体の助成制度を調査しましたところ、助成の対象が高等学校等に限定するものや大学まで対象とするもの、助成金額の上限など自治体ごとに異なり多種多様でありました。

当町では、現在、通学に関する補助は実施しておりませんが、今後も他の自治体の事例を参考とし、少子化対策の関係部署と連携を図り、公平性の観点も含め引き続き、調査研究をしてまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱2点目、少子化対策についてのう

ち、各種少子化対策の効果検証を行ってはどうかにお答えいたします。

町では、令和２年度に策定した第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標３「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」に向け、少子化対策に取り組んでおります。

令和６年度に取り組事業のうち主な事業としては、保育料の負担軽減事業、子ども医療、児童医療費助成事業、学校給食費負担金助成事業、不妊治療費助成事業などのほか、全13事業となっております。

これらの事業は、それぞれの事業の効果を検証できるよう重要業績評価指標、いわゆるK P Iを定め、毎年度、創生会議において検証し、事業の改善点などを委員の皆様から頂き、反映させていくことでP D C Aサイクルを回しております。

また、少子化対策の数値目標として町の合計特殊出生率を、平成30年の1.12から令和７年には1.62へと上昇させるとしておりますが、令和４年実績においては、1.09となっており、目標数値との乖離が見られます。

あらためて実施事業を精査し、創生会議委員の皆様のご意見を伺いながら、少子化対策として効果がある事業を目指してまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

〔総務課長 渡邊 奨君登壇〕

○総務課長（渡邊 奨君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱３点目、迅速な行政サービス遂行についてと、大綱４点目、自治体D Xの推進についてお答えいたします。

初めに、役場職員の事務引継ぎ体制はどの様になっているのかについてでございますが、人事異動等により、行政サービスに影響が出ないよう、後任者へ事務の引き継ぎをできるだけ短期間でスムーズに行うことが重要であると考えております。

職員の事務引き継ぎにつきましては、町職員服務規程により、転任、免職若しくは休職を命ぜられた者又は失職した者は、その担当していた事務について事務引継書（統一様式）により、後任者または所属長の指定した職員に引き継ぎ、上司の確認を受けなければならない。ただし、班長以上の役付職員以外の職員にあつては、口頭をもって行うことができると規定されております。

人事異動の対象となった班長以上の職員は、引継書により確実に事務を引き継ぎ、指定した期日までに総務課又は教育課に引継書を提出することにしております。

なお、引継書には、担当する事務の概要、懸案事項及びその他必要な事項等を記載するも

のでございます。

人事異動の対象となった班長以上の役付職員以外の職員は、規程上、口頭をもって事務引き継ぎを行うことができることとなっておりますが、担当していた事務について後任者へ確実に事務を引き継ぐ必要があることから、規程で定めている引継書とは異なる別に定めた引継書にて、事業の内容、各年度の状況及び年間事務処理日程等を記載して事務を引き継ぐこととしております。

また、人事異動の対象ではなくとも、引継書を作成することで、担当業務の内容や年間スケジュールの確認等にも活用できますので、所属する課等の職員が閲覧できる内部情報システムの共有フォルダに各々の引き継ぎデータを保存し、毎年度更新するよう職員に対して周知徹底しているところでございます。

次に、現在のまちナビ2の登録者数についてはでございますが、令和6年4月末現在の登録者数は2,778人であり、第2次横芝光町総合計画後期基本計画の目標値である2025年度の登録者数2,400人は達成しているところでございますが、行政情報を迅速に提供できるツールとして、一人でも多くの方々に登録していただけるよう、更なる周知を図ってまいります。

次に、シビックテックを活用し、まちナビ2に町の課題共有機能を搭載する考えについてはでございますが、シビックテックとは、地域に必要な仕組みを町民と行政が手を取り合って考え、データやIT技術を活用して具現化したり、既存の公共サービスをみんなで使いやすいものにしたりする活動のことでございます。

千葉県内では、千葉市が登録制の課題共有アプリ、千葉市民協働レポート（ちばレポ）の運用を行っているところでございます。

現在のまちナビ2は、町からの情報を発信する機能のみのアプリとなっており、町民からの情報を受け取る機能を追加搭載することができないものでございます。当町でも、DX推進チーム検討会において、住民DXをテーマとしたアイデアの創出等の取組みを予定しておりますので、課題共有の手法についても調査・検討してまいりたいと考えております。

〔総務課長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 答弁いただき、ありがとうございました。では、順を追って再質問のほうに入ります。

1点目の消防団員の処遇改善についてでありますけれども、このたびも補正予算で180万円組んでいただいているということで、その辺は計画段階からは、私はちょっと存じ上げな

かったので、このような質問内容になったわけでありますけれども。

本部は、分団長等を含めると30名だそうですけれども、180万円を単純に人数で割ると、1名当たり6万円という数字になるんですが、これだけ大変な予算を組んでいただいたということはありがたくは思っているんですけれども、この辺の積算方法というのはどのように積算されたのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 消防団員の補助金についてお答えします。

今回の補正予算で180万円の計上の積算根拠でございますが、人件費相当分として出動報酬を目安に積算をさせていただいております。消防団幹部の業務の中では会議、訓練等のほかに、各分団部、地区の分団部との連絡調整であったり、操法大会や資機材の点検、そういったものの指導、連絡調整、そういった多岐にわたるものが団幹部の業務としてございます。そちらについて、全てを事務局のほうで把握することがなかなか困難な部分もございますが、短時間、半日程度のものとして10回程度を計上しています。

また、そのほかに団独自で訓練を行うような、そういった行事のものを半日以上、一日かかるようなそういった活動について年間10回程度を計上させていただきまして、今回の補正予算の金額となっております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ということは、今までの予算額の中とは全く省いて、180万円丸々増額したというような、そのような考え方でよろしいですか。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 今までの予算とは別に補正予算を組ませていただいておりますが、先ほど出動報酬を目安に積算させていただいたところにはご説明させていただいたんですが、これについて出動報酬と重複して支出をするというものではございませんので、単純に全てが増額というものではございません。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ということは、この重複して支出しないということでありますから、その出動報酬というのが今までどれぐらいの予算があったのか分からないんですけれども、要はどれぐらいの予算を増やして考えていただけたのかというところを単純にお伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 今までも訓練等、団本部のほう当然実施を行っているんですけれども、そのほかに新たに積算させていただいたものについては、地区の分団部との連絡調整、また訓練、資機材の活動についての指導的立場での参加、そういったもので今まで見ていなかった分でおよそ60万円を計上させていただいております。団幹部30名ですので、半日以内の出動報酬で換算しますと、1人10回程度というものを計上させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 実質60万円程度というふうには解釈いたしました。要望等々があったのは存じ上げておりますけれども、180万円丸々増やせたのはすごくありがたいというふうに、評価ができるところだなと思っていたので、実質おおむね60万円ぐらいということで承知いたしました。しかしながら、それでも十分評価するところではあります。

また、本部の方にもいろいろお伺いしたところではありますけれども、研修旅行なんかもいまだに自費で研修されているということでありまして、ジャンパー、本部のオリジナルのジャンパーというんですか、とかTシャツなんかも自費で購入していると。町長もそのような形だとは承知しておりますけれども、自費で購入しているということでありましたので、こういったところで、モチベーションを上げるために自分たちの本部のジャンパーを作るんだというような気持ちでやっていらっしゃるというのは私も承知しておりますけれども、そういったところにも町のほうで支給できるような形、そういうのを少しずつでも整えていただきたいと思う気持ちであります。町長はいかがだと思いますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当に日々、いつ起こるか分からない自然災害や火災等に積極的に参加していただいて、消防団のありがたさというのは十分認識している状況の中で、できるところの中でこれをどんどん進めていきたいと思いながらも、それを全てリクエストに応えられるかどうかについては、またいろいろと内部でも検討しながら、また消防団本部ともしっかりと意思の疎通をしながら、それについて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。まだお話が続きますので、空港周辺対策交付

金の活用のほうに一旦まいります。

国のほうでいろいろ協議を行ったということではありますけれども、私が調べたところで、国も交付税措置を取って、団員の年額は3万6,500円を標準として推奨しているようですが、このようなところがあるのになぜ上げられない実情があるのでしょうか。教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） お答えします。

団員報酬につきましては、国からの通知で3万6,500円を目安ということで通知されているところではございますが、こちらの根拠としまして、交付税措置の基準額が3万6,500円になっております。

しかしながら、こちらにつきましては、標準的団体の規模が10万人の人口の団体を想定しての基準額となっておりますので、当然、当町の人口はそれよりも少ない人数になりますので、単純に交付税措置をされている金額を全ての団員に同額を支給するというだけの国からの措置は受けていないということになります。

ちなみに、詳細な数字のほうは持っておりませんが、割り返しますと、試算をしまして、団員に係る報酬については、国からの交付税措置をされている金額以上の金額を全体的に予算計上させていただいているという状況にあります。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ということは、国からの措置以上に努力していただいているということとは分かりました。私もいろいろ調べたんですけれども、ということは、国は10万人の規模ということで先ほど課長がおっしゃいましたけれども、そこを基準として交付税措置をしているのに、3万6,500円を標準としてほしいというような言い方だと思いますので、この部分は国がどうしようもない姿勢なのかなというふうには思います。

この辺で、例えばこれ県内を参考にしても、全国平均が3万925円ということでありましたけれども、東総地区、香取、山武市辺りが千葉県内で参考にすると著しく低い数字でありました。こういったところも、例えばこれ私も勉強不足ですけれども、県のほうにも補助金とか、そういったものを掛け合っていくような体制というのは整えられないんでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 県のほうへの補助金の要望ということで、機会があれば、当

然そういう働きかけもしたいとは考えます。

また、当町も含めて山武郡市等、全体から見ると、比較的団員の報酬が少ないという状況ですが、これにつきましては都市部と比べますと、逆に郷土愛のある方、消防団活動に理解のある方が多いというメリットもございまして、国が示すような標準的な団員数以上に、条例定数には満たない状況で少なくはなっているんですが、その中でも団員として活躍していただける方が比較的、都市部よりも多いというところもございまして、予算的な都合もあります、山武郡内で比較的、県内全体を見ると、都市部と比べると少ない報酬額になってしまっているという状況を推測いたします。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 郷土愛が強いということで、団員も規定には満たしていないが、都心部と比べるとそれなりに充足しているのかなというようなところではありましたが、決してそこに甘んじないでいただきたいです。規定には満たしていないので、やっぱりそこを満たす状況になるように、またはその規定を見直すとか、そういったところにきちんと問題意識を持って改善していただきたいかなと思います。この全国平均3万925円ではありますけれども、せめてそこに少しでも近づけていただけるように、先ほどの県の話もそうですけれども、一つのこの空港周辺対策交付金の活用も当然のことながら、先ほど壇上で課長のお考えいただきましたので、そのように活用の中で予算がシフトしていけるように、そして余ったというか、余剰の一般財源のほうは人件費のほうに回せるように考えていただきたいかなと思います。

部に配布されている活動費も年間8万円というものもございます。これ利用可能な物品についていろいろ取決めがありますけれども、これもっと使いやすいように広くカバーできるようなものに変更するとか、またはもう全額給付型にしてしまうとか、いろいろこの領収書を見て事務作業が増えたりとかというところもあると思うんですね。そういったように使いやすいものに変更していくという考え方も、負担軽減にもつながると思いますので、ひとまずそのような考え方でお願いします。

続きまして、操法大会をイベント形式の内容にシフトする考えでありますけれども、千葉県から負担軽減を鑑みて2年に1回の選考会になりましたと。山武郡市・町は近隣動向を踏まえ、本部と協議していくというような内容でありました。

これ大会を開催するか否かというのは、もう社会問題でいろいろと、全国的にいろいろなご意見があるのは十分承知しています。ただ、私もいろいろ考えた中で、例えばこれを2年

に1回でも、4年に1回になったとしても開催するという事なのであれば、当然ギャラリーを広くたくさん呼んでもっともっと盛り上げられるような、少し砕けた言い方ですけども、お祭りのような形になるように仮にしていれば、やっぱり一生懸命練習した選手もモチベーションが上がると思いますし、壇上でもお答えいただいていたけれども、地域への理解も広がるのではないかなと、いいことがたくさんあると思います。そして、もしかすると新規団員の確保にもつながるかもしれないというふうにも思います。いかがですか、町長のお答えお伺いしたいです。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も、若い頃は消防団員として操法大会に参加して頑張ってきた経験があるので、一応消防団に対しても理解が厚いほうなのかなというふうに思っています。

そういう状況の中で、最近は若いお母さんたちが子供を連れて操法大会に見学に来ている状況もかいま見られる状況の中です。また、各区によっては、区長さんや役員の人たちが皆さんこぞって応援に来てくださるという状況もありますので、それについては消防団本部と、そうなれば、それはそれで非常によろしいかと思います。それだけ操法大会というか、操法自体が周りに認められているというか、認知されているというような解釈もできるのかなというふうに思っておりますので、そこについては秋鹿議員のおっしゃられるとおりでと思います。

その状況の中で、これからもう少し観客というか、応援する方が大勢集まってくれば、またそれなりにそういう席を設けるだとか、その辺についてはまた消防団本部と相談させてもらって、やりやすいようにできればいいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 当町には株式会社運動会屋がおりますので、そういった方々の知識なんかもお借りしながら、いいものにできたらいいのかなと思います。

今、町長から、お母さん方が見に来ていらっしゃるところを今お伺いしましたけれども、そのお母さん方に操法大会って見に行つていいのかというふうに聞かれたことがあります。やっぱりそれぐらいちょっとハードルが高いというか、入つていいものなのかどうなのかというところもあると思います。子供たちもあれだけやっぱり消防車が並ぶ、私たちにって見れば全然当たり前のことなんですけれども、消防車があれだけ並んでいるあの状況というのが、やっぱり特別なものというような感覚なんかもあるみたいなので、もしそれな

りに、それこそ負担のそこまで伴わないような形で少しイベントのような要素を取り入れていただけたら、いいものになっていくのかなと思いますので。もちろん先ほど来申し上げている報酬云々も踏まえて、今後もしっかりと団員の声を受け止めていただきたいと思います。お願いいたします。

続きまして、持続可能な栗山川環境ボランティアの検討ということですが、平均参加者が450名でありますけれども、年々減少していっていると。募集啓発の検討を行ってきたいということですが、総合戦略で人の流れ、人口減少を食い止めるためにいろいろ努力してはおりますけれども、人口はじわじわと減少していっている状況でありますので、そこで募集啓発というだけではなかなか厳しいものはあると思います。

3月議会も私、横芝駅の北側から延びる道路ということで、目的は違うけれども、栗山川のボランティアの雑草対策に道路を延ばしていければ、栗山川沿いを道路を延ばしていければ、雑草対策につながるという利益も得られるんじゃないかということで提案をいたした経緯もあります。そのお答えは十分承知していますけれども。

今、サイクリングロードとして活用されているようなゾーン、エリアといいますか、もあるようですが、根本的なそういうものの整備を行って雑草対策、今、除草作業とごみ拾いということでボランティアがあるというのは十分承知しているんですけども、この雑草対策に対して、相当なやっぱり人員を動員しないと終わらないといいますか、大分長時間でやっていращやる区域もあるようなんですね。

ですから、根本的に見直せるようなエリアを少しでも広げていって、そこに集まってくださっていた方をもっとコントロールしていけるような音頭を取って、何名はこちらに行ってください、何名はこちらに行ってくださいのような形を取っていかないと、集中させていくということですね、人手がかかるところに。そういった考え方も必要なのではないかなと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 作業の範囲についてですけれども、ボランティアでお集まりいただく方たちですので、任意で近いところであったり、人数の差も出てしまうんですけども、環境防災課のほうの予算で業者のほうでの除草作業、そういったものも、栗山川環境ボランティアの後にやり残してある場所であったりだとか、そういったものも検討しながら行っておりますので、なるべくボランティアの方の負担が偏り過ぎないような形を検討して行いたいとは考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 少し時間が過ぎてまいりましたので足早にまいりますけれども、根本的な対策になるように今後も検討していただきたいと思います。

続きまして、少子化対策についてでありますけれども、通学補助金の創設ということで調査はしていましたが、引き続き調査研究ということで、先般の市原議員の一般質問でお答えされていたように、進んでいないのかなというようなところで感じました。

こちら、前回も令和5年の3月議会から質問させていただいていますけれども、その後、調査研究をしておっしゃっていて、すぐにその調査研究とか始めたんですか。その経緯を分かればお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

調査につきましては、県内自治体の状況、こちらのほうの調査のほうはしてまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ほぼ1年以上経過していますので、調査した後また調査というふうに言われると、どれだけ時間がかかっているのかなというふうにも思いますので、ぜひとも切れ目のない支援というのにも必要ですし、またこれ次の質問にまいりますけれども、様々な子育て支援の施策をしていただいているのは非常に感謝しています。

ですが、保育料の減免、給食費無償化、医療費は高校生まで助成されていますけれども、不妊治療。初めのほうの施策がすごく多くて、高校、大学となっていて、私もまだ子供小さいんですが、先々のほうがやっぱり不安なんですよね。先々どれだけのお金がかかるかというの不安ですし、自分がどこまで元気で働いていられるかというの不安なので、そういったところにも予算を配分していくような考え方、そういうものが必要なのではないかという意味で質問させていただいています。いかがですか、町長。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 通学補助については、先ほど教育課長のほうからいろいろな調査研究をしているという話の中で見えてきているものが、例えば、高校に行くのに電車に乗って行かなければならないというような状況があるからそうなるのでありますけれども、例えばこの横芝光町には唯一高校が私立高校でありますけれども、ございます。その高校も非常に今

生徒数が激減して、運営がままならなくなりそうな状況にもなっている状況もある中で、それをやることによって、さらにその生徒数を減らしてしまうのではないかという危惧も十分している中で、どういう判断をすべきかという部分についても研究をしていかなきゃならない状況にあるということをご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 一部理解しますけれども、ぜひとも、奈義町のお話また参考にさせていただいて、これ提案しているんですが、奈義町もこれはやっていることなんですね。様々な施策いろいろ考えていただきたいという思いはあるんですが、結果これが少子化対策にはつながっていないんじゃないかというような懐疑的な見方も実際にあります。だからこそポジティブに考えれば、いろんなことをやってみて、一番効果のあるものに選択していったほうがいいというような考えでありますから、その辺もさらに調査していくということでありましたので、お考えの中の一つとして積極的に検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

すみません、ちょっと時間がないので、迅速な行政サービスの遂行についてのところでありますけれども、事務引継書が統一用紙ということで管理職があつて、班長以上は口頭でもいいんだけど、別に定めた引継書があるということでありました。こういった引継ぎがあるのに、なぜ、そもそも担当が変わるたびに何度も何度も同じことを言わないかというような状況が起きるのか。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） なかなか引継ぎがうまくいかず、ご迷惑をおかけして大変申し訳ないことだと思っております。

今後についても、事務引継ぎ、特に懸案事項、重点事項等々をしっかりと引き継げる体制を取って進めていきたいと思っておりますので、できるだけ住民サービス、また議員の皆様からいただいたご質問等について検討する、また調査研究するといったところについても、進捗状況をしっかりと引き継ぎながら、人事異動のほうを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ひとまずありがとうございます。何度も何度も説明するようなことのないようお願いしたいんですけれども。その引継書の内容も私ちょっと確認したわけでは

ないですが、懸案事項に対してどのような進捗、今この現時点でこういう進捗ですよ、いつまでに終わりにするのか、担当が誰なのかというものを、先ほど共有フォルダの話をしていましたけれども、当然同じ書式で共有フォルダで誰が見ても一目で分かる。そういったものをしっかり構築して、何か問合せがあった際に、即答ができなかったとしても、確認すればその後答えられるというような環境をしっかりと整えていただきたいと思いますので、これはまだ1回目の質問ですから、この懸案事項についてはこれから期待いたします。

自治体D Xの推進にまいますけれども、シビックテックの活用の中でちばレポのお話が総務課長から壇上でいただけたことは、非常に調査させていただいているのかなということを感じました。ありがとうございます。

まさに、この話を例に取って質問を続けようかなと思っていたところでもありますけれども、このちばレポというものはどんどん進化して行って、今全国的にMy City Reportというようなシステムに進化して、多くの自治体で利用されているということでありました。こういったものを導入すると、今までは電話連絡もしくは議員を通じてなんかで、いろんな問題なんかが担当課に上がってきたりとか、または総務課に上がってきたりとかということが現状だとは思いますが、これを利用したところは、そういったものの受付、60代以上が多かったというところが、アプリ導入で30代から50代がアプリの利用者の中では76%を占めるようになったということでもあります。若い世代が自分の町に関心を持つようになったということを感じましたということですのでうれしいですということを、千葉県の担当者がおっしゃっていました。そのような記事を私見したので。

このような課題の共有を全体で迅速に行って、またはその世代を広げて、若い世代も興味を持ってもらえる。そういったものが構築されて、また安全な暮らしを実現できるということは、自治体D Xの中のスマートシティー構想の一環とも言えることでもあります。こういったレポートなんかをどんどん上げていくことで、そういったものを皮切りに、自治体行政に興味を持ていただければ、またそこからいろんなイベントとか、またボランティアとかというような参画にもつながるかもしれませんし、もしかしたら選挙の投票率の向上にもつながるかもしれません。すごくいいものだというふうに感じておりますので、年会費も結構多額にかかるようなところは私も調べておりますけれども、ぜひ積極的に検討していただいて実現させていただければなと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 奨君） 貴重なご意見、本当にありがとうございます。

町といたしましても、先ほど説明しましたように、今デジタル推進室のほうで住民DXを進める準備をしているところでございます。そうした中で、ちばレポもよく参考にさせていただきながら、秋鹿議員からのご意見も参考にさせていただきながら、協働のまちづくりがより一層進めるように、そのようなアプリを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

今、議員の皆様方で議員の定数なんかについていろいろ協議をされておりますが、このような結果がどういうふうになるのかは分かりませんが、先ほど申し上げたとおり、電話連絡とか議員を通じての懸案事項が上がってきたりというものが、こういうシステムを導入すれば、また広く使われるようなものにもつながると思いますし、もしかしたら、今度、議員とか町長とか立候補者が興味を持って増えてくれるかもしれない。いいことにもすぐつながると、先ほども同じようなことを申し上げましたけれども、思っております。

様々なご意見やご提案をいろいろしましたが、一つ一つきめ細かく、引継ぎもしっかりしていただいて、一步ずつ着実に町を前に進めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分といたします。

（午前10時57分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

宮蘭博香議員。

〔9番議員 宮蘭博香君登壇〕

○9番（宮蘭博香君） 改めまして、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、宮蘭博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

す。

最初に後ればせながら、佐藤町長におかれましては5期目の当選おめでとうございます。
4期16年の中で多くの問題が山積みしていることと思いますが、今年になって銚子連絡道路が匝瑳市まで開通しました。圏央道横芝・大栄間についても、2026年度には完成する予定になっています。そして、成田空港の更なる機能強化により、2028年度末には3本目の滑走路も運用開始予定になっています。まさに、この数年間で当町も成田空港と共生・共栄し、目覚ましい発展を遂げていかなければなりません。

そして、現在は、地方分権の推進により地域間競争の時代に突入していますので、近隣自治体に遅れないように、また取り残されないように、町長の行政手腕が問われるときであります。このときを逃すことなく、活躍されることを大いに期待しています。

さて、当町におかれましては、基幹産業である農業の主要作物である水稻の田植も終わり、緑豊かな田園風景が広がっています。安定した気候に恵まれ、稲刈りの時期には良質米が多く収穫できることと、米価が上がることを祈るものであります。

また、感染症の関係で、新型コロナウイルスが5類に格下げされたところですが、現在も感染する人が後を絶ちません。過去には冬の時期にしか発生しなかったインフルエンザについても、近年の傾向によりますと、いつ発生してもおかしくない状況にあります。小中学校においては、多くの児童生徒が感染した場合、学校生活にも影響してくるものと思われるので、これらについても町独自の対策を考える必要があるように思われます。

また、現在は梅雨の時期を迎えておりますが、当町の議会でも何名かの議員から質問が出ていますように、これから暑い夏とともに台風シーズンを迎えます。いわゆる災害が発生しやすい時期を迎えるわけであります。今年状況は既に台風も発生し、梅雨に入っている沖縄や九州本土では、台風が梅雨前線を刺激し、所によっては線状降水帯が発生し、災害の発生している地域もあります。

また、6月2日の日曜日は、午前中は蒸し暑い陽気でしたが、午後になると天候は一変し、大雨で羽田空港は一時、航空機が着陸できない状況でした。印西市や白井市でも、大雨により冠水した地域も発生しました。当町におきまして、短い時間でしたが、大雨が降りました。

今後は、局地的にこのような状況が発生することと思われます。これらを未然に防ぐためには、事前に的確な情報を把握し、町民へのスムーズな情報伝達と併せ万全な準備を行い、いざというときに備えるということですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、大綱3点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、町長選挙結果についてであります、3点お伺いいたします。

1点目として、投票率についてですが、当町の町長選挙としては異例の42.45%という大変低い投票率でありました。選挙運動期間中、佐藤町長の応援には地元国会議員、県議会議員並びに近隣首長等が参加し、応援の言葉等を述べられていたようでした。また、佐藤町長も街頭演説などを行い、積極的に有権者に呼びかけていたようでした。

そして、佐藤町長は日頃から町民の視点に立って、最近では心を結ぶ安全・安心なまちづくりというスローガンを掲げ、4期16年、行政を担当してきました。しかしながら、選挙結果から言えることは、過半数以上の有権者が選挙に行かなかったということは、今までの佐藤町長の行政手腕を評価することなく、誰が町長に就任しても関係ないというようなことだったのかなと思われまふ。これらの状況を踏まえ、町長のお考えをお伺いするものであります。

2点目として、無効投票数についてですが、低投票率の中、投票に行かれたにもかかわらず、無効投票数は241票でありました。投票に行った有権者にしても、佐藤町長の行政手腕を評価することができず、これだけの無効投票が出たのかなと推測されますが、町長のお考えをお伺いするものであります。

3点目として、相手候補者の得票数についてですが、相手候補者は当町に縁もゆかりもなく、かつ選挙運動も行ふことなく、1,607票、20.56%の票数を獲得しました。42.45%という低投票率にもかかわらず、投票した20%以上の有権者が佐藤町長の頑張りを評価していないという結果でありました。大変深刻なことだと思いますが、町長のお考えをお伺いするものであります。

大綱2点目としましては、熱中症対策について。熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応についてですが、先般、テレビの報道で気温35度を目安に発表されるということですが、発表された場合の対応について2点お伺いいたします。

1点目として、部活動や地域活動の対応についてですが、土曜日、日曜日及び祝日は中学校の部活動、小学校の各種スポーツ少年団活動等が行われています。それらの対応についてはどのようなになるのか、お伺いします。あわせて、中学校の総合体育大会の県大会や、それ以上の大会に参加する生徒はどのような対応を取ることになるのか、お伺いをいたします。

2点目として、町各種行事の対応についてですが、どのような行事が組まれているのかは把握していませんが、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応はどのようなになるのか

か、お伺いいたします。

大綱３点目の計画行政、総合計画に新町建設計画はどのように反映されているのかについてですが、町の将来像である「栗山川の流れがはぐくむ、人、自然、文化が共生するまち」は日頃から使われているので理解できますが、将来像を目指すには大きな５つの柱があり、１つ目として多様化・高度化する住民ニーズへの対応、２点目として少子高齢化・人口減少社会への対応、３つ目として日常生活圏の広域化への対応、４つ目として国・地方公共団体における厳しい財政事情への対応、５つ目として地方分権の推進への対応が重要と示されております。それらに伴うきめ細かな計画については総合計画に示され、時代の流れとともに当町に合った対応が適切かつ迅速に行われているのか、町長にお伺いするものであります。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔９番議員 宮藺博香君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 宮藺博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 宮藺博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、私からは大綱１点目、町長選挙結果についてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、投票率についてでございますが、今回の町長選挙は１２年ぶりの選挙でありましたが、投票率は４２．４５％であり、前回の平成２４年度の６８．４７％から２６．０２％低下し、横芝光町の町長選挙として過去最低の投票率となりました。この投票率については様々な要因があると考え、低下したものと受け止めております。

次に、無効投票数についてでございますが、総投票数８，０６０票に対し、無効投票数は２４１票となり、無効投票率は２．９９％でありました。無効投票は、投票はしていただきましたが、候補者に対しての信任がいただけなかった票であったと考えております。

次に、相手候補者の得票数についてでございますが、今回の相手候補者の得票数は１，６０７票でございました。これは私への信任がいただけなかった票であったと考えております。無効投票と併せ１，８４８票につきましては、これを真摯に受け止め、５期目の４年間に付きましても町民の皆様と心を結び、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 宮菌博香議員ご質問の大綱２点目、熱中症対策についてのうち、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応についての部活動や地域活動の対応についてお答えいたします。

環境省から出されている熱中症特別警戒情報によりますと、熱中症特別警戒アラートとは、「広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されるもので、具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において、暑さ指数35度以上となる時などが該当」と定義されております。

また、千葉県教育委員会から発出されている学校における熱中症対策ガイドラインによりますと、「熱中症特別警戒アラート発表時は、命を守る行動をとる。ただし、室内においてエアコン等の設置により、暑さ指数33度未満の状況を維持できる場合を除くとし、校長等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているかを確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断する」とあります。

町内の各小中学校では、これらの資料に基づき、前日に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、翌日の部活動について各部の熱中症対策を確認し、必要があれば、活動場所、活動内容、活動時間の変更、短縮及び中止や延期の判断をすることとなります。

なお、熱中症警戒情報は、気象庁の防災情報提供システム、関係機関のＷＥＢページ等を通じて入手でき、その情報が的確に共有できるよう、情報の入手及び顧問や関係機関への伝達等を明確に定めておく必要がありますことから、学校長は各部活動顧問との連携を密にし、安全に部活動を運営できるよう努めてまいります。

また、熱中症特別警戒アラート等の情報が発表されていない場合であっても、暑い時季は熱中症警戒情報に注視し、発表状況を前日の夜及び当日の朝に確認し、必要があれば、部活動の時間短縮をするなどの対応をしております。部活動などの活動前は暑さ指数の計測、活動中においては、過重な運動とならないよう活動内容を調整するなど、普段以上に児童生徒の様子を観察するとともに、適宜休憩時間を設け、児童生徒に水分補給を促すなど指導しております。

中学校の総合体育大会での熱中症対策については、日本中学校体育連盟から各都道府県中学校体育連盟に発出された令和5年7月29日付の事務連絡には、熱中症特別警戒アラートに係る記載はございませんが、熱中症対策のお願いの大会についてという項目中に、選手に向けては「生命、安全を第一に守ることが基本となります。競技会場の環境や気象状況から判断し、選手等への水分補給や休憩時間の確保及び会場の換気や散水などを行う判断をお願いいたします」とあります。

大会本部に向けては6点の記述があり、可能な限り冷房のある休憩室を確保する。暑さ指数を測定する熱中症指標計を準備し、データを確認する。環境省熱中症予防情報サイト、日本スポーツ協会熱中症予防ガイドブック、大塚製薬ホームページ熱中症サイト等よりデータの収集と今後の予測の確認をする。体温計、血圧計の準備をする。補水液、スポーツドリンク等の用意をする。可能ならば、医師・看護師・養護教諭を配置するとあります。

以上のことから、各学校から大会に参加する場合は、校長の指導の下、部活動顧問が選手の生命、安全を第一に考え、熱中症の対策を講じるとともに、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、大会本部からの態度判断に注視し、適切に対応してまいります。

また、町スポーツ少年団の熱中症対策については、毎年、スポーツ庁から、4月1日から9月30日を期間とする熱中症予防強化キャンペーンを実施する旨の通知がきており、町のスポーツ協会に加盟する各少年団12団体へ、熱中症事故を未然に防ぐべく、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブックを配布しております。

熱中症特別警戒アラートに限らず、高温や多湿など熱中症の危険性がある場合は、公益財団法人日本スポーツ協会が作成した熱中症予防運動指針により、運動は避ける又は延期する判断をしてもらうよう周知を図っております。

いずれにいたしましても、児童生徒の健康状況を優先に考え、今後も熱中症予防対策を万全に実施してまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 宮菫博香議員ご質問の大綱2点目、熱中症対策についての熱中症特別警戒アラートが発表された場合の対応についてのうち、町各種行事の対応についてにお答えいたします。

熱中症特別警戒アラートは、令和6年度につきましては、4月24日から10月23日までを運

用期間として設定されており、特別警戒アラートが発表された場合、町では主に3点の対応を考えております。

1点目は、令和5年5月30日に閣議決定されました気候変動適応法に基づく国の熱中症対策実行計画に基づき、防災行政無線や町ホームページ、まちナビ2を通じて涼しい環境で過ごすことを促し、イベント開催に当たっては、主催側等の管理者が熱中症対策を徹底し、対策が難しい場合には、運動・外出を伴う活動の部分やイベント自体の開催の中止、延期、時間帯等の変更等を判断していただく旨の内容を呼びかけます。

2点目は、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設、通称クーリングシェルターとして町長があらかじめ指定し、開放することといたします。クーリングシェルターは、エアコンを設置している健康づくりセンタープラム、町民会館、文化会館、図書館等の公共施設を先ずは指定し、ロビー等の一部を涼むことができる休憩場所として提供する予定です。

3点目は、熱中症対策の普及啓発等に取り組む特定非営利活動法人等の民間団体を熱中症対策普及団体として町長が指定し、民間団体からは、飲料水、冷却剤、うちわ等の物資提供のご協力をいただき、協働して熱中症予防支援活動を実施してまいります。

一方、熱中症対策を強化するためには、日頃から町民への声かけといった直接的な働きかけや対策が有効とされており、町では周知啓発として防災行政無線を通じて、熱中症予防行動について、日中の外出はできるだけ控えること、外出時は直射日光に当たらないよう注意すること、外での作業や運動時は十分気をつけること、高齢者や子どもたちへ身近な方からの熱中症予防の声かけ、こまめな水分補給、エアコンの利用促進等を随時周知してまいります。

また、町ホームページやまちナビ2へ「熱中症予防を心がけましょう」と題して予防の周知啓発を掲載するとともに、健康こども課保健師による民生委員児童委員協議会定例会での講話や、高齢者向けの各種運動教室等での熱中症予防リーフレット等の配布、声かけを通じて、熱中症に対する備えの意識向上に努めてまいります。

更には、熱中症対策を効果的に実施するため、環境省が発行しておりますイベント主催者・施設管理者のための夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインや、環境省主催の熱中症対策業務に関する研修会等を通じて、町各種行事の企画段階から担当者が熱中症対策を十分に意識し、関係部署との情報共有・連携等、横断的な体制を構築できるよう取り組んでおります。

気象庁発表による向こう3か月の気温は全国的に高いと予想されておりますので、継続して熱中症対策に取り組んでまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 宮菫博香議員ご質問の大綱3点目、計画行政についての1、総合計画に新町建設計画はどのように反映されているのかにお答えいたします。

新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第6条の規定により、横芝町と光町が合併する際に、合併後の町の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的に、合併後の概ね10年間についての計画として策定されました。

合併後の横芝光町として、多様化・高度化する住民ニーズへの対応、少子高齢化・人口減少社会への対応、日常生活圏の広域化への対応、国・地方自治体における厳しい財政事情への対応、地方分権の推進への対応が合併への必要性として整理されており、ここから地域で支え合う福祉の充実、次代を担い、地域を支える人づくり、地域特性を生かした生活環境の整備・向上、新しい取り組みによる産業の活性化、住民に開かれた効率的な行財政運営と住民参加によるまちづくりが新町建設の主要な課題として導かれ、これを解決すべく、次の5つの基本目標を定めました。

1、健康な笑顔が輝くまちづくり、2、豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり、3、環境と調和した快適で安全なまちづくり、4、地域特性を生かした産業のまちづくり、5、共に考えみんなが参加するまちづくりと定め、まちづくりを体系的・総合的に進めるとしています。

合併後、新町建設計画を包含し、町政運営の最も基本的な指針である町の最上位計画として、平成20年3月に平成29年度までの10年間を計画期間とする第1次横芝光町総合計画を策定し、新町建設計画に定めた5つの基本目標をまちづくりの目標として引き継ぎ、まちづくりを進めてまいりました。

第1次基本計画の期間中、我が国は人口減少局面に突入し、東日本大震災の発生、スマートフォンの普及などICT技術の進展といった時代の潮流を踏まえ、平成30年3月に第2次横芝光町総合計画を策定し、前計画からのまちづくりの目標を継承しつつ、様々な施策を展開しています。

合併してから19年が経過しようとしている今日、新町建設計画で定めた根幹となるべき事

業等も一つ一つ進展を見せており、合併により誕生した横芝光町が、新町建設計画のもと動きはじめ、第1次総合計画で土台をつくり、第2次総合計画でその芽が育ちはじめていると考えております。

今後も総合計画のもと着実にまちづくりを進めてまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） それでは、いろいろとご答弁いただきありがとうございます。

それでは改めまして、通告順に質問をさせていただきます。

最初に、町長選挙結果についてですが、投票率につきましては、有権者が国政をはじめ、政治不信を抱いているという結果もあるのかなというふうに私は思います。

無効投票数と相手候補者の得票数については、先ほど町長から信任いただけなかったというようなことで答弁がありましたので、それで十分ある程度理解はできました。したがって、今の気持ちを大切に頑張っていたいただきたいと思います。その辺でもう一回、町長、改めて。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほども壇上で申し上げましたけれども、私に投票していただけなかった、または名前も書かずに、ただ投票という行動を無駄にしなかった皆さん方の強い思いはしっかり受け止めて、その成果を真摯に受け止めて、これからの行政運営に臨ませていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 繰り返しになりますけれども、今の気持ちを大切に頑張っていたいただきたいと思います。

では次に、2点目の熱中症対策の関係でありますけれども、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の部活動や地域活動の対応についてですが、教育課長の説明である程度は理解できましたが、十分気をつけて行っても熱中症にかかってしまった場合まで含めて、その対応を事前に定めておく必要があると私は思います。例えば、スポーツ活動等をしている児童生徒が熱中症にかかってしまった場合、救急車を呼んでも、すぐに行き先が決まらない場合も多々あります。

したがって、児童生徒のことを考え、地域の第三次医療機関、東陽病院が受けてくれ

ればいいんですけれども、小児科の問題等でまた受けてくれないという答弁が来ると思いますので、地域の第三次医療機関ですぐに対応していただけるような方策を取ることができないのか。その辺について、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 宮菌博香議員のご質問にお答えします。

まずは、横芝光消防署からの統計によりますと、令和5年5月から10月までの間における熱中症搬送患者人数は38人となっており、うち7歳から18歳までの搬送人数は6人でした。

活動中には、熱中症を疑う症状にいち早く気づき、意識障害があれば、ちゅうちょなく救急要請をしていくことが肝要であると考えております。

小児科への搬送先、近隣ではさんむ医療センター、国保多古中央病院、総合病院国保旭中央病院がございます。今後とも迅速な対応をできるよう、保育施設、小中学校への情報提供や連携を図ってまいろうと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 今の答弁で十分分かったわけでありましてけれども、いずれにしても、このような対策をしっかりと行政が定めて、ですから今、小児科の関係であれば、さんむ医療センターとか多古中央病院とかということでありましたけれども、じゃ実際問題、要するに土曜日、日曜日とか、そういう休日当番医をやっていなかった場合については、多分、二次医療機関とかに指定されると思うんですけれども、すぐ対応してもらえるのか。

やっぱり子供の命を守るということであれば、そういうふうになった場合の対応というのは行政でしっかり決めて、消防署、救急隊等と対応してくれる病院、そういうところと連携を取った中でスムーズに対応できるようにしなければ、私は大変なことがまた起きるのかなと。まさに、他の議員からもいろいろ助成しろとか云々とか、いろいろ出ていましたけれども、このような根本的なことが、まさに子ども・子育て支援の一番大切なところかなというふうに私は思うんですけれども、町長または教育長、お考えがあればお伺いしたいんですけれども。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 宮菌博香議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

小学校、中学校の授業、体育とか、あと休み時間等、昼休み等につきましても、まず熱中症にかからないような事前の指導ということで、これは今週のことですけれども、月曜日に

定例の校長会議がありました。そのときに、この熱中症特別警戒アラートについての資料を配付させていただきまして、もう既に県のほうからは出されておりますけれども、この熱中症についての意識をまず職員がきちっと理解をしていないと、子供たちの指導は、子供たちも気をつけてはいますけれども、何が起きるか、先ほど議員のお話ししたように分かりませんので、その辺については、学校のほうでは校長の指導の下で、職員の意識をきちっとさせていただきたいということでお話をさせていただきました。

また、中学校におきましては今年度、ちょっと話はずれますけれども、今年の1年生につきましてはヘルメットのほうが、皆さんご存じのように新しくなりました。これはやはり生徒の安全、命を大事にするということで、まず安全性のあるヘルメットで、またこの暑い夏に向けて通気性のいいものであるということで、これも検討させていただいて、土日の部活動もちろん自転車の子はヘルメットをかぶっているわけですので、そちらのほうの対応もさせていただきながら、この熱中症につきましては本当に命に関わることでありますので、学校といたしましても、今後かからないようにということで指導をしている状況でございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 今の教育長の答弁で、かからないようにということであるんですけれども、私が言いたいのは、かかっちゃった場合にスムーズな対応ができなければならないんじゃないのというような話をしたんですけれども、そのような答弁が全然いただけなかったものですから、再度確認をしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） きっと宮菌議員は、救急搬送による、そういう部分をお聞きしているのかなというふうに認識しております。

先ほど健康こども課長のほうから答弁がありましたとおり、私どもの東陽病院においては小児科を置いていないということの中で、その対応ができていないという状況にあります。そこについてはおいおい、院長共々ともいろいろと協議はしているのでありますけれども、今の状況の中ではなかなかそれがかなわないという状況でございますので、今後どのように対応するかというのは、既存の環境の中でそれをしっかりと対応できるような状況づくりに邁進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮藺博香君） 町長のほうから、東陽病院についても小児科の関係で受けられないということなだけけれども、検討していくというようなことでありましたけれども、まさにそういうところまでをきめ細かく考えて対応していくのが、私は本来の子ども・子育て行政なのかなというふうに思っています。

ですから、あまり長くはやりませんが、やっぱり誰でも熱中症にはかかりたくないわけです。だけれども、かかっちゃった場合、いざというときに行政の力が出てくるわけです。どこどこはしっかり対応できたけれども、横芝光町は対応してくれなかった。そうじゃなくして、やっぱり地域間競争の時代に入っている中で、全てのことにきめ細かな対応がなされていかなければ、子ども・子育て支援の抜本的なものとしては成り立ちませんよということを言いたかったわけでありますので、そういうようなことが発生した場合につきましては、関係課と連携を取っていただきまして、十分な対応ができるようにしていただければありがたいというふうに思っております。

次に、各種行事の対応等——その前に、これ実際問題として、先ほど教育課長の答弁の中で、35度を超えた場合には云々ということで大会の中止、延期というような話もありましたけれども、私はこんなことを言っただけで大変失礼なんですけれども、総合体育大会でも何でも夏の一番暑い時期にやるわけですね。それで室内の競技、外の競技あるわけです。当然気をつけてやるわけなんですけれども、じゃ、この指数によって35度を超えた場合に大会を中止にできるか、延期にできるか、多分おれはできないと思います。だから、気をつけてやるということだと思うんですね。

それで、逆にスポーツ少年団についても、夏休みに練習試合を事前に組みました。そのときに35度を超えている。じゃ、それを全部中止にするのか。現実問題としては、多分私は厳しいと思います。

大原則は、各家庭の中で、今日は暑いから、子供と保護者が今日はやらせないよと言ったら、もうそれで決まりだと思うんですけれども、中にはやるという子供も当然出てくると思う。ですから、そういうところまでを考えて対応できるようにしていかなければならないのかなと。それは、教育委員会と各いろんな分野の指導者との連携の問題なのかなと。だから、そういうところまでしっかり考えていただければありがたいなと。答弁は特段要りませんけれども。

次に、これは熱中症にかかるというのはスポーツだけでじゃない、また子供だけじゃない。一般の人みんな対象になります。ですから、9月30日までについては熱中症予防防災キャ

ンペーン等を実施し、いろんなことをやる。役場のほうにも涼しい場所を確保して、そういうところでも涼めるようにしますよというようなご答弁もいただきました。だから、これについてもやっぱり熱中症にかかればいけないんですけども、かからないという保証は何もない。

逆に言えば、横芝光町の場合に、8月の下旬から9月になれば農作業も始まります、一番暑いときに。当然、稲刈りとなってくるわけです。そうすると、台風が近くおしてくる。今日は熱中症警戒アラートが発表されてでも、どうしてもスケジュール的にやらなければならない、そういうケースも絶対出てくると思うわけです。

ですから、それは当然十分皆さん注意をして、対策をして臨むと思うんですけども、それでもなっちゃった場合については、行政で小学生、中学生でなければ、休日当番医で東陽病院が開いていれば、東陽病院ですぐ対応してもらえるのか。そういうような対応も当然考えていかなければならないと思います。

ですから、私が言いたいことは、現実問題として、すぐ熱中症アラートが発表されました。じゃ、そういう事前に定まっている行事を全部中止にできるという状況にはならないと思うんですね。ですから、そういうことまでも含めた中での対応というのを行政でしっかり考えていただきたいということでもあります。

では次に、大綱3点目の計画行政の関係について再度質問をさせていただきたいと思います。

総合計画に新町建設計画はどのように反映されているのかについてですが、まず新町建設計画については、おおむね新町から10年先を見越して作成をされているものであります。それで現在、先ほどありましたように、当町はもう合併して18年が経過しているわけです。

1つ目の多様化・高度化する住民ニーズへの対応についてどのように対応してきたのか。また、具体的に今後どのような対応ができるのか。その辺町長、具体的な考え方を持っていれば、お聞かせいただければありがたいなというふうに思うんですけども。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、具体的と言われてすぐお答えできる資料をちょっと手持ちではないんですが、ただ、現実問題として、横芝光町19年目に入ったところの中で、私も17年目を担わせていただいている中で、いろいろな多くの施策をやってまいりました。特に子育て支援ですとか、福祉行政等々ですね。新町建設計画にございます多様化・高度化する住民ニーズへの対応、ここでございますけれども、やはり今一番、少子化の問題がもうクローズアッ

プされている状況の中で、いち早く小学6年生までの医療費の完全無料化等々をやってまいりました。

その結果、それがしっかりと結果として残されているかどうかについては、しっかりと検証しなければならない状況にあるものの、そういう状況の中で切磋琢磨、創意工夫をしながら進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 多様化・高度化する住民ニーズへの対応ということで示されているのは、合併により専門性の高い人材の確保・育成と組織体制の構築を進め、多様な要望に応えられるような柔軟な施策展開を図ることが必要でありますということで。

私が言いたいのは、要するに横芝光町で働きたいという人を、逆に言えば優秀な人材をヘッドハンティングして、組織の中に新しい血を入れてみる。そういうのも一つなのかなと。ですから、もう既に18年前からそういうことは考えているんだけど、今の状況を考えると、ITぐらいなのかな。ですから、そういうものまでを踏まえた中で、やっぱりもう少し行政の活性化を図るためには、そういうことも考えていただきたいなというお願いが1つあります。

次に、2つ目でありますけれども、少子高齢化、人口減少社会への対応についてであります。今ほど町長からいろいろお話いただきましたけれども、財政力の乏しい当町は、他の自治体に先駆け、18歳までを対象に医療費の無償化を実施しました。さらに近年は給食費の無料化も行いましたが、合併当時と比較して小学校入学者数は激減し、合計特殊出生率も国・県を下回り、数字的には、財政効果は現れておりません。やらないよりやったほうがいいと思いますけれどもね。

逆に、児童生徒数が減っているにもかかわらず、準要保護児童生徒が増えてきている現状をまずどのように捉えているのか、町長にお伺いします。

あわせて、高齢者対策についてですが、2025年には団塊の世代が後期高齢者になります。私は数年前から、東陽病院を有効活用した横芝光町版地域包括ケアシステムを構築していかなければならないんじゃないですかということを申し上げておりますが、現在どのような状況になっているのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、少子化の問題は、当町にも大きな影響をもたらしているのは事

実でございますが、日本全国的な問題でございまして、たまたま昨日のニュースのトップニュースでも、出生率の低下が大変な問題になっていて、あの東京都でさえ、日本の都道府県の中で最低の0.99だというニュースは、本当にもう極めて衝撃的な状況でございました。

そういう状況の中で、先ほど来申し上げておりますとおり、横芝光町、平成18年に成り立ってから子育て支援にはしっかりと対応している中で、準要保護児童が増加しているというのはある意味、その子供たちの生活環境に対して、行政がしっかりと支えられている証拠なのかなというふうにも思っております。

また、地域包括ケアシステムにつきましては、ご承知のとおり、今、東陽病院と九十九里ホームが運営しています第二松丘園の中でもしっかりと対応できて——しっかりとできていると言うと語弊がございますけれども、まだまだ100%をカバーできていない状況にあるというのは認識しておりますけれども、近隣においては、その状況の中についてはしっかりとできている傾向にあるというような認識を持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 質問は少し変えさせていただきますけれども、過去3年間の当町の出生数ですが、令和3年度97人、令和4年度82人、令和5年度78人という状況になっております。現在、定員割れする保育園も出てきているように伺っています。子供たちの現状を踏まえ、きめ細かく行っていないと運営が成り立たない保育園も出てきていますので、それらの対応を早急に行う必要があると私は思います。時間がありませんので答弁は結構です。

ですから、その辺も、今まで町にこれだけ協力していただいた保育園がこのような状況になってきているという状況は、もうそんなに時間を置かない中で対応していかなければならない問題だと思います。まさに、これらも子ども・子育て支援の抜本的な問題だと思っております。

次に、3つ目の日常生活圏の広域化への対応ですが、公共交通網の整備は必要不可欠であります。これは私の永遠のテーマであります。成田空港の更なる機能強化という当町を踏まえた空港南側地域に今追い風が吹いているのにもかかわらず、なぜ町長は芝山鉄道の延伸について考えないのか。お答えを再度お伺いします。

あわせて、現在、空港への当町からの就業者数は296人で、全体の空港に勤めている従業者の構成比からいくと0.8%という状況であります。やっぱり空港会社と連携を取りながら、当町からの就業者が増えることにより、その家族等は当然当町に定住するようになると思わ

れますので、そのような対策を他に先駆けて行う考えはないのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、芝山鉄道の延伸の問題でございますけれども、再三私どもこの場で答弁をさせていただいておりますけれども、今現在、芝山鉄道も世界一短い鉄道だという認識の中で、今利用者がもう激減をしている状況でございます。当初の半分になってしまっている状況にあって、その影響もあって成田市、そして芝山町がその足りない部分を負担しているのが、当時1億5,000万円、6,000万円規模でしたが、今2億円を優に超している状況にある。要するに、鉄道が大量輸送機関としてなかなか今、認知できていない状況があると私は認識しています。

要は、費用対効果の問題で、今、横芝光町は横芝光町・成田便というような形でまた増便をさせてもらって、芝山町ともタッグを組みながら進めている状況にございますので、それをさらに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） これからは、今乗車人数が減っているということでありまして、あれだけの距離で人がいないところでやっていて、減ってくるのは誰が見ても当たり前の考えだなと私は思っています。総武本線と接続することにより、また今度、空港で働く人数が7万人になる。それで、また横芝光町のほうから従業員がいっぱい行くようになるということになれば、当然いろんな面で有効活用できるような状況に私はなってくるものだと思っております。

したがって、採算ベースとして合わないということではあるんですけれども、町長は、病院の関係でも、各一部事務組合の関係でも、いろいろ多くの人たちが使う場については町の予算を捻出しているわけです。したがってそれでまた経済効果が見えないということでありましたけれども、何もやっていなくて、どうして見えるんですかと私は言いたいです。少なくとも、芝山鉄道の延伸に係る経済効果を求める調査を行う必要があるんじゃないか。少なくとも、その調査を行った段階でいろいろ考えるということがいろいろ出てくるんじゃないのかな、私は思っています。時間がありますので、次に進めさせていただきますけれども。

次に4つ目、国・地方自治体における厳しい財政事情への対応についてですが、自主財源

である町税やふるさと納税を増やす対策を早急に講じていく必要があると思います。一方では、標準財政規模に合った予算編成も必要になってくるものと思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その部分につきましては、再三同じ質問の中でご答弁をさせていただいているわけですが、現実問題として、今横芝光町、確かに大きな財政規模の一般会計を行っているわけですが、それによって将来推計もほぼほぼ問題なく進められていく状況にもございますし、基金についても順調に積立てを行うことができる状況にありますので、そこについてはしっかりと緊張した中で予算執行をしていくわけですが、無駄をなくすことは当然のことです。必然的にその財政規模にあるということ。そしてまた、財政規模が大きくなるということは、ある意味歳入もあるということでございますので、それについてもご理解を賜れればと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 時間がないから答弁は結構ですが、当然歳入も大きくなりますけれども、そうした場合に、じゃ一般財源の割合が増えてきているのか、それは激減しております。それはよく資料を見ていただければ、町長分かるかなと思っております。

それで早速でありますけれども、ですから、そういうものを踏まえれば、やっぱりふるさと納税にとか、そういうことで自主財源を確保できる施策に力を入れることが必要だと思います。あんまり言いたくないんですけども、やっぱり地方は生き残り戦略をしてきていますので、全国のふるさと納税に力を入れている団体は、制度が変わったといっても、単年度で170億円も集めているところもあるわけです。県内でも50億円程度を集めているところもあります。それにもかかわらず、当町は持ち出しのほうが多くなるような状況になっております。

したがって、知恵を出し合い、汗を流すことにより集めることは可能だと思いますので、そういうことをしっかりやっていただきたいと思います。時間になってしまいますので答弁は求めませんが、十分考えていただきたいと思います。

次に、5つ目の地方分権への対応についてであります。住民とのコミュニケーションを図りながら、積極的にまちづくりを進めていくためには、行政能力の向上を図り、職員を増やすことなく、その時々により適正に対応できる体制を構築していくことが私は大切だと思っております。

います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この横芝光町、私も場面場面において千載一遇のチャンスだというようなお話をさせてもらっています。ずっと同じ事業を、仕事をしているわけじゃない状況の中で、やはりめり張りのついた中において、今は本当にもう攻めるタイミングだという認識を持って進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員、あと数十秒です。

○9番（宮菌博香君） はい。いずれにしましても、人事関係については十分、もっといろいろ考えた中でいい知恵が出せると、私は人を増やさなくても総体の中でできると思っています。

いろいろと質問をさせていただきましたが、次代が自信を持って言えるふるさとづくりの礎を今築かなければなりません。人づくりとまちづくりをしっかりとつくっていただくことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午後 0時08分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問いたします。

質問は大綱3点、1、人口減少への施策について、2、踏切の安全について、3、自動運転バスの運行についてです。

それでは、1番、人口減少への施策について大きく2点質問します。

先月24日、経済界有志らでつくる民間組織人口戦略会議は、人口減少の深刻化により将来的に消滅の可能性があるとする自治体を発表しました。県内では、全54市町村のうち40%に当たる22市町が消滅可能性自治体とされました。横芝光町は、その中でC②とランクされ、自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要となる消滅可能性自治体に該当ということです。

そこで、(1)消滅可能性自治体と発表されたことについて、町長はどのように認識されているのか伺います。

(2)として、横芝光町の現状と対策についてお聞きします。

横芝光町の人口は1995年には2万6,814人に到達しましたが、2015年には2万3,762人となっています。2015年以降の国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、今後、人口は一貫して減少を続け、2025年には約2万人、2040年には約1万7,000人になるものと推計されています。

成田空港の機能強化、雇用増大による人口アップが見込まれると思いますが、高齢者人口の多い我が町では、人口の自然減が増えるのではないかと考えられます。

①として、町としては横芝光町の現状を、将来の予想をどのように捉えていますか。

②として、今までに人口減少に対して行ってきた具体的施策、その成果はどのように見えてきたか教えてください。

千葉県知事は、この報道を受けて、地域ごとに状況が異なるので実情に応じた対策が必要としています。

そこで、③として、横芝光町の特性に応じ、今後の対策をどのように取っていかれるのかお尋ねします。

2番に、踏切の安全について質問します。

4月に群馬県の高崎市で小学4年生が電車にはねられて亡くなるという大変悲しい事件が起きました。現場は第4種踏切でした。

第4種踏切は遮断機、警報機のないため、両方を備えた第1種踏切と比べて事故の発生率は2倍近いそうです。国土交通省は、鉄道事業者に廃止するか費用の半分まで補助する制度を使って改良するよう呼びかけ、10年前より600か所近く減りました。それでも地方を中心に約2,400か所残っているそうです。JR横芝駅がある町内でも当然ながら踏切と線路があります。

そこで、町内の踏切について、①踏切の種類とそれぞれの数について教えてください。

②過去に起きたトラブルや事故はありましたか。

③それらのトラブルや事故を受けてどのような対処がなされたのかお答え願います。

(2)に、線路沿いの道の安全確保についてお聞きします。

町内には、線路に高いフェンスもなく、進入しようとする意思があれば入れてしまうような箇所も見受けられます。そのような場所で過去にトラブルや事故はなかったでしょうか。トラブルには人や動物が進入する場合や倒木、列車の運行妨害のため故意に物が置かれるなどがあると思いますが、どのようなことがあったでしょうか。そして、それらの事故やトラブルを教訓として、どのように安全確保がなされてきたのですか。教えてください。

最後に、自動運転バスの運行について質問します。

本年2月より実証走行が開始された自動運転モビリティ事業ですが、運転士さんの乗ったバスが街中を走行しているところを見かけます。走行開始より約3か月が過ぎ、少しずつデータも取れ、状況が把握できてきたのではないかと思います。

そこで、自動運転バス実証走行について3点質問します。

(1)利用状況はどのようでしょうか。令和6年3月31日までの乗車延べ人数は903人ということでしたが、その後2か月経過し、ますます増えているでしょうか。期待どおりの人数ですか。どのような方が多く利用されていますか。

(2)どのようなトラブルがあり、何か問題点は見えてきましたか。毎日運転されているドライバーさんの視点から見えてきた問題点、利用してみて分かった利用者から見ての問題点を教えてください。

今は実証走行ですので、ここで分かった問題点をできるだけ解決できるような考えで今後の計画がなされると思います。

(3)として、今後の運行はどのように計画しているか。5月30日の議会議員全員協議会と重なる部分もあるかと思いますが、再度お答えください。

以上3点、私からの壇上での最初の質問といたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

〔7番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 森川貴恵議員のご質問にお答えをいたします。

なお、私からは、大綱1点目、人口減少への施策のうち、消滅可能性自治体と発表された

ことについて町長の認識はにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2014年に日本創成会議の報告書により、2010年を起点として2040年までに20から39歳の若年女性の人口が50%以上減少する自治体が消滅可能性都市とされ、全国で896の自治体が消滅の危機に瀕する可能性があると言われ、大きな波紋を呼びました。

当町におきましても人口減少を食い止めるために2015年、平成27年度に横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して具体的な取り組みを行い、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議において総合戦略の効果検証を行ってまいりました。そして、10年後の2024年、人口戦略会議の報告により、2020年を起点として2050年までに、20から39歳の若年女性の人口が50%以上減少する自治体は全国で744の自治体であり、消滅可能性自治体として再び当町も指摘をされました。

報告された内容を見てみますと、当町において2014年の報告では若年女性人口減少率は58.5%でしたが、今回発表された2050年までの若年女性人口減少率は52.8%とされております。これはわずかではありますが、改善方向に向かっている結果ではないかと受け止めております。

人口減少対策は息の長い取り組みとなり、効果が現れるには時間を要するものでありますが、これまでの創生総合戦略の取り組みを着実に推進しつつ、成田空港の更なる機能強化により増加する就業者の新規定住を視野に入れ、今後とも持続可能な選ばれる町として、その実現のため取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、人口減少への施策についてのうち、2、横芝光町の現状と対策についてと大綱3点目、自動運転バスの運行についてにお答えいたします。

初めに、大綱1点目、人口減少への施策についてのうち、2、横芝光町の現状と対策についての①横芝光町の現状と将来の予想はにつきましては、横芝光町の現状を申し上げます、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口は2万2,257人です。また、0から14歳の年少人口が2,114人、15から64歳の生産年齢人口が1万1,718人、65歳以上の老年人口が8,425人と

なっており、それぞれの総数に占める割合は、9.5%、52.65%、37.85%となっております。

平成18年の合併時と比較しますと、総数では17.59%の減、年少人口が37.53%の減、生産年齢人口が30.22%の減、老年人口が23.33%の増となっております。合計特殊出生率の算定の基となる15から49歳の女性の状況では、5歳階級年齢で平成18年と比較すると、特に減少率が高いのは20から24歳であり、令和6年は364人で48.51%の減、25から29歳は356人で47.1%の減、30から34歳が403人で48.86%の減となっております。出生数の減少や若者の転出が人口減少に繋がっておりますが、老年人口についても、令和3年の8,578人をピークに緩やかに減少しており、人口減少への対策は今後ますます重要であると考えております。

将来の予想といたしましては、第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略において町総人口を推計しております。推計方法といたしましては、合計特殊出生率の1.8までの上昇及び5年間で400から500人転入超過の維持のほか、成田空港内外新規就業者割合3%までの引上げ等を盛り込んでおります。これにより町独自の総人口推計値は、2025年に2万1,968人まで減少した後、2040年には2万5,251人まで増加、その後は緩やかに減少し、2060年には2万4,483人になると推計しております。

人口推計につきましては、本年度から令和7年度にかけて、第3次総合計画を策定する中で、改めて推計を行う予定でおります。

次に、今まで行ってきた具体的施策と成果はにつきまして、人口減少への対策として、平成27年10月に横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、現在は第2期計画の中で、主に5つの基本目標に沿った施策に取り組んでおります。

1つ目は、「産業を振興し安定した雇用を創出する」として、農業経営体に対する支援や仕事の情報提供、企業誘致などを行っています。これにより人口に占める就業者の割合を49.8%から52%にする目標としていますが、令和2年国勢調査では48.3%となっています。

2つ目は、「町へ新しい人の流れをつくる」として、移住サポートセンターの設置や住宅取得奨励金の交付などを行っています。これにより人口に占める20から40歳代の割合を30.02%から30%に維持する目標としていますが、令和6年4月1日時点では28.17%となっています。

3つ目は、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」として、保育料の負担軽減や学校給食費の無償化、不妊治療費助成、教育補助事業や英語教育推進事業などを行っています。これにより町の合計特殊出生率を1.12から1.62に上昇させる目標としていますが、令和4年時点では1.09となっています。

4つ目は、「安心して暮らせる魅力的なまちをつくる」として、成田市方面への公共交通網整備促進事業や駅前情報交流館活用事業、空家対策総合事業等を行っています。これによりこれからも横芝光町に住み続けたい人の割合を71.1%から75%に上昇させる目標としていますが、令和2年度時点で68.3%となっています。

5つ目は、「地域の魅力を最大限に活用しまちを活性化する」として、横芝光インターチェンジ周辺開発促進事業やマスコットキャラクターよこびー活用事業、ニューツーリズム開発促進事業などを行っています。これにより町への観光入込客数を8万9,050人から10万人へ増加する目標としていますが、令和5年度時点で7万6,110人となっています。

移住支援や子育て支援等を充実しているところではありますが、人口減少の抑制には至っていない状況です。

次に、横芝光町の特性に応じた今後の対策はにつきましては、人口推計にも見込みましたとおり、成田空港の更なる機能強化による成田空港内外の就業者が6万4,000人増加すると想定されておりますので、町では、就業者等の新規定住による人口増加の大きな機会を迎えることができることから、令和3年度に空港機能強化を踏まえた新たな居住者獲得に向けた調査検討業務を実施し、新たな居住者を呼び込むため、町の目指すべき姿や具体的な取り組みの方向性等の検討を行いました。

本調査のメインターゲットにつきましては、空港従業員、特に20代後半から30代の共働き子育て世帯とし、これらのターゲットを定住人口として誘引するため、目指すべき将来像に向け、成田空港の3本目の滑走路の供用開始見込みである2028年度末を目指すべきゴールとし、各種施策を進めているところでございます。

また、成田空港の更なる機能強化に伴う航空貨物の増大や首都圏中央連絡自動車道の開通による物流量の増加により、当町においても企業立地ニーズが高まることが想定されます。さらには横芝光インターチェンジ周辺開発や子どもの国跡地への企業誘致などで地域活性化と雇用促進を図り、今の横芝光町を取り巻くチャンスを活かした取り組みを進め、活力ある地域社会の実現と人口減少の克服を目指してまいりたいと考えております。

次に、大綱3点目自動運転バスの運行についてのうち、利用状況はにつきましてお答えします。

なお、市原成一議員への答弁と重複する部分がありますが、ご了承をお願いします。

実証運行を開始しました令和6年2月2日から5月31日までの期間における全日運行の日数は104日、うち乗車人数は1,309人、全日運休した日数は7日、途中運休した日数は1日で

ございます。

次に、トラブルや問題点はにつきましては、今年２月２日から実証運行がスタートしておりますが、今年３月７日発生の手動運転走行中における踏切遮断機接触事故の件を除き、自動運転バスの運行や利用に関する苦情等は今のところいただいておりません。また、運行管理業務の実績からも、自動運転システムの定期点検作業に伴う計画運休、自動運転プログラムの臨時アップデート並びに調律作業に伴う臨時運休の場合を除き、運行体制に影響が生じる事案などの報告はされております。このような状況から、運行に関するトラブル、問題などは、現在、生じていないものと考えております。

次に、今後の運行はどのように計画しているかにつきましては、先般５月３０日の議会議員全員協議会でもご説明させていただいたとおり、自動運転バスにおける実証運行実績と利用者からの声を受け止め、希望が多かった施設等へ走行ルート拡大により利用者の利便性向上を図り、生体認証機能などのデジタルツールを活用した乗車予約確認機能等のデジタルサービスを導入、推進してまいります。

引き続き、安全と安心を第一に実証運行の実績を積み重ね、国の補助金を十分活用し、また、多くの方にご利用いただく工夫を重ねながら、自動運転バスの社会実装を目標に本事業に取り組んでまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） 森川貴恵議員ご質問の大綱２点目、踏切の安全についてお答えいたします。

初めに、町内踏切についての踏切の種類と数についてはありますが、事業主である東日本旅客鉄道株式会社千葉支社に問い合わせしたところ、町内にある踏切は全部で９箇所、全てに警報機と遮断機のついた第１種踏切に分類されています。

次に、過去のトラブルや事故についてはありますが、過去１０年間で調べさせていただき、警報機や遮断機の故障等に対する苦情など、トラブルはありませんでしたが、平成３０年１１月２０日、総武本線横芝駅と飯倉駅間の栗山踏切におきまして、正常に作動していた踏切内に人が進入し、列車と衝突する死亡事故が１件発生いたしました。

次に、どのように対処してきたかについてありますが、過去１０年間に於いて、踏切を改良する工事など、実績はありませんでした。

次に、線路沿いの道の安全確保についての過去のトラブルや事故はについてであります、過去10年間に於いて、線路内に石が置かれるなど、運行の妨げになるトラブルや人身または車両の接触事故などはありませんでした。

また、どのように安全確保がなされているかについてであります、過去10年間の線路の改良工事等の実績はありませんでしたが、町で行った線路沿いにある町道の安全対策といたしまして、令和3年10月に東日本旅客鉄道株式会社千葉支社から、線路近接箇所からの自動車進入防止対策の要請があり、町内で対策を講じる必要が生じた11箇所について、自動車進入防止のためのガードレールの設置が必要になりました。このため令和5年度に4箇所の設置が完了し、令和6年度は2箇所分の予算を確保し、設置を準備しております。また、令和7年度以降残りの5箇所についても設置を検討しております。

今後とも関係機関と連携を図りながら、線路沿いの町道の安全対策に取り組んでまいります。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ご答弁大変ありがとうございました。

それでは、順番に再質問させていただきます。

まず、一番最初のところで、消滅可能性自治体と発表されたことについて町長の認識はのところで、もう少し深くお聞きしたいのですが、この人口戦略会議では、人口の動きは地域によって異なるので、特性に応じた対策を求めています。町長は横芝光町の特性をどのように捉えて、その特性に応じてどのような対策が必要とお考えでしょうか。再度お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光町は、若い方が、特に高校卒業した後、都会に行ってしまうという状況が一番の問題なのかなという思いであります。それと、あとは、やはり子供の数が少ない、これは、だから、それが横芝光町だけの特性かどうかというのは非常に難しいところでありますけれども、一概にこれが、この組織が消滅可能性都市として指定をした状況の中で、おのおの、さっき千葉県知事がいろんなパターンがあるからいろんな施策をしなきゃいけないというような話があるかと思いますが、ただ、基本的には、やはりもう子育て支援をやっていくというのと国全体で、やっぱり子供たちが将来にとって明るい未来が持てるかどうかというのが一番の問題であって、横芝光町だけに特化する問題というのは、今のところ私の認識の中では見当たりがございません。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

人口は、やはりどうしても、幾ら頑張っても減っていくというのは、何かある程度仕方ないのかなと思います。自然に減っていくものでもありますので、自然減はしようがないとしまして、社会的に減ってしまう社会減のほうは、やはり自治体で何とかできる部分が多いということを書いてございました。

先ほど町長もおっしゃっていましたが、子供を産む中心世代となる20から30代の女性が50%以上減るとの推計を根拠として消滅可能性自治体と発表されているということでしたが、先ほどパーセンテージからいたしますと、その世代の女性の減りはあまり顕著ではないということでしたが、これ何かパーセンテージにしてみると、ちょっと数字のマジックがあって、だまされてしまう部分もあるのかなというのがちょっとどうなんだろうというのがありました。その世代の女性が減ってしまうと、やはり人口としては減ってくるのかなと思います。だから、逆に20から30代の女性にとっての魅力あるまちづくりをしないといけないというふうには考えるんですが、そのような若い女性に魅力的なまちにするために今後力を入れたい施策というのをお考えであれば聞かせてください。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、この20代から30代までの女性の変化というのは、これはずっとつながってくるわけですね。つながってくるというか、年々年々変わっていくわけですよ。40歳になったらその枠から外れるわけであって、19歳の人も次の年には入ってくるし、18歳の人は次の次の年には入ってくるし、18歳、19歳の今の女性の人口が何人かということが大きく影響してしまうので、20代から39歳のその枠の中に入ってくる人口が今、何年後に何人になるかという部分があるので、一概にこれが言えないというのがまず大きな一つの今回の消滅可能性都市に指定するところで、私もこの部分がちょっと理解できないというか不可解な問題であって、また、それが減少率が50%を超してしまうと可能性があって、49%だったら可能性はないのかという、そういう問題でもないかと思えますし、多分これは、この組織の中でこれからもしっかりその部分は、行政として、国として、県として、町としてしっかりとそれについては対応していかないと、それこそ日本の子供がいなくなってしまうよというような警鐘を鳴らしているものではないのかなというふうに臆測はいたします。

そういう状況の中で、我々といたしましても、今森川議員おっしゃったとおり、確かにそ

の部分だけを見れば、若い女性に魅力のあるまちというのは決して間違いではないと思っています。若い女性が喜んでくれるようなまちであれば、きっと男性も集まってくるのかなという思いもございますので、そこについてはしっかりと研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 研究して力を入れていただけるということだと思いますが、先ほど町長も当町の問題として若者が出ていってしまうというお話をなさっていました。一度町を出ていった若者も帰ってきて横芝で所帯を持ちたいと思うような、やっぱりそういう施策が必要なんだと思いますが、それを具体的にお聞きしたかったのですが、そのような何か具体的な施策、町長の中でアイデアとしてあるのはお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それこそ、今、横芝光町の行政で一丸となって進めています、成田国際空港の容量拡大の中でいろいろな企業誘致ですとか、産業用地の開発ですとか、または観光開発ですとか、そうした部分によって、何はともあれ、若い人たちが生活する基盤、それは何かと云ったら、まず、仕事をする場所がなければそこには住めないわけであります。確かにこの横芝光町で空気がないわけでもない、食べ物がないわけでもない、買物ができないわけでもない、だけれども、ここから通える範囲の中で仕事ができる環境をたくさんつくることが一番だという状況の中で、成田国際空港が容量拡大によって3万数千人の雇用が生まれる、それに家族も入れますと8万とか10万とかというような数になってくるわけでございますので、そこの部分の就業者をどうやって取り入れていくか、それこそ宮菌議員がよくおっしゃいますけれども、地域間競争の中で頑張って勝ち取っていかなければならない状況にあるということを認識しておりますので、それに向かって今、最大限努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 努力、努力は大事だと思いますが、今後、何か有効なこれという施策を考えていただけるものと期待します。

そもそもなんです、先ほど課長が2060年には横芝の人口が2万4,483人となる推計ができていたということでした。この国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、

もう2040年には約1万7,000人に減ってしまうと。これ随分、間が空いているというか、差があるのですが、本当に2060年には2万人突破、2万4,000人以上になるというふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森川議員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほど壇上からお話しさせていただいた数字のほうなんです、こちらのほう、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に、社人研の人口などから推計したものでございます。その時点で、町での今後の努力によってここまで上げたいということで示している数字でございます。また、今後、空港の機能強化など、そういったものを見込んでこういった数字を出しているところでございます。同じく壇上でもお話ししたんですが、今後、第3次総合計画を策定していく中で、改めて人口推計の方はさせていただきます。

現状、こちらの想定を上回るスピードで人口減少が進んでしまっております。よって、今森川議員がご指摘いただいたような乖離が生じてしまっているという状況は事実でございます。

ただ、この状況を少しでも改善させるために、町長が申しましたとおり、空港の機能強化を見据えて、特に当町の特徴的な財産であります海や栗山川を生かした施策というのを展開していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

私も人口が何か増えればいいというものでもなくて、人口が少なくても豊かさを実感できる社会をつくるのが自治体の使命なのかなというふうにも思います。

それで、先ほど課長のほうから5点、人口減少を阻止するために頑張っていること、企業誘致や新しい移住、それから結婚・子育て支援、それから交通網の整備、それから観光の点、5つ挙げられましたが、これで成果が上がっている事業、何か目標は結構高く、成果はあまりにもちょっと悲惨と考えられるものもありました。

一番の成果を上げた事業は何か、それから成果のなかった事業は何か教えていただきたいです。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森川議員のご質問にお答えいたします。

申し訳ありません。今時点でこれが一番よくて、これがちょっと駄目だったというところ、結果のほうを持ち合わせていないところであります。

ただ、目標であります人口減少の抑止というところに対しては、長い時間がかかるものでございます。その方向性として細かな成果指標のほうは出しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

やはりいろんな事業をやる中で、成果が見える事業にはもっと予算を、そうでない事業は縮小もやむを得ないかなということで、予算配分を考えながら行うことが大切なのではないかと思います。

横芝光町の実情をよく捉えて、他の市町村にはない事業はあるのかなと、限られた人口、もう取り合いというか、そういうことになると思いますが、これは負けないぞと、他の市町村に負けないという部分、課長が今お持ちでしたら教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 負けるとか負けないとかというところでの評価は難しいところではございますが、繰り返しになります。当町においての大きな財産は、九十九里浜と栗山川であると認識しております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

この横芝光町においては、近隣市町村間の人口移動が多い中、やはり自然環境や子育て環境については、近隣と比較しても優れている点として評価されていると思います。一方、交通の便利さや働く場所については近隣と比べ劣っているのであって、そういう評価されているという事実から劣っている点の改善を進めながら、子育て環境の充実や自然環境等、優れている点をさらに伸ばしていくことで、やはり人口の獲得といいますか、人口少なくとも豊かさを実感できる社会をつくることが大切だと思います。

ここで人口減少問題は企画空港課とか町長だけで頑張っても仕方がない問題で、町全体で取り組まなければならないことだと思います。特に、健康こども課や教育課、産業課、都市建設課は、もうこれ直接関わってくる問題だと思います。

そこで、教育長に伺います。

当町で子供の教育を受けさせたいと思ってもらえるまちにするために、今後、力を入れていきたい教育的な事柄があればお聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 森川議員のご質問についてお答えさせていただきます。

子供をこれから育てていく、そして大きく、大人に成長させていくにおきまして、やはりいろいろな条件の中で、町というのは本当に子供を安全で安心、そして子供が夢や希望を持って未来に向けて育てていけるような、そういう夢や希望を持たせることがやはり一番重要で、教育行政の中では、本当に全ては子供たちのためにという気持ちを今一番持っております。具体的には、ちょっと今答えられませんが、常に考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 子育てをやっていく中で、横芝光町は成田空港の近接地にあるということの中で、今、子供たちにはグローバル人材育成のための施策ですとか、やはり成田空港が、それから先ほど申し上げました就業の場の一つとして大きなポジショニングをしているわけですので、飛行機に乗る環境をつくってみたり、また、英語検定の検定料金を町が、行政が出してやるというように、やはりこれから国際的な子供たちに乗り遅れることのないような状況づくりが今頑張っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

グローバルな、国際的な人材を育成するということで、やはり英語教育、大切になると思います。

前回もたしかこの場で申し上げましたが、やはり小学生から多くの外国の生の英語に触れるような機会をもっともっと多くつくっていただきたいと、茨城県のある町では、この前も言いましたが、常に学校に英語を生で話す方たちがいて、その小学校6年生はもう英検3級を受験して合格するような子がたくさんいるということで、教育を受けさせるならその町だといううわさといいますか、そういうのがもう評判になっていると思います。

ぜひ、横芝光町で英語を勉強させたいなというようなまちになるといいなと思います。

やはり、若い子育て世帯、それから女性に魅力的なまちをつくって、たくさんの人に注目を浴びるといえるか、横芝ってすてきなまちねと思ってもらえるようなまちにすることが大切

ではないかと思います。

人口が少なくても、やっぱり豊かさを実感できるまちをつくっていけるように頑張っしてほしいというか、自分も含めてですが、と思います。よろしくお願いします。

それでは、2番目、踏切の安全についてお尋ねします。

町内に第4種踏切がないということで、ひとまず安心できました。

おとといですが、線路脇の道のところ、車が進入しないように、先ほど課長から、ガードレールをつくって安全対策をしているということで、おととい、子育て支援センターの近くのクランクのところ、新しいガードレール見ました。できていました。ここが線路に入らないようにできているガードレールだと確認できました。本当に、そのまま突っ込めば線路に車が入りそうな場所で、いいところにガードレールができたなと思いました。車に対しては安全対策はよくできているというか、取られてきていると思います。今後もそういう予算があるということで、よろしくお願いしますと思います。

ただ、踏切等の安全で少し気になる部分がありました。踏切を渡るのは、健康な方ばかりではなくて、中には、聴力や視力に不安のある高齢者、それから、歩きの遅い方も足の悪い方とかもいらっしゃると思います。そういう方たちにどんな場面で、気をつけましょうねというようなお知らせをする場面があるのでしょうか、踏切の安全について。そこをお尋ねしたいです。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 森川議員のご質問にお答えいたします。

踏切の安全対策、踏切内の事故防止につきましては、国土交通省が指針を持っておりまして、道路の移動等円滑化に関するガイドラインというのが定められておりまして、今年の1月に改定されまして、踏切道での安全対策に特に重点的に改正が行われたものでございます。

これらを考えますと、これからの道路整備におきまして、歩道の安全な踏切を渡るための通行ですとか、高齢者や障害のある方にも安全に渡っていただけるための施策が進められるものと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

町内、たくさんある踏切は、私もちょっと見に行きました。一番しっかりしているというか、ちゃんとしてこの踏切は立派だと思えるのが、やはり役場のところの光中の近くのあの踏切で、あそこの踏切は幅も広く、歩行者の通行する部分も別に遮断機が下りるような状態

でした。

ただ、一番交通量の多い京葉銀行の脇のあの踏切は、幅も歩行者の部分も取っていなくてちょっと残念で、さらにはとても狭い踏切とかもありましたし、カスミの隣のあそこの踏切は、昨日から何か測量している会社の方が印をつけていたので、あれこれは踏切が広がるのかなと思ってちょっと見てきたんですが、そこはもう狭くて車1台やっと通れるぐらいでした。

踏切を広げるのはちょっと難しいと思いますが、やはり今課長おっしゃったように、国土交通省が2024年1月15日に踏切内での安全対策に関するガイドラインを改定したようです。目の不自由な方のために踏切の入り口と、それから中に分かりやすいように点字ブロックをつけるようなお話がありました。当町で規格に合った踏切にしていける必要性やそういうお考え、点字ブロックをつけるとか、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） もう既に決定している路線とかはございませんけれども、これから改良を行うⅡ－10号線などは、歩道との連携を図りながら安全に通行できるように対策を講じていきたいと思っております。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 令和4年4月に奈良県で白杖を持った全盲の女性が踏切の外側にいると思い込み、電車でひかれてしまうという悲劇があったようです。その後、踏切内の視覚障害者のための点字ブロックが必要ではないかという話が出てきたようです。線路内でのこういう事故がないように、JRとぜひ協議していただきたいと思います。

それから、踏切ではなくて、今度は線路のところの線路脇の道の安全について、ちょっとお尋ねしたいのですが、線路脇の道、図書館の裏の辺り、歩いてみますと、草むら、直、もう線路に行けてしまう場所がありました。これちょっと行ってしまえばはねられちゃうんじゃないとか、本当に簡単に行けてしまう場所です。いたずらもできちゃいそうだなとか思っていました。そういう場所というのを町で確認していらっしゃるでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） JRからの指導で丁字路として交差点があるところについては車の飛び込みを防止するためにガードレールを設置しているというのを先ほど申し上げたところでございますけれども、町内でも線路と並行して走っている町道というのは結構ありまして、線路の安全管理も当然なんですけれども、除草ですとか工事ですとか、様々な定期

的な管理のために必要な道路だというふうに考えておまして、並行している道路全てに安全対策を講じているというのは、残念ながらできませんので、車が飛び込まないようにすることをまずは優先して工事を進めております。人が入らないようにするというのは、やはりＪＲのほうとの協議が必要だと思いますけれども、ちょっと非現実的じゃないかというふうに考えております。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○７番（森川貴恵君） ありがとうございます。

今ちょうど草がぼうぼうの時期で、これ草刈りしないほうがいいんじゃないかなと私は思いました。草刈りしちゃうと線路が丸見えで、つい小中学生とかも行きそうな感じで、自転車で渡ってしまいそうな感じでしたが、小中学校では何か踏切に対して安全面の指導は行っているのでしょうか。教育課にお尋ねします。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 答えいたします。

まず、小学校の児童でございますが、先生から道路と同じように広がらないように１列になって渡るよう指導しているところです。こちらのほうを実践して渡っているところは確認しております。中学生の自転車での通学の生徒につきましては、交通安全教室で、踏切の前で一旦停止して左右の安全確認を行い渡るよう指導しておりますので、生徒たちはこれを実践しているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○７番（森川貴恵君） ちゃんと指導がなされているということで安心いたしました。ぜひ踏切、奈良県で起こったような、残念なというか痛ましい事故が横芝でも起こらないように日々注意していただけたらと思います。

それでは、最後に、自動運転バスに関しまして質問いたします。

町民は、割と冷めているといいますか、自動運転バスに対して、何かいまいち盛り上がらないなというふうに感じるのですが、これ本当にレベル４までいけるのでしょうか。可能性について伺いたいのですが、お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 本当にレベル４までいけるものかということについてお答えさせていただきます。

今現在、レベル2と言われる状態での運行となります。レベル4に現在達しているサービスというのは、本当に閉ざされた道路空間などでしか実現はされていないところです。よって、そこに至るまでというのは、まだまだ相当なハードルがございます。当町としましては、国の補助事業を活用しながら、そこを目指して進んでいきたいとは考えております。

今時点で、そこについていつ頃できるかというようなところは明確にお答えすることができないので、ご了承お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 何か未来の話を聞いているようで、レベル4までいけると。当町の場合、結構くにかくにゃの商店街みたいなところとか、実証走行のときにも路上駐車してある車があったりとか、結構走りづらいかなというふうには感じました。

運転士さんのほうは何か問題点とか、そういうことをおっしゃっていませんでしたでしょうか。お尋ねします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 路上駐車など、そういったものに対する対応につきまして、バスに乗車しているスタッフのほうは、緊急時とか回避するためのスタッフとなっております。そういったものを避けるためのプログラムとか、そういったものを開発したりとか、向上させたりとかしているスタッフのほうがございます。

そもそも本事業は、そういった性能のほう上げるためのものであります。その中で、そういったところに対してのデータを収集して、どういうふうにしたらうまく回避できるか、そういったところを日夜スタッフのほうが研究しているところでございます。

ですので、確かに、そういったものがあると運行の支障にはなるところです。そういったところ、自動運転バスが走るところで、町民の皆様についても支障にならないようご理解をさせていただくように、そういった普及のほうも進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 当町には、町民の足として、やっぱりよこび一号とか循環バスとかあるのですが、将来的に既存の交通事業とどう連携していくのかなとちょっと思いました。レベル4までいく完成は、もう数年後とか年単位でかかってくると思いますが、そこまで国の補助金が使えるのかなとか、そういう不安は多いのですが、不安は感じていらっしゃいませんか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 取りあえず、今の段階では不安は考えていません。そういう中で、今森川議員がおっしゃった中で、これからどのような実験の中で知恵を使っていくかということについては、もっとふだんの公共交通の一端として使えるような、例えばルートを考えるだとか、やっぱりそうすることによって、町民の皆さんが使っていただけることによってより一層、例えば、先ほどどんな問題がありますかという話の中で、秋鹿議員が駅のロータリーの問題の話もせんだってお話をいただきましたけれども、私がたまたま駅前に行ったときに、バス停がありますよね。あそこに車が止まってしまっていて、結局その自動運転バスがそこに止められなくて、ぐるっと回って、そのときにその運転士さんは気がついたらしくて、出ていってくれたのでそこに止まりましたけれども、そういうような認知もこれから町民の中で広がってくればありがたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員に申し上げます。あと1分です。

○7番（森川貴恵君） はい。ありがとうございました。

何か循環バスとモビリティバスが色がとても似ているので、もっと分かりやすいならいいのかなと今思いました。

それから、少子化問題で頑張っている奈義町、さっき出てきましたが、ここでは、やはり公共事業の見直しとか、あと議員の定数削減とか、そういうので予算を見直して、全て子育て支援に充てたというのが功を奏したというふうに何かの記事で見ました。

やっぱりいろんな事業を幅広くやるのは町の発展のために大事だと思いますが、人口も減っていく中、いろいろ見直しがもういま一度大事で、持続可能なまちを目指していくのも大切じゃないかなと思いました。

以上で、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で、森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分といたします。

（午後 1時59分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 内 田 美 穂 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

内田美穂議員。

〔２番議員 内田美穂君登壇〕

○２番（内田美穂君） 議長のお許しを得ましたので、私、内田美穂が一般質問させていただきます。

先日、とある雑誌で、ある科学大学のプロジェクトについて書いてある記事を読みました。弱いロボットを作って、そのロボットと人との関わり合いから他者との関係性を研究するというプロジェクトなのですが、この弱いロボットというのはどういうロボットかという、例えば、あるロボットは歩き始めた幼児のようなちょっとおぼつかない動きをしながら歩いて、倒れそうになるとおおという声を出すので、思わず支えようとして手を出してしまいそうになるロボットなんだそうです。ほかにもごみを見つけて拾おうとするけれども、拾えないロボットですとか、見ている人が思わず手を貸してあげたくなるようなロボットで、手を貸してあげることで目的が一緒に達成でき、一体感を感じられるようなロボットなんだそうです。

普通の機械やロボットは自分が何を考えているのかは外には示していませんし、弱さは出していません。完璧な状態にいるし、それが求められていると思います。

例えばの話なのですが、横芝光町が今実証走行をしている自動運転バスが、うわあ歩行者が多いな、不安だななんて弱音を吐いていないとは思いますが、でも、もしもの話ですが、そういう情報を出してくれたら、もしかしたら周囲の人が助けてくれるかもしれません。

弱いロボットは弱さを外に示しているから手を出してあげられて、一緒に目的が達成できたり一体感が生まれるというところが研究の核心であり、意義なのだそうです。これは人と人との間にもあることだと思います。人が不完全、不簡潔なところを適度にさらけ出してみると、周りの人の強みや手助けをうまく引き出せることがあります。そういう社会のほうが豊かなのではないかと記事に書いてありました。

さて、私たちの社会は、戦後から高度経済成長期やバブル期を経て人口が増加していた時代では、物やサービスを消費して経済的価値を追求することがウエルビーイング、すなわちよいとされ、人々は経済的に豊かになることでウエルビーイング、幸せを感じていたように思います。しかし、世界幸福度調査で日本は先進国の中では幸福度が低いという結果が出て

います。世界からも日本は経済的に発展し豊かになったのに、幸福度が低いと指摘されています。

私たちの生きるこの社会は、この先、人口がどんどん減少していくと予想されています。なので、今までのような経済成長を見込むことは難しくなっていると思います。どんなにすばらしい対策を取ったとしても日本全体、あるいは世界を見ても人口は減少していくという時代を私たちは生きています。ですから、経済的な豊かさを追求し、目標を達成するまで努力して真っすぐに一本の道を最短で進んでいくようないき方では、人生や社会が成り立たない段階に入ってきているように思います。

では、今の時代のウェルビーイング、幸せとは何なのでしょう。この弱いロボットの研究にヒントがあるように私は思います。

私という個人のウェルビーイング、個人の幸せを出し合って、先ほどの弱いロボットのよう、個人である自分をさらけ出し、周囲と対話することで、私たち、つまりは家族や地域コミュニティの幸せを満たすような社会をつくっていくことがこれからの時代とても大事だと思います。隣近所の関係性が希薄化している世の中ではありますが、いま一度、自分と自分が住む地域の在り方を見直していく段階に入っているのではないのでしょうか。

そこで、横芝光町のコミュニティづくりに対する姿勢についてお伺いしたく、横芝光町総合計画後期基本計画中の第6章、相互理解と協働による住民主体のまちのコミュニティの部分から、3つの質問をさせていただきます。

1つ目、町のコミュニティづくりにおける現状、課題、目標をそれぞれ教えてください。

2つ目、地域活動の維持・活性化のためにしていることを教えてください。

3つ目、自主的な活動の創出支援としてしていることを教えてください。

以上、壇上からの私の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いします。

〔2番議員 内田美穂君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 内田美穂議員ご質問の大綱1点目、まちづくりについてお答えいたします。

初めに、町のコミュニティづくりにおける現状と課題と目標につきましては、現在、少子高齢化や核家族化が進む中、隣近所との付き合いが希薄になり、支え合いの機能が失われ、

コミュニティーの衰退が顕著になりつつあります。また、地域活動の担い手や後継者不足が問題となり、外国人住民が増加する中で、多文化共生社会の構築が求められています。反面、若い世代においては、インターネットやSNSを活用したオンラインコミュニティや、趣味やライフスタイルに基づいた多様なコミュニティが形成されており、時代に応じたコミュニティ活動の在り方が問われているのが現状です。

若者の流出が続き高齢化が進む中、コミュニティの維持が難しくなっており、忙しい生活や仕事の都合により、コミュニティ活動の時間がとれず、参加者の確保が難しいこと、異なる世代間での価値観やコミュニケーションの違い、コミュニティを率いるリーダー不足などが課題となっております。

今後の目標といたしましては、コミュニティづくりには地域の力は不可欠であり、高齢化や過疎化など各地域における課題に対し、地域住民が一丸となって解決策を考え・取り組むことが重要であります。世代間交流の促進やITの利用、コミュニティ活動に参加しやすい環境を整える等、地域組織だけではなく、ボランティアやNPOと行政が協力しながら取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、地域活動の維持・活性化のためにしていることにつきましては、成田国際空港株式会社から航空機騒音対策や地域振興に資する事業のため交付されている成田国際空港周辺対策交付金を活用し、地区住民の生活の安定と福祉の向上を目的に、地区が行う各種事業に対して補助金を交付しています。また、地域の活動拠点でもある集会施設等についても建物の状況を把握し修繕等を行いながら、適正な維持・管理に努めております。

次に、自主的な活動の創出支援としてしていることについてですが、第2次横芝光町総合計画の基本目標にもございます相互理解と協働による住民主体のまちとして住民活動の活性化を促進し、男女共同参画社会の実現を目指しながら、ふれあいのある良好なコミュニティの創出を図るため、町では横芝光町コミュニティ活動育成事業の助成を行っております。

これは町内における住民のふれあいを図り、地域組織の活動を支援し、参加を促進するとともに、新たな地域連帯意識を醸成するため、町内生活圏を共にする団体等が実施するコミュニティ活動育成事業に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

各事業においては、特色のある地域振興を図るため、単年で終了するものではなく、継続性のあるものとし、補助期間は原則3年以内としております。令和6年度においても5件の申請があり、審査を経て全ての団体が採択され、各事業に取り組んでいただいているところでございます。

本事業の取り組みについては、毎年、広報紙にも掲載し、ご報告をさせていただいておりますが、今後もまちづくりに熱意やアイデアをもって取り組んでくださる団体の育成や、コミュニティ事業の活性化を図るため、広報紙だけでなく、広くコミュニティ団体の活動事例の紹介等を行い、住民の活動意欲を促進し、持続可能なコミュニティに繋がるように努めてまいりたいと考えております。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） それでは、順番に再質問させていただきます。

1つ目の現状、課題、目標のところは、再質問というよりは感想みたいになってしまうかもしれませんが、ご答弁の中に、少子高齢化や核家族化が進んで人とのつながりが希薄化していたり、かつて地域の人で支え合っていたような機能が失われつつあるというふうにあったと思うんですけれども、本当にそうだなというふうに思います。私の地域でも、子ども会への加入するご家庭が減ったりですとか、地域活動の担い手の方がお年を召してきて後継者がなかなか見つからないというような、様々な問題があります。

ただ、地域活動は、町民の方それぞれが暮らしている地域を運営していく中で絶対に必要なものだと思います。

私、ちょっと地域の方から相談を受けたことがあるんですけれども、詳しい内容は申し上げませんが、自治会に入っていた方が1人抜け、2人抜けとしていって、今自治会に入っている人が誰もいない状態になってしまったというようなご相談がありました。でも、その地域の方が共有している部分ですとか場所はあるわけで、そこを誰がどう管理していったらいいのか分からなくてという相談でした。つまり、全く組織がないのは困るわけですね。

例えばの話ですが、ものすごい大災害が起こって、自分の周りにいる人たちだけが生き残ったとします。そうしたら今まで助けてくれて当たり前だと思っていた国や県、市町、自治会もないわけですから、これから生きていく、それから生きていくために協力し合って一人一人ができることをしていくしかないと思うんです。つまり、生き残った人たちはそのコミュニティのプレーヤー、当事者になるわけです。自分たちがコミュニティをつくっていかなければならない状況だと思います。今の社会に必要なのは、この当事者意識じゃないかなというふうに感じました。

ここを根本的に変えていくには、すみません、また教育の話で、教育の場で子供たち一人一人が学校をつくっている意識ですとか主体性を育てていく、あるいは保育の段階から主体

性を重んじていくことが大事だと思っているんですけども、今回、教育の話を教育長に振らないでおこうかなと思ったんですが、森川議員の質問にちょっと感化されまして、主体性を重んじるような教育についてどう思われるか、どういうふうに今後の教育について考えておられるかというようなところを教育長から、ちょっとご答弁いただければなというふうに思います。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 内田議員の質問にお答えさせていただきます。

主体的という言葉、もう大分前からこの言葉が出ております。今、教育の中では、主体的で会話的、会話をしながら進めていくという小学校、中学校ともに教育課程の中でうたわれております。主体的というのは、自ら自分がそこに参加し、そして自分だけではなく周りの児童生徒と共に話をしながら自分の考えとかを発表するという、そういう授業の構成を基本として進めております。

主体的といっても、やはりそれを指導する教師の今まで教え込み、何か全てやらせて、させてやるということではなく、その土台の中で自分から進んで考えられるような環境とか教育環境を先生がつくってあげていくというようなところで、やはり教育の方法というのはたくさんいろいろあるかと思うんですけども、基本は、やはり自ら勉強したり運動したり、何かやってみたいという意欲とか意識がとても大事になってきますので、これはもう本当に児童生徒、共に教師のほうもそれを考えながら進めていくというような状況になっております。

ただ、非常に、教育現場のほうではなかなか、それを目標としていますけれども、どういうふうにしてやっていこうかという教師同士の研修等も進めながらやっている状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

もうそこに話を持っていく気はなかったのですが、特に原稿等を用意していないんですが、長野県で森のようちえんの認証制度というのがあって、この森のようちえんというのは体験型の保育を重んじたような保育なんですけれども、横芝光町でもすごく自然豊かな場所ですし、体験型の学び、自発的にこれが楽しいからやりたいというような保育がされていくと、長野県で認証制度が始まって定着していた後に、森のようちえんを卒園した後の教育、受皿とい

うのがやはり主体性を潰さないような教育をしてほしいという声が増えたんだそうです。なので、そういうふうには保育から変えていくという周囲の地域の理解が必要ですし、そういった土壌をつくっていく必要があるのかなというふうに教育長の答弁を聞いて思いました。

山武市のシュタイナーをちょっとベースにしたような幼稚園があるんですけども、やはりそこで自由な教育を受けた子がその後不登校になってしまう、枠からはみ出るような主体性のある教育を、保育を受けたことで、なかなか小学校になじめないみたいなこともあって、やっぱり学校現場も今後変わっていく必要があるのかなというふうに思いました。

話をちょっとコミュニティに戻します。

国や自治体に任せきりにするのではなく、自分たちがまちをつくっているという当事者意識、これを取り戻していくことが必要で、そのために基本計画の施策があると思うんですけども、一つ一つ再質問で確認していきたいと思います。

地域組織の活動支援、参加促進、地域活動のリーダーを育成するために必要な支援をするというふうに基本計画のほうに書いてあったんですけども、何か具体的にやっていることはありますでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 内田議員の質問のほうにお答えさせていただきます。

地域リーダーの育成というところで計画の中にはうたっているところですが、実際、どういった方に対してどういった形でやっていくかというところの筋道はまだつけられておりません。

ただ、これまでも、やはり地域の中で中核になっていろんなものを進めていただいていた方々がいらっしゃいます。そういった方々のお話などを聞きながら検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。

今のところ具体的にないということであれば、目標に入れている意味がないかなというふうに思うので、そこから外すというのもありだと思いますし、また、目標に据えるのであれば、ほかの自治体の取組とかを参考にしながら具体的な実践をしてみてはどうかなというふうに思いました。

参考に、2つの自治体の事例を挙げたいと思うんですけども、まず1つ目、先日、私、

個人的に福岡県に視察に行ってきたんですけれども、福岡県の福津市というところではB A - S c h o o l、場所の場にスクールといって人が集いたくなるような場づくりのコツを学んで実際にみんなで小さく実践して自信をつけていくという全6回のプログラムがあるそうです。導入でチームづくりをしたりですとか、まちの現状を学んだり、あとはSDG s体験したりとか、参加者がやりたいことをプレゼンしたりとか、実際、プロジェクトを具現化して振り返りを行ってPDCAを回していくような、そういうプログラムだそうです。これ一応、市が主導でやっているプログラムだそうです。

まちづくりに参加したい気持ちはあるけれども、どうコミュニティーをつくっていったらいいのか分からないという方向けに開催していて、定員を上回る応募があって、既に3期目に入っているそうです。いろんな方を講師に呼んでいて、私も行って学びたいぐらいだなというふうに思いました。

対話とかファシリテーションとかも学べるプログラムがあるらしいので、自治会などの、どっちかという堅い場も楽しくなるようなヒントがたくさんあるのではないかなというふうに思いました。

ちょっと余談ですけれども、最近PTAではなくてPTOといって、やれる人がやれるときにできることをするスタイルが広がってきていると思います。横芝光町の町の運動会ですか、もう今回フェス形式でやってすごく盛り上がっていたというふうに私は捉えたんですけれども、自治会もそういうスタイルも可能なのかなというふうにちょっとヒントとして思いましたので、お伝えしました。

あと、もう一つの事例として、近隣の多古町でタコ足ケアシステムというのがあるんですけれども、これは民間の有志の方たちが集まっている民間の団体で、人が緩く、広くつながり合ってネットワークつくったりとか交流できるようなイベントをしています。5月29日の朝日新聞にタコ足ケアシステムの新人研修会の様子が紹介されていました。多古町に来て間もない方につなぎ合いを持ってもらおうという趣旨のイベントで、町の新人課長さんたちも参加していて、官民が連携しながらやっているような様子が記事からうかがえたので、地域活動も民間のアイデアとかを活用しながらリーダー育成とか、もっと面白く運営していったら人が集まるのかなというふうに思いました。こんな事例があるよということで、ご参考にしていただければと思ってご紹介しました。

あと、次に、集会施設の適正な維持管理についてですが、どのように維持管理に努めているのか具体的に教えていただければと思います。お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 集会施設のご質問にお答えさせていただきます。

横芝光町におきまして地域の集会施設、全部で78施設ございます。大きく3つに区分されます。

まずは、旧光地区の集会施設ですが、こちらのほうは、地区で設置し地区の方々が管理しているというものになります。町のほうは、こちらに対して補助を出すことで維持修繕のほうをいただいているところです。

次に、旧横芝地区の集会施設、合併によって誕生した町ですので、旧町時代のやり方が異なっていたことから、こちらのほうの施設は、設置者が町であり、指定管理制度によって地元管理を委託しております。こちらの電気代とか軽微な修繕などは地元のほうに負担していただきまして、大規模修繕は町が行うようになっております。

それから、もう一種類、共同利用施設というのがございまして、こちらは空港の騒音の影響を大きく受ける地域に設置されております。こちらのほうは、やはり町のほうが設置しておりまして、やはり指定管理制度によりまして地区のほうに管理をお願いしているところです。維持管理のほう、同じように電気代とか軽微な修繕は地元をお願いしまして、大規模修繕のほうは町のほうで必要に応じて行うというような管理をしております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。

私、合併後に引っ越してきた移住者なので、何か素人考えかもしれませんが、管理が分かれているのがすごく不思議だなという感想です。

この修繕というのは、地区ごとから上がってきたようなものに町が対応するという形なんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 町のほうで行う修繕につきましては、旧横芝地区の集会施設、例年9月までに要望調査を行いまして、その中で上がってきたものを緊急性に応じて予算化をしているものでございます。同じように、旧光地区の施設につきましても要望調査を行いまして、その中で補助対象のほうを選定している、そういった流れで実施しております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

次にいきます。

自主的なサークルやボランティア、NPOなどの活動を支援するためにコミュニティ活動育成事業補助金を出しているということですが、この助成金についてもうちちょっと詳しくお聞きしたいんですが、まず、助成金を出す目的、狙いは、もう多分答弁の中でおっしゃっているかもしれませんが、もう一度お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 目的につきましては、町内における住民のふれあいを図り、地域組織の活動を支援し参加を促進するとともに、新たな地域連帯意識を醸成するため、町内生活圏を共にする団体等が実施するコミュニティ活動育成事業に要する経費に対し補助金を交付するものとしております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

募集要項の中にそういったものは書いてありますでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 今読み上げさせていただきましたのは、この制度の要領の中から引用してきております。募集要項につきましては、また違う内規によりまして、もう少し違った表現となっております。

今多くの団体が利用していただいているものは、それぞれの自主的な多様な活動に対しての助成が主軸となっているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

今お伝えいただいたことと募集要項のところを見ると、何か分かりづらかったんです。募集要項を見ると、住民のふれあいを図り、新たな地域連帯意識を醸成する団体を募集とだけ書いてあって、いまいちこの目的の助成金は何なのかというところが募集要項から伝わってこないなと思ったんです。

お隣の山武市の募集要項を見ると、協働による市民が主人公の誇りあるまちづくりを進め

ていますと書いてあって、この事業は、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目的とする市民活動団体等が自主的かつ自発的に行う山武市のまちづくりに役立つ公益的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付しますというふうに書いてあって、すごく何をしたいかが明確かなというふうに思いました。

横芝光町の募集要項ももうちょっと目的を明確にしたほうが、その後の施策としてどういうふうにサポートしていくかというところにつながるのかなというふうに思いました。

あと、助成金をもらえる期間は大体3年というふうにおっしゃっていたと思うんですけど、3年をめでにしている理由は何でしょうか。何で3年にしているんだと文句言っているのではなく、単純に理由が聞きたいです。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） お答えさせていただきます。

3年と区切らせていただいている理由につきましては、それぞれの団体として活動する事業でございます。まずは、その継続性を担保するということ、意図があります。こちらのほうを交付させていただく補助金のほうは、あくまでもスタートアップ資金という位置づけになっておりまして、そちらを元にそれぞれの団体が自主的に継続して活動していただけるようになっていただくため3年という期限を設けております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

いろいろな団体から意見いただいたんですけども、助成金を頂ける期間を3年くらいと期限を設けていることに関しては前向きに捉えている方が比較的多いなというふうに思いました。もちろん頂く身としてはずっとサポートしていただきたいぐらいだとは思いますが、こんな活動をしたいと思っている団体や個人、結構たくさんいらっしゃると思うんです。なので、たくさんの方にチャンスを与えて、スタートアップをお手伝いするという形はすごくいいというか、妥当だよねという反応が多かったです。

ただ、3年、お金を出して終わりではなくて、助成金を頂く期間が終わった後、それ以降の支援というか、資金的なもの以外でのサポートを町と団体との協働の部分があってもいいのかなというご意見をいただいております。例えば、町にもメリットがあるような優良事業に関しては行政と一緒にやるようなことを検討していただけるとか、そういう仕組みがあるとうれしいなという声がありました。

先ほど例に挙げたお隣の山武市なんですけれども、市民提案型のまちづくり推進事業への助成金が3部門に分かれていて、1つはスタート部門で助成額が10万円、地域活動を行うきっかけづくりを目的としている部門で、2つ目がチャレンジ部門で助成額30万円、団体が実施する事業の自立継続を目的とする部門なので、そういう自立に向けてサポートして下さるという感じで、3つ目は協働部門で助成額が50万円、企業や学校、行政などと協働を進めることで団体の活動をさらに発展させてまちづくりの活動へとつなげていくことを支援する部門なんだそうです。狙いどおり機能しているかどうか分からないですけれども、ステップを踏んで団体を育てていけるような仕組みがあるという面で、とても参考になるかなと思ったのでご紹介させていただきました。

横芝光町の助成金も目的をもっとはっきりさせれば、その目的を達成するにはどうしたらよいかという仕組みをつくっていけるような気がするんです。

山武市で助成金を頂くときに、申請時にプレゼンテーションをして、事業後にプレゼンテーションをする機会があるんですけれども、事業がこういう計画だったけれども、最終的にはこうなりました。ここができたけれども、ここはできなかったということをプレゼンで示して、それに対する市からの評価みたいなのがあって、それに向けて次の活動をどう改善していくかというPDCAサイクルがあるというか、何かそういう仕組みがあるともっとよりよいものになるのかなと思いました。

○議長（鈴木和彦君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまの私のほうから幾つかお答えさせていただきます。

以前、携わっていた業務で、それこそNPO活動、市民活動を支援する業務に携わっていたことがございます。全国組織の事務局もやらせていただいていたし、千葉県の方でも、もうちょうど予算がある頃で、億単位でそういった様々な事業を募集していました。また、私自身も南房総市の市民活動の推進事業の審査委員もやらせていただいたことがございまして、先ほど内田議員がおっしゃられましたように、もちろん審査のときもプレゼンをして、皆さんパワーポイントとかちゃんと作って、慣れない中でもそういう努力をしてプレゼンをして、審査後1年間、それも大体3年ぐらいだったんですけれども、1年ごとに前年度の事業、こんな事業をしましたよというのを報告して、審査員と、あと同じように補助金をもらった団体がもう十幾つありましたけれども、その人たちも全員、各団体の発表を聞いて、そこでいろいろ団体ごとに交流していたりとか、こういう団体があってこういう活動しているんだというのは市内の中で認識したりしていたことがございますので、私も当町に来て、

こういった補助金がありましたけれども、どちらかというと熟成している部分がまだないかなと思って、そこまではやってはいなかったんですけれども、担当課とも今協議しております、今後そういう形で進め、補助を受けた方々にも負担はあるんですけれども、それは逆に言うと前向きに捉えていただければなというふうに思っていますので、少しその辺を含めて協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。

すごく私も山武市の助成金、山武支部のほうで頂いているんですけれども、プレゼンをやったりしている各団体があって、その方たちの交流というのはものすごく貴重で、そこからネットワークがつくれたりとか、そういうこともあるので、団体団体、単体でまちづくりをするんじゃなくて、そこがつながると、この団体のこういう部分がこっちの団体にすごく役立つとかというのがあって、交流が生まれるとさらに発展したまちづくりの活動になったりするので、そういう交流の場、ネットワークづくりみたいなのも多分目標に入っていたと思うので、そういう意味でもそういうのがいいのかなというふうに思いました。

あと1点、要望として、お金を頂くということは、その団体の活動を支援しますということ町が承認しているわけなので、その団体の活動をPRしていただくような、例えばチラシを置く場所をつくるだけでも全然違うと思いますし、広報をバックアップしていただけるとうれしいなという声は何点かあったので、お伝えします。よろしくお願いします。

いろいろと申しましたが、総じて横芝光町のコミュニティ助成金は物すごく使いやすい、自由度があるという、非常にありがたいというポジティブな声が多かったです。なので、全部が全部ご参考というふうに提案したことをきちっとやったら、もしかしたら自由度が減ってしまうのかなという思いもあるんですけれども、この自由度を残しつつ、もっと町民と一緒にまちをつくっていきましょうという姿勢があって、サポートしていったらよりよい仕組みが、目標達成に向けて仕組みづくりができるともっと町民にとっても住みやすいまちになるのかなというふうに思いました。

時間は早いですが、まちづくりについて何かございましたら、町長からお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 特に山武市辺りと交流があるという内田議員のお話を耳に聞いている中で、今横芝光町のそういう助成については、ある意味ストライクゾーンが広いやり方を取

らせてもらっています。

ただ、正直申し上げまして、横芝光町、そのソフト事業については、若干ちょっと奥手かなというのが正直な思いでございます。ハード的というか、そういう開発的な部分については一生懸命、何か夢中でやっているような状況もある中で、そうしたソフト部分についてもしっかり対応していければいいなというふうにつくづく思いました。

今、コミュニティーが崩壊してしまうという危惧を私も持っております。それは、今の世の中全般が格差社会ですとか核家族ですとか、もう家族の中で本当にコミュニティーがしっかり醸成されているかどうか、そういうところもしっかり我々も考えなきゃいけないと思いますし、ぜひそういうふうな参考事例を皆さんのお知恵を借りて頑張っていければいいなと思いますし、これからも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご丁寧な答弁をありがとうございました。

私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（鈴木和彦君） 以上で、内田美穂議員の一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後3時といたします。

（午後 2時49分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時59分）

◇ 川 島 富士子 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 改めまして、皆様、こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

元日に人々から日常を奪った能登半島地震から5か月がたちました。被災地では、いまだに避難所での生活を余儀なくされておられる方々がいらっしゃいます。積み重なる心労は計

り知れません。被災者の方々が生活と生業を再建し、一日も早く日常の生活を取り戻すことを願ってやみません。

さて、我が国は人口減少、少子高齢化、経済再生、安全保障、脱炭素化、防災・減災など、多くの重要課題に直面しています。本町においてもその解決に向け、様々な状況乗り越えながら、町民の合意をどう形成し、政治を前に進めていくことができるか、関係各位の真価が問われています。再選の負託を受けられた町長には、改めてさらなる町の躍進をご期待申し上げ、質問に入ります。当局の力強い明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、町長の政治姿勢について3点伺います。

1点目として、带状疱疹予防ワクチンの接種費用助成について伺います。

これまで数回の一般質問や予算要望を行うなど、導入を強く求めてまいりましたが、過日の議会議員全員協議会において詳細説明を受け、感謝の気持ちでいっぱいでございます。定期接種化を検討している国の制度創設を待つのではなく、町としていち早く制度を確立しようとされた町長をはじめ職員の皆様の英断に心から敬意を表したいと存じます。

そこで、町長に、本町の高齢者の健康維持の推進や医療費抑制を図る観点からのワクチン助成へのご決意を改めてお聞かせください。

2点目として、誰も取り残さないまちづくりについて伺います。

まず、孤独・孤立対策についてであります。3年半を超えるコロナ禍で顕在化、深刻化した孤独や孤立の問題に対して、その予防と当事者や家族らへの適切な支援を総合的に推進するため昨年5月31日に孤独・孤立対策推進法が成立し、本年4月1日から施行されました。この推進法には、基本理念で、孤独・孤立について、人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得るものであり、当事者の問題は社会全体の課題であると明記されています。また、省庁横断的な取組を推進するため首相を本部長とする対策推進本部を内閣府に設置し、対策の指針となる重点計画を作成するとしました。

当事者などへの相談支援のほか、国による自治体や支援団体への支援、調査研究の推進にも努めるとスタートしたわけですが、特に自治体に対しては、支援団体を含む官民が必要な連携協働を図るための地域協議会を設ける努力義務を課すとされておりますが、本町の取組状況など、ご所見と町長の思いをお聞かせ願います。

そして、医療的ケア児・者の支援体制についてであります。医療的ケア児・者とは、心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排せつ等の際に医療機器やケアを必要とする方たちです。そして、医師や看護師等が行う医療行為と同じことを家族等が行う場合、医療的ケ

アと呼んで区別しています。

この子をどう育てていけばいいのだろうか。たんの吸引や人工呼吸器の装着など、日常生活で支援が必要な医療的ケア児の家族の多くは、我が子の誕生の喜びとともに様々な不安に直面します。行政の支援はあるのか、学校に通えるのか、私は仕事を続けられるのか、悩みは尽きません。

そんな当事者一人一人に寄り添うワンストップ相談窓口が必須で、千葉県には千葉県リハビリテーションセンター、医療的ケア児等支援センターばかりですがございます。まだ新たな一歩にすぎません。センターの機能強化や自治体の協力、スタッフの増員など、課題は山積です。

そこで、町も最大限の協力をし、町長には医療的ケア児・者支援に丁寧に関わってほしいと願いますが、ご見解を伺います。

3点目として、人口減少対策とまちづくりについて伺います。

まず、保育料の完全無償化についてであります。これこそ町における次の課題の一つであると考えます。少子化が進む中、保護者の負担軽減である保育料の無償化は、少子化対策に有効な施策であり、先行して取り組むべきと切望いたします。

現在、国の制度として、少子化の歯止めのため保育所等に入所している全ての3歳から5歳児を無償化しておりますが、一部を除き、0歳から2歳児は有償であります。0歳から2歳児におかれましても町は国に先駆けて検討を開始すべきと考えますが、町長の見解を求めます。

そして、新設されたまちづくり室の目指すものであります。静かなる有事とも呼ばれる人口減少問題への取組の優先度を高めなければなりません。これまで佐藤町長を中心に、社会減対策と自然減対策にそれぞれ努力していただいていたわけですが、今後ますます両面に目を向け、町民の理解を得ながら進めていく必要がございます。

社会減と自然減がともに少ない自治体の傾向として、若者向けの雇用がしっかり確保されていることや地域全体で子育てする文化が根づいているという子育て環境が鍵とされており。このような特徴を今後の人口減少対策に生かしながら様々な事業を進めていただきたいと切望いたします。

町長には、未来を見据え、4月からスタートした新設の裾野を広げて、さらに知恵を出し、町の活路を探っていただきたいと存じます。

そこで、まちづくり室の新たな挑戦として、現況と今後の課題について伺います。

第2に、優しさあふれる教育行政について3点お伺いいたします。

1点目として、学校施設の老朽化対策について伺います。

全国では、築40年以上経過していて老朽化が進んでいる学校施設で外壁が落下する事故が相次いでおります。今後、重大な事故につながるおそれも否めない状況となっていることから、急がれる学校施設の老朽化対策であります。また、大きな災害時には地域住民の命を守るための避難所として使われます。

そこで、昨年12月に文科省より教育委員会へ、学校施設の維持管理の徹底を図る旨の通知が届いたことと存じますが、学校施設の築年数や建築基準法第12条に基づく調査点検の状況をお聞かせ願います。

2点目として、ヤングケアラー支援について伺います。

3月28日に成立した2024年度予算に、日常的に家族の世話や介護を担うヤングケアラーの支援策が盛り込まれました。2024年度から始まる主な施策として、自治体が設置する相談窓口に進路やキャリアに関する専門支援員を配置した場合に補助額が上乗せされます。また、子ども・若者育成支援推進法改正案として、支援員が各家庭を訪れ、家事支援などを行う子育て世帯訪問支援事業を法的に位置づけ、ヤングケアラーを家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者と定義し、国や自治体の支援対象として明記されます。

国は初めて法制化したわけではありますが、町の現状と児童生徒への実態調査をした県との連携状況をお尋ねいたします。

3点目として、児童生徒に対する補助教材の無償配布について伺います。

ずっとお道具箱は保護者負担ではありますが、長引く物価高騰の中で、子育て支援の充実と家計負担軽減につながります。保護者の所得にかかわらず、義務教育の児童生徒に対し、授業で使う学用品のうち補助教材を無償配布してはいかがでしょうか。大変喜ばれる取組であると確信いたしますが、当局のご所見をお聞かせください。

第3に、安全で安心なまちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目として、熱中症対策の推進について伺います。

クーリングシェルの指定についてであります。地球沸騰化時代の熱中症対策は喫緊の課題であります。熱中症を防ぐため、環境省は4月24日から10月23日まで、熱中症特別警戒アラートの運用を始めました。危険な暑さに注意を呼びかけるとともに、健康被害を減らす対策を講じねばなりません。

そこで、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの設置指定についてのお考えをお聞かせ願います。

2点目として、命を守る防災・減災対策の拡充について伺います。

さらに取り組むべき課題についてであります。これまでも、これからも真正面から全力で取り組んでいかななくてはなりません。今後ますます激甚化、頻発化する自然災害に備え、これまでの知見を生かし、防災・減災、国土強靱化を着実に進めるとともに、切れ目のない一人に寄り添ったハード、ソフト両面での被災者支援を推し進めていただきたく、心からお願い申し上げます。

3月議会においても様々な質問、要望がございましたが、どれだけ電光石火に検討されたのでしょうか。今、新たに見えてきたこと、なかなか思うように進められないこと、着々と準備できていること、すぐ実現できたこと等々、多々あろうかと推測いたしますが、現時点での災害発生時における初動の対応、構築、整備の状況を基に、町民の命を守るために防災・減災対策のさらに取り組むべき課題についてどう考えておられるか、当局のご見解をお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、带状疱疹予防ワクチンの接種費用助成についてと人口減少対策とまちづくりについてのうち、新設されたまちづくり室の目指すものについてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、带状疱疹予防ワクチンの接種費用助成についてでございますが、带状疱疹ワクチンの予防接種を希望する満50歳以上の町民を対象として带状疱疹の発症及び重症化の予防並びに経済的負担の軽減を図ることを目的に、予防接種費用助成事業の創設を進めております。関係予算につきましては、本議会に一般会計補正予算案を提出させていただきました。

なお、令和6年7月から開始する予定で準備を進めているところでございます。

次に、人口減少対策とまちづくりについての新設されたまちづくり室の目指すものについ

てでございますが、平成31年3月に策定いたしました土地利用ビジョンでは、重点戦略に横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成、空き家・未利用地の積極的な活用による市街地の再生、そして、こどもの国跡地の有効活用の3つを掲げており、それぞれの事業において実現の可能性が見えてまいりました。いずれのプロジェクトも民間企業との連携によるもので、スピード感が求められていることから、最優先で整備を推進する組織としてまちづくり室を設置いたしました。

当町では、成田空港の更なる機能強化による地域の発展が期待される一方で、将来の人口減少や超高齢化社会の到来に備えたコンパクトなまちづくりを進めることが今後のまちづくりの課題となります。人口減少を克服するための未来への投資につながる重要なプロジェクトをまちづくり室で所管させ、持続可能なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上で、私からの壇上の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についての誰も取り残さないまちづくりについてにお答えいたします。

初めに、孤独・孤立対策についてであります。孤独や孤立が社会的な課題であると認識されたのは1990年代以降で、当初は若者の引きこもりなどが話題となっておりました。現在は、80歳代の親と50歳代の引きこもりの子が同居し、社会的に孤立する8050問題や、経済的な困窮とそれに伴う孤独死、学校や職場に友達がいない問題など、孤独・孤立の問題は多岐にわたっております。

孤独・孤立対策として現在町で実施している事業は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等を対象とした、配食サービス事業や緊急通報装置の貸与、民生委員児童委員による見守り・安否確認などがあります。また、社会福祉協議会においても町が委託している福寿会の開催のほか、地域での交流やふれあいの場をつくるふれあいサロンなどを実施しております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、孤独・孤立の問題が一層深刻な社会問題となっていることに加えて、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加等により、さらなる深刻化が懸念されております。このような背景から、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支えあい、人と人とのつながりが生まれる社会を目指すため、令和6年4月1

日に孤独・孤立対策推進法が施行されました。同法は、国の責務、孤独・孤立対策の重点計画作成等を定めるほか、地方自治体には、地方における連携の基盤となるプラットフォームの構築、また、対策に取り組む関係機関で構成される孤独・孤立対策地域協議会を設けることを努力義務としております。プラットフォームや協議会の設置につきましては、都道府県レベルでの設置や市町村との共同設置、広域市町村での設置など、国のガイドラインでは複数の設置形態を想定しております。

現時点では、協議会等設置の方向性が決まっていない状況ではありますが、今後、県や近隣市町と連携・調整し、先進的に取り組んでいる自治体の事例も参考にしながら設置に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、医療的ケア児・者の支援体制についてであります。医療的ケア児・者とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療行為などの医療的ケアが必要な方のことであります。全国の在宅での医療的ケア児は、約2万人と言われており、歩くことができる方から寝たきりの重症心身障害児まで、障害の程度は様々であります。千葉県が行った調査によりますと、当町には大人1名、児童5名の医療的ケア児・者がいることが報告されております。

令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、通称医療的ケア児支援法が施行されたことを受け、令和4年7月に、千葉県リハビリテーションセンター内に千葉県医療的ケア児等支援センター、愛称ぽらりすが開設されました。ぽらりすは、医療的ケア児等及びその家族に対する相談支援を行っており、また、地域における連携体制の構築に関する情報提供・助言や医療的ケア児等を支援する人材の育成も行っております。

山武圏域においても、地域の障害福祉に関する協議のための取組として山武圏域自立支援協議会を3市3町で合同設置しており、その中の専門部会である障害児部会では、山武圏域の状況や他圏域での取組事例、医療的ケア児・者に関する意見交換を行い、地域で抱える課題・問題を迅速かつ柔軟に対応するための検討を行っております。

今後も医療的ケア児・者の支援のため、ぽらりすや山武圏域内事業所と連携の強化を図るとともに、国の指針で示されている医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することにより支援体制の整備に努めてまいります。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 川島富士子議員ご質問の大綱１点目、町長の政治姿勢についてのうち、人口減少対策とまちづくりについての保育料の完全無償化についてと大綱３点目、安全で安心なまちづくりについてのうち、熱中症対策の推進についてにお答えいたします。

なお、熱中症対策の推進については、宮園博香議員への答弁と一部重なる部分がございますがご了承ください。

初めに、人口減少対策とまちづくりについての保育料の完全無償化についてであります。現在、当町における保育料は、３歳児以上が国の施策により無償化であり、３歳児未満につきましては、生活保護世帯及び住民税非課税世帯を無償としております。それ以外は所得に応じた負担額を頂いておりますが、原則として第二子については基準額の50%を免除、第三子以降は無料とした軽減措置や国が定める保育所等保育料基準額の約60%とした町徴収基準額を設定しており、子育て世帯への負担軽減を図っているところであります。

一方、保育料の完全無償化は、高校生年代までの医療費無料化や保育所等給食費助成事業をはじめ、様々な子育て支援に取り組んでおります当町といたしましては、少子化対策の観点からも大変有効な施策であるとは考えますが、多額の費用負担が生じるため、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、熱中症対策の推進についてのクーリングシェルターの指定についてであります。クーリングシェルターは、気候変動適応法第21条第１項に規定する指定暑熱避難施設のことで、冷房設備を有する等の要件を満たす施設として市町村長が指定することができ、誰でも休憩できる施設となります。

当町といたしましては、冷房設備を設置しております健康づくりセンタープラム、町民会館、文化会館、図書館等の公共施設を先ずは指定し、ロビー等の一部を涼むことができる休憩場所として提供する予定です。他に涼める場所として提供の同意が施設管理者から得られることができれば、民間施設を含めて追加して指定することを視野に進めてまいります。

また、熱中症対策の普及啓発等に取り組む特定非営利活動法人等の民間団体を熱中症対策普及団体として町長が指定し、民間団体からは、飲料水、冷却剤、うちわ等の物資提供のご協力をいただき、クーリングシェルターの運営を含めて協働して熱中症予防支援活動を実施してまいります。

気象庁発表による向こう３か月の気温は全国的に高いと予測されておりますので、継続して熱中症対策に取り組んでまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 川島富士子議員ご質問の大綱２点目、優しさあふれる教育行政についてお答えいたします。

初めに、学校施設の老朽化対策についてでございますが、学校施設の老朽化としては、部材の経年劣化による外壁・窓などの脱落や鉄筋の腐食・コンクリートの老朽化による構造体としての強度の低下等があり、また、機能面としては、施設の経年劣化により雨漏りや設備機械・配管の破損などがあります。そのため、学校では、教育環境における安全管理の方法として、児童生徒が多く使用すると思われる教室、廊下、ベランダ、運動場、体育館、昇降口、階段、トイレ等の施設点検を全職員が共通理解の下、毎月定期的を実施しており、不具合があれば、都度、学校予算で修繕対応し、必要に応じて改修工事を行うなど改善をしているところでございます。

町では、学校の建築物は、建築基準法に基づく定期点検を建築士に委託し、建築建物と非構造部材は３年ごと、防火設備は毎年実施しているところでございます。また、学校保健安全法に基づき、小学校では学校遊具の安全点検を、中学校では部活動などで使用する防球ネット等の設備の点検を専門業者に委託して実施しており、老朽箇所や危険箇所を早期に発見し、点検結果で指摘事項があれば修繕対応をしているところでございます。

施設の老朽化は、財政面としても将来の負担増につながることであり、いわゆる隠れ借金となっていくことにならないよう、設備の点検・修繕等を行うとともに、事後保全型から不具合を未然に防止する予防保全型の管理が重要でありますことから、今後も施設の安全に努めてまいります。

次に、ヤングケアラー支援についてでございますが、ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、そのため、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

まず、小中学校の学校現場ですべきことは、ヤングケアラーの早期発見・実態把握であります。しかしながら、家庭内のことは問題が表に出にくく、また、教職員が家庭内の内情やプライバシーに立ち入ることの困難さなどもあり、発見や実態把握はとても難しい状況にあります。

現在、当町の小中学校の早期発見、実態把握の対応として、各学期に数回、学校生活アン

ケートを実施し、学校や家庭での悩みなどを把握し、悩みのある児童生徒には個別で話を聞くなどの対応を行っております。また、各学期に教育相談の期間を設け、全児童生徒を対象に、職員が個別に時間をつくり相談に当たっています。相談に当たり、職員はできるだけヤングケアラーの視点を持って対応するように努めております。

今後も児童生徒にもっとも身近な学校現場では、ヤングケアラーの早期発見、実態把握に努めるとともに、そのような事案を把握した場合は、児童相談所や町福祉課、健康こども課等の関係機関と連携を図りながら、必要な支援策を推進してまいります。

次に、児童生徒に対する補助教材の無償配布についてでございますが、現在、補助教材につきましては、町内小中学校で、各学年各教科ごとに、対象の児童生徒に適した教材を選定しております。ドリルやワーク等の教材につきましては、それぞれ価格が異なり、選定した教材については年度初めに各家庭で購入していただいております。また、町で負担している補助教材等につきましては、小学校の社会科の副読本や中学校の進路の副読本などがあり、これらの教材は町内の小学校、中学校で同じものを使用しており、町の予算で購入し配布をしているところでございます。

いずれにいたしましても、教科用図書等の教材以外で児童生徒に有益適切なものを補助教材として使用しているところであり、無償配布につきましては調査研究を行ってまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 川島富士子議員ご質問の大綱３点目、安全で安心なまちづくりについての命を守る防災・減災対策の拡充についての更に取り組むべき課題についてにお答えします。

当町の防災・減災対策として取り組むべき課題は、多種多様にあり、多くの課題があると認識しております。防災意識の向上により短期間で対応できるものや、高額な費用と時間のかかる中長期的な課題があると考えております。

これまでも大規模災害が発生するたびに、多くの教訓を生かし、防災・減災に取り組んできました。しかしながら、近年の大規模化・激甚化する風水害や、近い将来発生すると言われる巨大地震に対する備えは喫緊の課題であり、終わりのない取組であると言えます。

本年１月１日に発生した能登半島地震では、交通網の遮断による集落の孤立化、断水の長期化による生活用水の不足や避難所の生活環境の悪化など、多くの課題が浮き彫りとなって

います。

当町としても地域防災計画を基に、より実践に即した防災訓練を行うなど、災害発生時の対応強化を図るとともに、日頃より災害に備えた準備を心がけることの重要性を広く周知し、防災意識の向上を図るなど、自助、共助、公助を拡充することで安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。質問順に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、町長の政治姿勢の带状疱疹予防ワクチンの件でございますけれども、町長にぜひお願いがございます。繰り返し罹患する方、また、重症化や後遺症で悩む方がいる中、本当にありがたく存じます。

そこで、将来的にご検討いただきたいことが2つございます。

1つには、免疫の低下などによって発症する带状疱疹を予防するため、対象を50歳以上の人に18歳以上で医師によって必要と判断される人を追加していただきたい。もう一つは、将来的に、山武郡市全ての自治体で助成が進んだ折には費用を立て替えることなく接種できるよう現物給付で助成額差引き分の支払いにさせていただきたく切望いたしますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、この事業につきましては、川島富士子議員、再三の一般質問もございまして、今回の補正予算の議決をいただければ、これは7月1日からできるということでございまして、私本人も対象の年齢に入っておりますので、ぜひこの施策を受けてみたいなというふうに思っています。

そういう状況の中で、新型コロナウイルスワクチンについても今65歳以上の人と、また基礎疾患を持つというような条項もございました。そこについては、ひとつ検討させていただきたいというふうに思っています。

また今、将来的には、国もそろそろ動き出すのではないかなという思いもございます。そういう状況の中で、しっかりちょっと研究させていただいて、今後の対応に向けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに参考までに、18歳以上で医師によって必要と判断される人が助成に加えられている自治体として、千葉県内ではいすみ市がございます。ですが、いすみ市、人口の多いところはどうしても助成額少ないところが多いのではないかなというふうに思いますので、ただ、18歳以上ということで加えられているのがいすみ市、また、隣の茨城県では河内町、福島県南相馬市とかがございますので、ぜひ研究の材料にさせていただきたいというふうに思います。

次に、孤独・孤立対策であります。

すごく丁寧なご答弁を課長からいただきました。

時間がないので、本当に訴えたいところだけ伝えさせていただきますけれども、以前にも私、重層的支援体制の整備事業に関して質問を取り上げてきたところでもありますけれども、この支援につなぐ、課題解決型の支援だけでなく、つながり続けることを目的とする伴走型支援が不可欠です。国において令和3年度に創設された重層的支援体制整備事業のさらなる拡充が求められていると思います。いつ誰にでも生じ得る問題であり、社会全体の課題です。

そこで、どの地域でも支援が届くよう官民連携の地域協議会の設置を自治体に求められておりますので、ぜひ実態把握をしていただいて、前に進めていただきますようお願いをしたいと思います。把握に努めるとともに、必要な支援につなげてほしいと思います。

この後の医療的ケア児・者もそうなんですけれども、非常に人数的には少ないということもありまして、案外と知らなかったり、ふだん関心を持たれない方が多くいらっしゃると思いますけれども、何が大事かといえば、関係各課が連携して対策の検討対応していく、また、包括的な支援体制を整えていくということが大事でありますので、あえてトップである町長に町長の政治姿勢として取り上げさせていただきましたことをお分かりいただきたいというふうに思います。課長、答弁は結構です。

それと、医療的ケア児・者の支援体制でありますけれども、ここのところは特に訴えたいんですけれども、防災時の支援と今申し上げました全職員の認識の共有、これが非常に大事であるということを伺っております。

県の支援センターで取りまとめた令和5年度の避難プラン策定状況で、本町は未確認自治体となっております。県下で未確認自治体は19自治体であります。重症児・者、避難行動要支援者のための個別避難計画は早急に取り組むべき課題というふうに思います。プランを

急ぐべきと思いますが、課長、ご決意をお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 議員よりお話しいただいたように、個別避難計画につきましては、モデルケースの1件をつくっただけの今状況でございます。

今年度から個別避難計画の作成を始めていくこととしておりますけれども、医療的ケア児・者を含めた優先度が高い方からケアマネジャーなどの福祉専門職のご協力いただき、順次、作成していきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 先ほども課長からコーディネーターを配置するとか、細かくご説明いただきまして期待をしておりますので、よろしくお願いします。

そして、町長の政治姿勢に取り上げた理由の一つに、ぜひこの実態調査、避難訓練を毎年やっていただきたいということと、ダイレクト避難、直接避難をしてくれる施設、これを時間のあるときに検討いただきたい、特に私は、太陽光発電設置する企業とか福祉避難所、一度町の避難所に来てから移動というのは大変な時間も取りますし、大変な作業でありますので、直接、ダイレクト避難ができるように福祉避難所、また、どうしてもないときは老健への交渉もこれはトップダウンで町長のご決意でできることだと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

また、災害時や停電時の対応が喫緊の課題のため日常生活用具給付の対象に、どうしてもたんの吸引とか人工呼吸器、経管栄養の人たちは電気が必要なんです。ですから、停電になってしまったりすると本当に命に関わる重大な状況になりますので、ぜひインバーター発電機とか蓄電池などを追加して電源確保の支援を考えていただきたい、そのように思います。ご答弁は結構です。

ぜひ、本町においては決して多くの人数ではないと思いますが、適切な保健医療、福祉サービスを受けながら、家族も含め、日常生活及び社会生活が当たり前を送れる支援体制の構築が必要であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、保育料の完全無償化であります。

登壇でも申し上げましたけれども、ぜひ町長にはこの検討を開始していただきたい、すぐやってくださいと言っているわけではないんですけれども、もうぜひ、次の手としてソフト面で、先ほど前の議員さんたちにソフト面で頑張りたいとおっしゃいました。そういう部分で、ぜひ、次にやることはもうこれしかないというふうに私も思っておりますので、少子化

が想定を上回るスピードで進んでおります。支援策の利用に向けた環境整備が急がれます。

出生動向基本調査によれば、子供２人以上を望む夫婦が実際に持たない理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎると明確です。横芝光町の明るい未来に向けて、若い世代の女性や夫婦の声が政策に欠かせないと考えます。

今後、こども誰でも通園制度が創設されますが、幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、さらなる子育て支援として町独自に拡充する検討を開始してはいかがでしょうか。町長、一言お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この件につきましては、一度ちょっとレクチャーをしております。そして、大体、おおむね１年間に４,０００万円ぐらいの費用がかかるであろうというふうに考えています。

そういう状況の中で、子育て支援のほぼメニューを紹介してきて、最後の最後というかどうか分かりませんが、大きな段落としては、これが最後の大きなハードルの一つなんだろうなという認識を持った中でしっかりと考えて、先ほど答弁させましたけれども、多額の４,０００万円程度の自主財源が必要だということの中で、しっかりとちょっと検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○１４番（川島富士子君） ぜひ、ソフト面の一丁目一番地という思いで取り組んでいただきたいと思います。

参考までになんですが、時間はないんですけども、完全無償化、今全国で進んでいるんです、実は。例えば、山梨県中央市、職員のコメントも紹介しますけれども、子育て世帯が安心して出産、子育てができるまちづくりを進めたい、広島県府中市、経済的な理由で子育てを諦めることがないよう支援を拡充したい、広島県神石高原町、少子化は町の大きな課題で対策は待たなし、子育てをする全ての家庭を支援する、秋田県大仙市、市長がこどもまんなか応援サポーター就任を宣言した、大分県佐伯市、子育てしやすい環境を整備し佐伯の魅力アップにつなげたい、このように取り組んでいる自治体が全国にあられることをご紹介しますと思います。

次に、まちづくり室の目指すもの。これも先日の議会議員全員協議会で皆さんからたくさん意見が出ておりましたけれども、私も通告させていただきましたので少し触れさせてい

ただきたいと思います。

町長に、議会議員全員協議会で、鈴木克征議員さんから最後に非常に大事なコメント、要望がありましたけれども、都市建設課の構成、本当に私も改めて、管理計画班、この仕事業務、建設班、そしてまちづくり室。管理計画班とまちづくり室には、どちらも宅地開発がうたわれておりますけれども、非常に多くの仕事量で、これ大丈夫なのかな、無理ではないのかなというふうに思うんですけれども、時間ないので、町長、一言をお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その思いでありますし、せんだっての議会議員全員協議会で新しい課をつくりたいという旨のお話をさせていただきました。選挙もあった関係で、3月議会での上程は慎みましたが、この次の議会では、その条例を出させていただく準備を今しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 大賛成であります。

本当にこの仕事量を見たときに、職員の皆さん、大丈夫なのかなと思いました。どうか横断的に全課で、全庁的にほかの課長さんたちも都市建設課の職員さんを激励しながら、自分の課の職員さんも一生懸命されているのは分かりますけれども、本当に倒れないように、廊下とかで会ったら激励をぜひしてあげていただきたいなというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

そして、課長に2つほど伺いたいと思います。

1つは、都市計画はほかの個別計画と連携することが大事と言われておりますが、人口減少の中でどうまちづくりを進めていくかが大きな課題であります。これからの時代、注目されるであろうコンパクトシティであります。20年後の町を見据えて計画する立地適正化計画、コンパクトシティ計画の策定を考えるべきと思ってきましたが、現況に対するご見解と、もう一つは、町長のチラシに、未来への一歩、新たな挑戦というすばらしいタイトルがございました。この文字に町長の町への愛情と強い決意を感じました。

であるならば、これからはフューチャーデザイン手法とバックキャスト手法の積極的な活用を考えてはいかでしょうか。ご見解を手短にお願いしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） それでは、質問にお答えいたします。

まず、先にフューチャーデザインとバックキャストの関係でございますけれども、フューチャーデザインというのは、未来の横芝光町に住む人のことを考えて都市をデザインすることでございます。バックキャストというのは、目指すべき将来に向かって今何をすべきかというのを整理して未来に向かって進んでいくことでございます。

まさに、それらをつくるには立地適正化計画というのができていまして、人口減少に対応したコンパクトシティをつくり上げるための計画でございます、これらをつくりますと、今進めていますインターチェンジや駅の北側開発など、国庫補助事業の対象になる部分もございますので、ぜひ早期に作成をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。時間がなくて申し訳ありません。

このまちに來れば安心、このまちに來れば希望がある、癒やされる、そんなまちづくりをぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

学校施設の老朽化、国の支援メニューがたくさんあるということと、紹介する時間がちょっとないので、また意見交換させていただければというふうに思いますけれども、1つだけ、国は昨年6月に国土強靱化基本法を改正し、令和7年度以降も引き続き学校施設の老朽化対策を推進するということでもあります。

その際、外壁落下防止対策も含めた老朽化対策、町に該当があれば進めるべきと思いますので、ご検討いただきたいというふうに思います。答弁は結構でございます。

ヤングケアラーであります、1つ、2つ、参考にしていただきたいのが、東京都港区がチェックリストを活用しているということ、群馬県前橋市では1人1台のタブレット端末を通じたオンライン相談窓口を導入しているということでもあります。もうぜひ参考にしていただきたいと思います。

改正児童福祉法が4月に施行され、子育て世帯訪問支援事業が法的に位置づけられ、これまで学校からの情報提供がきっかけで発見されることが多い中で、今まで以上に教育委員会、健康こども課、福祉課、その他関係部局の皆様がヤングケアラーに対する共有と包括的な支援を切にお願いして、情報交換を進めていただきながら対応していただきたいというふうに思います。

そして、児童生徒に対する補助教材の無償配布でありますけれども、町長にぜひ聞きたいということがありましたけれども、時間がないので意見だけですみません。

全国的にニーズの高い事業なんです、実は。調べましたら全国、結構やっているところがありました。以前、町内のお母さんから要望いただいた。これ私、1期、2期のときなので、旧横芝町議会のときだったんですけれども、要望いただいたことがあったんですが、そのときは全国的にそういうニーズがないということで、私もずっと引き出しに入れたままにしていたんですけれども、昨今、事業の見直しをしたり、企業版ふるさと納税を財源に充てられたりして進めているところがあるということをお伝えさせていただきたいと思います。

特に、教育課で参考にしていただきたいところが東京都品川区。品川区では、無償配布される補助教材は、学習ドリル、国語・漢字辞典、書道セット、絵の具セット、リコーダー、裁縫セット、個人で購入するのは、鉛筆、消しゴム、文房具、体操着、上履き、ランドセルなどであります。

それで、非常にお伝えしたいなと思ったのが、無償配布の財源は事業の見直しを通じて捻出し、区が今年2月、22年度の全665事業を事務事業評価し、インターネット予約の普及に伴う委託業務の廃止をはじめ、イベント経費やインフラ設備維持管理費の見直しなどで約20億円の財源を捻出したということなんです。品川区といたら子供の数だけで大変なので予算も相当なんですけれども、時間がないので省きますけれども、学用品の無償配布にかかる費用約5億5,000万、これを24年度予算に反映したということですので、ぜひ詳細は勉強していただきたいというふうに思います。

クーリングシェルダー、ぜひこれも町民への周知、指定した場所にステッカー、ポスター、のぼりを立てるなど、目立つように、入りやすい工夫をお願いしたいというふうに思います。そして、できましたらマイボトルに給水できるウオーターサーバー、給水スポットを公共施設に設置してステッカーを貼り、熱中症予防啓発と使い捨てペットボトル、プラごみの削減に向けたメッセージを呼びかけてもいいのではないのでしょうか。

千葉県は、県内でマイボトルに給水できる県と市町村の設置を年度内に県ホームページで紹介する予定ということでありました。ぜひこの辺も検討いただきたいというふうに思います。そして、熱中症警戒アラートが発表された日には、注意喚起のための巡回車両の運行はいかがでしょうか。

すみません。自分だけどんどん、時間がないので大変失礼いたします。

最後に、防災・減災対策であります。

これは、とても1時間でも2時間でもない、それこそキャッチボールができないほどいろいろなことがあります。

ただ、課長に事前にたくさんお伝えしてあったんですけれども、時間がないので、ここだけはというところ、ぜひ個別避難計画、特に優先度の高い方、町内に20件程度抽出して、まだ1件しかできていない。令和8年度末までに優先度の高い方全員の作成を目標としているということを伺いました。とても遅いと思います。

今日本、どこで何どき、今朝も地震がありましたけれども、本当に急いでほしい。よくうちの主人が言っていました。急がないと本当にもう何かあってからでは遅いと間に合わない。言葉は悪いですが、命がもたなくなっちゃう人も出てくると思います。とにかく急いでほしいと思います。その決意だけ一言、お願いします、課長。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 個別避難計画の件にお答えします。

先ほど福祉課長からも答弁ありましたが、こちらについては順次進めてはおりますが、議員がご指摘のとおり、なかなか思うように進まないところもございます。

ただ、災害は確かにいつ起きるか分からないものでございますので、福祉課と協力しながら進めるとともに、計画あるなしに関わりなく、災害時には優先度の高い方の避難、そういったものも考えながら対応を今後進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません。よろしくお願いします。

あと、町が一生懸命になって地域防災計画、取り組んでいるところでありますけれども、ぜひ地区防災計画まで落としていただく、策定を進めるべきというふうに思いますので、このところのご研究もよろしくお願いします。

あと、大きな災害の避難所となる学校体育館へ避難所の生活環境の充実のために、万が一大きな災害のときは小学校の体育館、使うわけですが、Wi-Fiを設置していただきたいというふうに思います。山武市では、ちなみに設置されているようです。

それと、避難所へのペット同行避難もお考えいただきたい。

そして、避難所利用者の登録票事前記入、これ大網白里市がもう既に始まりました。紹介したかったんですけれども、時間がないので、ここのところもホームページに3月から掲載されているようでありますので、非常に有効であります。あそこで長い時間、並んで順番を待たなければいけない、そういうところが非常に省けると思うので研究していただきたいと思っております。

また、水道が出なくなったときのために協力井戸の登録、これも研究していただきたいと

いうふうに思います。

あとは、これは、時間ありませんね。すみません。たくさん用意して、課長にもお願いしたところもあるんですけども、視覚障害の方、高齢者、外国人の有効な音声ハザードマップ、これもぜひ、県が財政支援するということでもありますので、積極的な導入をお考えいただきたいと思います。

るる、時間がなくて、準備したのに、またお願いしたのに質問できなかったことをお許しいただきながら、また担当課へ行きましていろいろと教えていただいたりご答弁いただきたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月7日から6月10日までは議案調査のため休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月7日から6月10日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時00分）

6 月 定 例 会

(第 3 号)

令和 6 年 6 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 6 年 6 月 1 1 日（火曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）

日程第 3 議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）

日程第 4 議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第 5 議案第 4 号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第 6 議案第 5 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 7 議案第 6 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 8 議案第 7 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町教育委員会委員の任命について

日程第 1 0 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町監査委員の選任について

日程第 1 1 議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 2 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 3 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 4 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 5 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 6 議員派遣の件

日程第 1 7 請願の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 1 7 まで同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 国における 2 0 2 5 年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第 2 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

出席議員（16名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	1 0 番	山	崎	義	貞	君	
1 1 番	鈴	木	和	彦	君	1 2 番	鈴	木	輝	男	君	
1 3 番	川	島		仁	君	1 4 番	川	島	富	士	子	君
1 5 番	鈴	木	克	征	君	1 6 番	鈴	木	唯	夫	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐 藤 晴 彦 君 副 町 長 山 田 智 志 君

◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木和彦君） 日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

最初に、本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号及び請願第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木和彦君） 通告順に発言を許します。

山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 改めまして、おはようございます。

日本共産党の山崎義貞です。

一般質問を行います。

初めに、自民党の裏金づくり問題です。国民は、自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金事件の責任を取らないことに怒っています。政治と金の問題は、政治資金規正法案が衆議院本会議で可決されました。自民党は、企業・団体献金や使い道を隠したまま政策活動費をいかに残すかということに固執しています。1994年の政治改革論議のとき、賄賂性の強い企業献金の禁止が課題とされながら、政治資金パーティーと政党への献金という2つの抜け穴が残されました。

政治にはお金がかかるという口実で、毎年315億円もの政党助成金が支払われているのですから、企業献金はきっぱりと禁止しなければいけません。

裏金、政治資金づくりとなっている政治資金パーティーの利益率はおおむね8割を超え、キックバックの場合は100%の利益率で、それは寄附そのものです。まさに形を変えた個人への企業・団体献金であり、ここに手をつけない改革案、抜け穴に国民の怒りが沸騰しているのです。その声に真摯に耳を傾けていかないと、政治不信の払拭はできません。

次に、地方自治の独立を根本から覆すことにつながる地方自治法改定案が自民、公明、維新、国民の賛成多数で衆議院を通過しています。改定案は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、地方自治体に指示ができる指示権の枠組みを新たに新設導入するものです。

指示権導入は憲法で保障された地方自治を根底から破壊するものであり、戦前の中央集権的な体制の下で、自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされた反省から、憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ自治体と住民の意思に基づく住民自治を保障しました。

改定案は、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで国が指示することを可能にするもので、極めて重大です。

また、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の類型も判断基準も審議で明らかになっていない下で、国の恣意的判断で自治体を国に従属させることにするものとなっています。そして、日弁連、自由法曹団などの法律家団体、自治労連、地方紙、大学教授や地方自治体関係者からも反対声明や問題視する声が上がっています。今、地方自治を守らなければなりません。

今議会では、大綱3点、町長の政治姿勢、農業振興策、空き家問題について質問をいたします。

初めに、町長の政治姿勢について質問をいたします。

町長は、これからの重点施策として、横芝光インターチェンジ周辺開発、JR横芝駅北側開発、自動運転バスの運行、こどもの国跡地周辺の観光開発、成田空港直結道路の推進、両総土地改良区、南条支線区の基盤整備事業、下総線バイパスと下町踏切の拡張と女性活躍、DX、国際化、多文化共生、海、川などを生かした新たな視点のまちづくりを重点施策としています。全ての施策に多額の予算を必要としますが、人口減少が続く町に、負の遺産にならないかと心配します。将来を見越した適正規模の開発にしなければならないと考え、質問いたします。

初めに、開発の重点施策に挙げている横芝光インターチェンジ周辺開発と横芝駅北側開発です。圏央道大栄・松尾・横芝間の開通見込みは2026年度とされています。また、2029年度からは、成田空港の第3滑走路の運用開始予定となり、町長は成田空港のさらなる機能強化が、横芝光町にとっては千載一遇のチャンスとあって開発に大きな資金をつぎ込もうとしています。町民のインターチェンジ周辺開発、横芝駅北口開発に期待する声もありますが、同時に多額の費用負担に対しての心配の声もあります。こどもの国跡地利用に関しての周辺開発もあります。開発そのものの自体に反対するものではありませんが、これらの開発を進めるに当たり、調査方法や住民報告などはどのようにするのかを伺うものです。

次に、町長が選挙公約にした5つの基本方針について伺います。

選挙公約である5つの基本方針は、①シニアも安心して暮らせるまちづくり、②子育て支援のまちづくり、③産業観光振興のまちづくり、④雇用創出、若者定住のまちづくり、⑤住民参加のまちづくりであります。

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す町長ですが、⑤の住民参加のまちづくりの基本的な考え方についてお答えください。

次に、農業振興について質問をいたします。

町の基幹産業の農業、農業振興なくして町の発展はありません。国民の主食は米であり、農村経済は米の価格に大きく左右されているのが現状ではないでしょうか。生産原価を大きく下回り、何の保証もない米生産農業従事者に対する国の支援、国内農業支援策はひどいものです。アメリカやヨーロッパの主要国では、生産原価を下回ったときの支援策があり、農家所得を確保する仕組みがあります。1995年、食管法が廃止されたとき、生産者米価は2万976円、2000年のミニマム米77万トンが輸入された年は1万7,500円、そして、去年は生産者米価が回復しても、おおよそ1万2,000円の生産者米価となっています。

そのような中で、ロシアのウクライナ侵攻の影響で肥料価格が高騰し、電気、燃料費など生産コストは引き上がってしまい、生産者米価の生産原価割れが長年続き、全国各地で離農に拍車がかかっています。

それにもかかわらず、農業を守ろうとしないのではと思われるような食料自給率の向上を放棄した内容の農業基本法が改定されました。食の安全保障をどう守るのか、食料自給率の低下が進み、今では37%台まで低下し、自給率向上を政府の責任とすることを求め、全国から多くの署名が届いたにもかかわらず、食料・農業・農村基本法改定案は、与党と維新の賛成多数により可決してしまいました。

さらに重大なのは、食料供給困難事態法で、いざというときは農民に芋を強制的に作らせ、国民は芋を食べて飢餓に耐えるというまさに戦時食糧法そのものです。

日本の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食料の供給、資源の有効活用、国土の保全、国内市場の拡大等、国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきました。

今、求められているのは、国民の食料は国内で可能な限り生産して食料自給率を高め、地域の生態系を守り、疲弊した地域社会を再建することです。町は減り続ける農家を守る必要があるし、支援をしなければならないのではないかと考えます。

そこで、（１）町基幹産業の農業振興策の充実施策は何か。（２）農業後継者に対する町の独自支援策について。（３）増え続ける耕作放棄地を解消するための支援策について。（４）減り続けている基幹的農業従事者数の今後の予想について。（７）地域農業（町農業）の再生のため施策についてを伺います。

そして、（５）農業による環境汚染、プラスチック汚染防止の支援策についても伺います。

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題とされています。農業現場においても、ビニールハウスやマルチ、畜産のサイレージラップのほか、肥料成分を合成樹脂等で被膜した肥料など、プラスチック類が多く利用されています。

今回は水稻で利用が多くなっているプラスチック被覆肥料が海洋汚染を引き起こしている問題です。一発肥料として便利な粒状のプラスチックを使用した被覆肥料は肥料成分が徐々に溶け出すことから、省力化と無駄がないことなどで普及が進んでいます。

しかし、肥料の殻が分解されないまま、コーティングの殻が分解されないまま水田から河川を通り、海洋汚染につながってしまいます。対策が必要なのではないでしょうか。どのような施策を考えているのかを伺います。

（６）有機米作りの支援策について伺います。

学校給食に有機米の利用をと一般質問をしてきました。有機米を使ってもコスト高による販売先の確保の問題があるかと思われます。有機米の生産に取り組む農家は年々増えてきています。生産技術の確立もされてきています。持続可能な農業は多様性ある生き物と共生できる形であり、循環が機能することではないでしょうか。転用も持続可能な農業形態が必要だと思います。

有機米づくりを成功させるポイントは、公共調達です。食の安全に対する健康志向は高まっている中、有機米作りで町をアピールすることは町の活性化にもつながることです。取組の支援を求めるものですが、どのように考えるのかを伺います。

最後に、空き家問題について質問をいたします。

先月の議会議員全員協議会で、空家等実態調査、意向調査結果の報告がありました。調査結果や今後の予定など報告がされたところですが、明らかに危険な状態で傾斜している物件や、基礎、土台や外壁、屋根など著しい損傷の物件が多数ある中で、隣との境界際に建設された空き家の処分をどのようにするのかは大きな問題です。早急に特定空家に指定し、対策を立てる必要があるのではないのでしょうか。

そこで、（１）特定空家数、特定空家にさせない対策は、（３）特定空家からの危険除去対策は、（４）特定空家に賦課される固定資産税はどのようになっているのかを伺い、壇上からの質問といたします。

〔１０番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱１点目、町長の政治姿勢についてにお答えし、その他のご質問につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、今後４年間の重点施策の横芝光インターチェンジ周辺開発と横芝駅北側開発についてでございますが、現在、当町の周辺では大規模な社会インフラの整備が進められており、成田空港の更なる機能強化による第３滑走路や圏央道の整備、そして、銚子連絡道路の延伸など、町を取り巻く広域交通ネットワークが大きく変化しています。この機会をチャンスと考え、土地利用ビジョンに位置づけた３つの重点戦略を実現し、地域の雇用、産業、そして賑わいを創出するまちづくりを進めることが、私の政治姿勢として所信表明で述べさせていただきました。

ここで、それぞれの事業の考え方について補足させていただきます。

まず、横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、国道１２６号銚子連絡道路、そして、町が要望している成田空港へ直結する幹線道路が交差する広域交通の結節点として、「サステナブルインターチェンジ横芝光」人やモノや地域がつながる持続可能な産業拠点づくりを基本方針に定め、活力と賑わいが交じり合う複合エリアとして、事業化検討パートナーや土地所有者などと協力し、土地区画整理事業による開発を進めてまいります。

次に、横芝駅北側開発につきましては、本町の玄関口として魅力ある顔づくりやポテンシャルを生かした新たな土地利用の促進、そして駅周辺の既存市街地の活性化など、都市計画マスタープランに基づき、町民生活の質の向上につながる、コンパクトで利便性の高い都市拠点の整備を目指して、開発事業の立案を進めてまいります。

これらの大規模な開発プロジェクトは、これまで公共事業とは違い、民間企業と連携した開発を促進するもので、行政が整備するエリアと民間企業が整備するエリアとの協働と役割分担により成り立っています。民間企業のスピード感と行政の財政負担軽減というバランスを考えながら、人口減少を克服するための未来への投資に繋がるよう、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、選挙公約である5つの基本方針の住民参加のまちづくりの基本的な考え方についてありますが、住民の皆さんの声を反映した、より良いまちづくりを展開することが、私の行政運営における基本理念とするところでございます。

第2次横芝光町総合計画後期基本計画でも、住民参加の基本方針として、住民主体の自立したまちとしていくため、行政情報を迅速に提供して、住民の関心と理解を得ながら、計画・実行・評価など様々な段階において、多様な方法で住民の意見を取り入れ、住民参加と協働のまちづくりを進めます。としているところでございます。

このことを実現するために、1つ目として、各種会議や審議会等において多くの住民のご参加をいただきながら、各種施策の実現に向け助言等のご協力をいただき、住民と行政が一体となり、まちづくりを進めてまいります。

2つ目としましては、まちづくりを語ろう会や町長への手紙など広聴活動を積極的に推進し、より多くの町民の皆様の声を伺ってまいります。

3つ目といたしまして、パブリックコメントの実施により、住民の方の意見や政策立案に反映してまいります。また、各地区の行政総務員を中心とした地域課題に関する住民活動や地域行事の実施にあたり、住民参加を促進し、協働のまちづくりの意識を醸成するとともに、DXを活用し住民がより参画しやすい体制づくりを構築することにより、住民参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上から答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

〔産業課長 若梅吉伸君登壇〕

○産業課長（若梅吉伸君） おはようございます。

山崎義貞議員ご質問の大綱２点目、町の基幹産業である農業振興についてにお答えします。

初めに、農業振興の充実施策の主役は何かでございしますが、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しくなっており、喫緊の課題となっております。

現在、国では「地域計画」が法定化され、令和６年度末までに策定をすることとしております。町といたしましても、地域農業の将来のあり方や、中心となる経営体を定めた「地域農業が目指すべき将来像」を、人・農地プランと併せ、農地１筆ごとに将来の耕作者を特定した目標地図を備える「地域計画」の策定に向け、県や農業委員会など関係機関と協力体制をとり、農協や土地改良区などの農業関連団体と連携しながら、各地域ごとに検討会を開催し、関係者による話し合いを重ねて行こうと考えているところでございます。

また、併せて効率的な営農を確保するためには農地の条件が良好であることが望まれますことから、地域の合意により、圃場整備事業など土地改良事業を実施することが有効であると考えております。

次に、農業後継者に対する町の独自支援策はでございしますが、農業従事者の減少と農業の担い手として期待している新規就農者の確保など農業後継者の問題が深刻化しており、喫緊の課題でございます。

当町においての新規就農者は親元就農が多い状況がございしますが、都市部などから新たに農業に取り組みたいと来られる新規参入の方も必要でございします。農業を始めるにあたっては、農業技術の習得、農地の確保、農業機械の調達など課題があり、これらの相談に千葉県山武農業事務所や農業団体と協力しながら対応しておりますが、ワンストップで支援できることが望ましいと考えられますので、その様な体制の構築事例について引き続き調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地を解消するため町の支援策はでございしますが、食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに、耕作放棄地を有効に活用することが必要となります。耕作されている方の高齢化や土地持ち非農家の増加に伴い、担い手農家に農地の集積が進んでいるところではありますが、効率的な営農のためには農地の条件が良好であることが望まれます。用排水や狭小な圃場区画を改善するためには、地域の合意により圃場整備事業を実施するのが有効であり、現在、新井、宝米、二又、篠本１区、小川台、傍示戸、匝瑳市貝塚を含めた両総土地改良区南条支線地区で、土地改良区や県と協力しながら、地域との話し合

いを進めております。

また、土地改良区や町の補助を活用して用水パイプライン整備等を実施し、圃場条件の改善を進めている地区もございます。一方、耕作する方がいなくなり、遊休化した農地の荒廃が進む前に、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の方々から、地権者や周辺の耕作者へ働きかけていただいているところでございます。しかしながら、地形によって条件の厳しい農地につきましては、なかなか引き受けていただける方が見つからないといった状況もございます。町といたしましては、引き続き農地の条件整備や多面的機能支払交付金事業による地域での解消事業、農地中間管理機構の活用を推進するほか、様々な事例を研究し、耕作放棄地の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、基幹農業従事者数の今後の予想数はでございますが、農林業センサスによりますと2015年の当町における総農家数は1,162戸で、2020年では934戸となっており、前回調査と比較しますと228戸の減となっております。調査実施から年数が経過しておりますが、その後においても遊休農地の増加や農地賃借状況などを見ますと減少傾向にあると考えております。

次に、農業での環境汚染となっているプラスチック汚染防止の支援策はでございますが、農林水産省の調査によりますと、河川や海岸からプラスチック被覆肥料の成分が溶出した後に残った被膜殻と思われるプラスチックゴミが発見されたとの報告がなされております。当町においてはそのような発見事例は報告されておりませんが、今後、広報等で周知をしてまいりたいと考えております。

次に、有機米作りの取り組み支援はでございますが、令和4年9月定例会でもお答えしたとおり、県において令和3年に策定されました第3次千葉県有機農業推進計画の中で、生産拡大に向けた支援として、県、市町村等の関係機関が連携して有機農業に関する相談を受けるほか、各種支援制度の情報提供や研修会の開催を実施しております。

当町で有機農業に関する相談があった際は、千葉県山武農業事務所とともに、営農計画を基本として、有機JASなどの制度説明や営農指導などの相談を行っております。今後も引き続き関係機関と連携を図り、国、県からの情報の提供や相談・指導の調整に取り組んでまいります。

次に、地域農業（町農業）再生のための施策はでございますが、1つ目の農業振興の充実施策の主役は何かでお答えしたとおり、地域計画の策定や土地改良事業、圃場整備事業などの実施により、効率的な営農が確保されるものと考えております。

〔産業課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 鵜澤順一君登壇〕

○都市建設課長（鵜澤順一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱３点目、空き家問題についてお答えいたします。

初めに、特定空き家数についてであります。まず、特定空家とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第２項に規定されておまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と規定されています。

これまで当町では、特定空家に指定している空家はございませんでしたが、令和５年度に実施した空家等実態調査・意向調査結果では、傾斜が著しい状態にある空家が１８件ありましたので、今後の対応について、横芝光町空家等対策協議会にて協議してまいります。

次に、特定空き家にさせない対策はについてであります。昨年度空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態と認められる空家等を管理不全空家に定義いたしまして、特定空家になることを防止するために必要な措置を取るよう指導することができるようになりました。特定空家を増加させないためにも、管理不全空家になるまでの対応が求められることから、今後の対策について横芝光町空家等対策協議会にて協議してまいります。

次に、特定空き家からの危険性除去対策はについてであります。現在、屋根または外壁等が脱落したり飛散したりするおそれがあるなど、周辺住民から苦情が寄せられた空家等につきましては、所有者に対し適正管理を促すため、文書で通知をしております。

最後に、特定空き家の固定資産税はについてであります。特定空家に対する固定資産税の取扱いには、住宅用地特例の解除がございます。これは、特定空家または管理不全空家として市町村長が勧告した場合、適用されていた住宅用地特例による固定資産税の軽減措置を除外するものでございます。

〔都市建設課長 鵜澤順一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、町長の政治姿勢について、横芝光インターチェンジの周辺開発ですが、この開発

に要した費用ですが、令和２年度が拠点形成戦略策定調査費として384万6,000円と、そして、３年度が地形図や集落勉強会ということで1,100万円、４年度が基本計画の策定と土地所有者勉強会の３回ということで、2,508万円となっています。５年度は幾ら使ったのか教えていただきたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

５年度は3,300万円の決算額でございまして、内訳といたしましては、産業用地の支援業務その１といたしまして、まちづくり協議会の設立、それから、事業化検討パートナーの選定、農振除外の協議資料の作成などのために1,584万円の契約をしております。

もう一つが、産業用地整備支援業務のその２といたしまして、県営かんがい排水事業の地区除外に係る影響の調査、それから、この地区除外に係ります計画変更の書類作成といたしまして1,716万円の決算額でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） 細かくありがとうございました。

今年度、６年度はどのような調査になるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） ６年度は事業化推進支援業務といたしまして、実際の事業計画を練るための排水の検討、それから、地質の調査、造成計画、それから地元調整、こういった業務を行うための事業化推進支援業務を発注しております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） すみません。うっかりしちゃっているんですが、６年度のこの予算というのは幾らになりますか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 失礼しました。4,521万円になります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） ありがとうございます。

そうしますと、もうこれだけで１億円以上かかってしまう、１億1,000万を超えてしまうかと思います。

この事業、町のこのインターの開発に10億円を積み立てるということであったかと思いますが、これは第１期工事区域の町負担の事業ということになると思いますが、この10億円を超

える可能性もあるし、この範囲で開発を進めるということなんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鵜澤順一君） 現在その事業費を算定するための、今年度、排水計画や地質調査、造成計画などを練っておりまして、それによって事業費を算出し、販売価格などの調整を事業化検討パートナーなどと協議いたしながら、町が負担すべき額を検討している状況でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうしますと、いずれにしろこれからどのようにお金がかかるかというところだと思いますが、なかなか今はっきり幾らかかるというようなことは出ないかと、これからということになるかと思います。

それで、町長、町負担が10億を超えて、例えばとんでもない金額になってしまったというようなことがあった場合には、どのようにするんでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、計画段階でどれぐらいの額がかかるかという問題になるわけでありましてけれども、これは10億円を超すということも、ただ、町が全て負担するわけではない、そして、またその事業化検討パートナー、民間がどれだけ出してくださるか。また、地元の理解がどれだけのものなのかという部分もございますし、そういう状況の中で、突き詰めてお話をさせてもらおうとすれば、やはりこの成田空港の容量拡大に伴う総合対策交付金も含めて、この町に交付されるお金について、その一部をこのように将来に向けて、この町の財源につながるものの構築をするということが、これからの町にとって大きなポイントになってくるというふうに認識しておりますので、ぜひこれを成功させていきたいというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひ成功させていただきたいと私は思います。そのように町負担をなるべく少なくしてもらおうというようなことが第一前提だと思いますが、ぜひ町長にはそのところを力を発揮していただきたいというふうに思います。

そんな中で、完成予定の青写真とかというのはできて……、これもこれからということでよろしいんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君）　まさに現在、事業化検討パートナーが練っている状況でございまして、権利者の土地利用の希望を伺いながら決定していくこととなると思います。

○議長（鈴木和彦君）　山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　分かりました。今回の工事、第1期工事ということになっています。次に、第2期事業予定区域のこともありますが、この第2期事業化区域というのは、どのようなタイミングで計画とかというようなことを考えているのか、そのところをお聞きしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君）　都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君）　第2期事業につきましては、空港直結道路の開通と併せて、将来未来法の適用を踏まえて検討するというふうに基本計画でも決定しておりまして、まずは空港直結道路の開通を見据えてからということになると思います。

○議長（鈴木和彦君）　山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　分かりました。

それでは、今の空港道路直結の開通を見込んでということですが、これはどのようなになるか、いつになるかというのは私も分からないんですが、第2期事業予定のもしかしたら中止もあり得るということではよろしいのでしょうか。そういうことはなく進めるということでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）　都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君）　第2期事業は第1期事業の完了をしっかりと見定めないと計画できないというふうに考えておりますので、今は第1期事業をしっかりと終わらせて成功に導くことが優先だと思っています。

○議長（鈴木和彦君）　山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　分かりました。

それでは、横芝駅北口の開発について伺いますが、コンパクトな開発ということ、町長は今おっしゃられました。今年度、調査するということだと思います。調査結果が出来上がるのはいつ頃の予定なんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君）　都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君）　今年度は、これからプロポーザルで事業者を決定して調査を進めていきますけれども、調査の内容が大きいので年度末になると思います。

○議長（鈴木和彦君）　山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。そんな中でプロポによる入札という話でした。

ここの北側の開発はどのような構想というか、そういうものがなければ提案してくる事業者も困ると思うんですが、土地の購入の問題とか開発構想というのはどのように考えているのか、町長、お聞きしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その部分につきましては、まず、地権者でありますベルテクス株式会社さんのほうも、全部売ってすぐ町に買わせて云々というような方向ではなくて、ベルテクス株式会社のほうも、自分の土地として有効利用ができないかとかというようにいろんな多角的な角度からこれから開発を計画していくというところでございますので、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、何で民間企業とのコラボレートをするかということ、やはり事業費をなるべく抑制したいという思いもありますし、また、民間企業のノウハウも取り入れていくという貴重な思考もございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、横芝駅北側の開発というのはベルテクスさんの意向によって大きく変わることも考えられるということによろしいのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ベルテクスさんがこうしろ、ああしろというのはあまりないかとは今のところ予想しています。何でかということ、やはりしっかりと、今都市建設課長も申し上げましたけれども、これからどのような計画でどういうものをつくっていくかということにもよりますけれども、それは前にもお示しをさせていただきましたけれども、民間企業、要するに、ベルテクスが使う部分と公共が使える部分とどういう、バランスにもよるし、これからは計画づくりの中で、それを煮詰めていかなければならない状況にございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 町がという話になってきました。この北側の開発による庁舎といいますか、公共の建物をある程度持っていきたいというのはそういうことなのかなと思います。そういう点でいろんな、あそこに郵便局があったりとか消防署があったりというようなことで、町長、この前たしか説明がされたかと思いますが、どのようなものをあそこに持つてくることが、町民の利便性につながるというふうに考えますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それこそ、それは皆さんと、今一緒に考えていくべきだと思いますし、近接にあります文化会館も経年劣化の問題もございますし、町の町民のリクエストとして、そういう文化関係のものが欲しいですとか、その駅に、駅ですから、ある部分、そのところに保育所が欲しいですとか、いろんなパターンがあるかと思います。そこは、やっぱりディベロップメントに精通した民間企業というかコンサルタントなどと相談しながら、それこそ町民の皆さんの意見を取り上げながら、これからつくっていくというような認識を持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。そうしますと、町民意見をよく酌んでこれからの開発をするということですね。分かりました。

それでは、農業振興の問題について再質問します。

町の農業産出額ですが、これ平成26年が79億7,000万円、そして令和3年が67億4,000万円、7年前、3年から26年だから7年前と比べると12億3,000万円の減収ということに農業産出額はなっています。コロナ禍で生産者米価や野菜の価格が下がったというようなことも、主食用の生産調整での減収とかというような要因も考えられますが、これによって離農が大きく進んでしまったというふうに、全国的にはそのように言われていますし、そんな中でやはり農村の機能を維持するという、先ほど課長が言われた多面的機能の問題とかというようなことで、集落の維持を図っていくというようなことが言われましたが、小規模農業者への支援ということも非常に大事なかなと思います。確かに基盤整備をしてというようなことというのは非常にいいことだし、これをしなければ農業は成り立っていかないところも出てくると思いますが、それはそれとしても進めるし、小規模の農業者への支援ということは何か考えているのでしょうか。全くそういうものは考えないのでしょうか。そのところを伺います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町単独でこの小規模農業の支援をするというのはちょっと難しいかなと思っています。

議員おっしゃられる部分もよく認識をしています。日本が食料安全保障の中で極めて脆弱だというような認識も持っておりますし、もっと日本の中で食料をしっかりと構築していくことの必要性というのは重々認識しております。それイコール、この小規模農家をというよ

うな方向性で、それが正しいかどうかという部分もございます。実際、これは生産効率を上げるために農業をもう少し集約するような状況の中で、今、先ほど壇上でも産業課長が申し上げましたけれども、地域計画をもっともうちょっと集約を進めていこうというのも、この地域計画の中の一つの方向性なのかなと認識しておりますので、その部分も含めて、国も含めて、抜本的なこの農業支援というものを考えていかなければならないというような認識を持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 国の支援での農業支援というのはもうそれは当たり前で、これがなければ農業再建できないわけなんですけど、そんな中で、地域計画の話がありましたが、地域計画をつくる、だから、小農家がそこに参加できないということじゃないと思うんですね。個人経営の農家を助けていく。世界的に見れば小農家が世界の食料生産を担っているわけなので、大規模農家、アメリカやカナダやウクライナとかオーストラリアとかってほんの一握りのところだと思いますので、やっぱりこのところは個人農家を守っていくというようなことが必要だと思います。

いろんな新規就農のことなんかもこれ質問したいと思うんだけど、このところにも町独自の支援策として行っている自治体というのはいっぱいあります。なので、これはやるという、シェアすることによって農業者を元気づけるということにもなっていく、そういう相乗効果があるんじゃないかなと思いますが、そのところは町長、どのように考えるんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 農業をやっている方で、大規模だ、小規模だというようなカテゴリーで捉えるよりも、実際農業人口自体が減少している中で、小規模農家の皆さんにおいても、極めてこの日本の農業を守るために大きな位置づけにいることは事実でございます。ですから、その辺のところをトータルに考えればいろいろなやる方法はあるのかなと思っています。

今、議員おっしゃられました、自治体によってはいろんなことをやっているというようなお話もありましたが、その中で、実際にその効果、成果を上げている施策があるとすれば、それはそれでしっかりと、うちの町だけで云々というよりも、日本の国全体の中でそれが進められればいいんじゃないかなと非常に今思いました。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） なかなか、うんというような、そういう答弁にはならないんですが、ほかの町でやっている支援も含めて、地方自治体でやっている支援策はどのようなものがあるかというのは、産業課としても調査研究していく必要があるかと思うんですね。そのところは、課長、どのように考えますか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 先ほどお答えしたように、営農の支援を続けながらというところなんですけれども、ほかの自治体の状況を確認しながら、この町にそぐうようなものがあれば取り入れていきたいと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひ研究して、取り入れられるものは取り入れていただきたい。町長、よろしくそのところは検討して、入れられるもの、まずいものを無理に入れろと、効果のないものを無理に入れろとは私も言っていないので、ぜひそのところは研究すべきことが多々あると思います。

そのような中で、新規就農者の件ですが、新規就農者はどれくらいの人数で就農されたんでしょうか。この間の経緯として人数を教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 令和元年からでよろしいですかね。令和元年が新規3件で、令和2年が親元就農が3件、令和3年が親元就農3件、令和4年が親元就農が2件になります。昨年度、令和5年が、新規が2件、親元就農が4件になります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 課長、この新規就農者に対しての支援策があるかと思いますが、これみんな支援を受けて就いた人たちでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 申し訳ございません。その辺については調べられておりませんので、申し訳ございません。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 後で報告をお願いしたいと思います。すみません。言っていなかったもので、通告していなかったもので。

それと、耕作放棄地解消の問題ですが、地域計画の中で耕作放棄地の解消をというような

ことにもなっていくと思います。それと同時に、土地改良事業の南条支線の事業が今進んでいるかと思っています。ここの地区での、今年度、今、進めているところの耕作放棄地というのはどれくらいあるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 現在、こちらエリアを詳細に決めている段階でございまして、今の時点では把握はしておりません。今後、計画概要書等を作った際に把握していきたいと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。結構な耕作放棄地といいますか、荒れているところの、荒廃農地が非常に多いというふうに思いますので、これも荒廃農地の解消というようなことには一つにはつながっていくのかなというふうに思います。

それでは、時間もなくなってしまうので申し訳ないんですが、有機米のことなんですが、最後に。有機米での、何度か私一般質問させてもらったんですが、研究、研修をというようなことで検討するというような、そういう話だったかなと思います。どのような内容、先ほど課長も答弁されましたが、どのような研修会を行ったのか、参加人数がどれくらいだったのかというのをつかんでいけば教えていただきたいんですが、有機米での、有機の。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 先ほどお答えしたとおり、県のほうの計画に乗りまして、今後そういうものをしていくように、今できているんですけれども、それを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員、あと1分でございます。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。まとめます。

有機米をやるには買ってくれるところがなければしょうがない、高く買ってくれなければ作らないわけで、やはりそういう点では公共調達、学校給食などに使うというのが一番なのかなと思います。ぜひこのところではそこも入れて考えて、学校給食に使うということも考えながら有機農業、有機の米作りのことも勉強して行ってほしいなというふうに思います。

それから、最後に特定空家、空き家問題ですが、特定空家については、要するに特定空家に指定されていないと、これからつくるといことなので、ぜひこのところは空き家問題、非常に周りに迷惑をかけていくというようなことになっていきますので、きちんとしたものをつくって、実効性あるものにしていただきたいというふうなことをお願いして、一

般質問を終わります。

○議長（鈴木和彦君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分といたします。

(午前10時59分)

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ちょっと町長、お聞きします。

1号議案ですが、和解を得て損害賠償の相手方ということで、2人の名前、そして、1人の人の損保の代表取締役の合計3人ということになっていますが、ちょっとこのところの説明をお願いしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 書いてあるTAKAGI氏は家の所有者になります。SUGIMOTO様におかれましては居住者になります。保険会社が入っておりますのは、レンタカーとかそういう車の関係で保険が入っております。

以上になります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうしますと、TAKAGIさんとSUGIMOTOさんに関しては、所有者と居住者ということなんですが、金額を支払ったのというのは、2人に払ったということになるんですよね。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 所有者と居住者に払っております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 内容云々という問題じゃないんですけれども、この介護保険の報酬等の単価改正につきましては、国の制度に合わせて3年に1回行われるものであります。したがって、本来であれば3月定例会の議案で提出されるのが一般的な方法だと思います。また、県内の各自治体においても3月定例会で審議されていると思われしますが、なぜこのような案件を専決処分にしたのか、町当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 条例改正に係る事務処理などにより、定例会への提案や追加提案に間に合わなかったことから、4月1日からの介護報酬改定に適用させるため専決処分とさせていただきますところですが、他の市町において3月定例会に提案、また追加議案として提案している事例もございますので、今後は定例会の議案提出スケジュールに対応でき

るよう努めてまいります。

○議長（鈴木和彦君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） いずれにしても、このような条例の一部改正を専決で行うことは好ましくないと私は思っております。

参考までに、前回の介護保険の一部改正については3年前の3月定例会で議案提出され、審議されております。そして、今の課長の答弁ですと、他の自治体についても3月定例会の議案として対応しているということでもあります。したがって、町当局におかれましては、このような条例改正等についてはしっかりした考え方を持った対応をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 確認も含めてなんですが、説明があった中の、議案関係資料にありますかね。ここのところで伺いたいんですが、1ページのところで、居宅介護支援事業所の従業員の員数のところですか。ここのところで、介護支援専門員の人材不足に対応するためにということで、35人の利用者に対して1人だったものが、これを44人の利用者に対し1人、ケアプランデータ連携システムのこれは施設の入所者ということになるかと思いますが、の場合は49人の利用者に対して一人ということになっています。これでケアマネさんの仕事量、加重負担になるんじゃないかと。きちんとしたケアプランがつかれるかどうかというのが心配になりますが、そのところはどうか。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 初めに、介護ケアプランデータの連携システムを活用する場合、取扱いの件数が増員となることとなりますけれども、そのシステムを活用すること、なおかつそれに伴う事務職員を配置するという決まりになっておりますので、それにより介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーさんの業務負担の軽減を図って、本来のケアプランの作成などを重点に置いていくというような改正内容となっております。

また、通常的人数が35人から44人ということで引上げになっております。これは、国の調査においても改正前のケアマネジャーさんの取扱件数というのが、多いところだと39.何人という状況もあって、そもそももとの35人を超える人数を取り扱っている現状があるということでもあります。なおかつ、これまでは40人を超えたと介護報酬が、要は減算、取り扱っている員数が増えるにもかかわらず報酬が減算されるというようなことが生じているところもあるということでありましたので、それを踏まえて増員という取扱人数が増えたと

というような改正であると考えております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 国の改正だからこれに準じてやらなければいけないと、町はね。それは分かります。しかし、その35人の利用者に対して1人だったものが44人にまで引き上がるということは、これは大変なケアマネさんの加重負担につながっていくということはこれは間違いのないわけで、私はこの、専決処分なんです、そういうようなことも含めると、なかなか賛成することはできないというのが私の立場です。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第5、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ちょっと確認と人数なんですが、この黄色い議案関係資料に基づいていきたいんですが、43ページにありますが、制定の概要ということになっています。このところで国民健康保険税の賦課限度額を引き上げますと。このところで、所定の基準についてその判定に用いる金額を引き上げ、減額対象を拡大しますということで2割軽減、5割軽減になっておりますが、どれくらいの人数、引き上がるこの対象、どれくらいの世帯数があるのかを教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 税務課長。

○税務課長（佐久間真一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、限度額の超過世帯のほうでよろしいでしょうか。軽減世帯。

〔10番議員「減額対象を拡大しますということなので軽減世帯になります」と発言〕

○税務課長（佐久間真一君） まず、5割軽減均等割というのがありますので、均等割で30人の増になります。平等割で8世帯の増になります。2割軽減につきましては、均等割が19人、平等割が5世帯ということになります。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 今2割軽減の人数と世帯数でした。この下の国民健康保険の対象となるということで、29万円から5,000円を引き上げてということになると、このところは5割軽減のところになるかと思いますが、このところの世帯数は、こっちは何人くらいなんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 税務課長。

○税務課長（佐久間真一君） 5割軽減に関係する世帯数は8世帯になります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それと同時に、今度限度額の引上げという、税の引き上がるという
ようなこともあります。ここのところは何人くらいの方が……、ここには出ていないです。
いいです。ここはちょっと出ていないので、いいです。分かりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第6、議案第5号 令和6年度横芝光町一般会計補正予算（第1
号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 何点か質問いたします。

16ページ、児童福祉総務費の中の支援対象児童等見守り強化事業費補助金のところで、送
迎用車両の購入ということで説明がありました。補助金ということですが、当町はゼ
ロカーボンシティ宣言をいたしておりますので、どのような車両を考えておられるのか。

18ページ一番上で、有害鳥獣駆除事業のほうで、有害獣電気柵補助金2分の1の補助で2
万円の上限、これは創設していただいたことは大変ありがたいことであります。ご答弁は要
りませんが、今後の動向を見据えて、またさらに使いやすいものとかいろんなご意見を踏ま

えて進めていただければと思いますので、答弁は要りません。よろしくお願いいたします。

19ページにまいりまして、6款1項2目の備品購入費のところでは自走式草刈り機、また下の土木費のところでも自走式草刈り機の更新、購入ということでご説明がありました。処分する側の機材、車両はどのように処分をされるのか。先に全部申し上げますけれども、日本製のものとかであれば海外なんかで需要があるかなとも思いましたので、その辺費用の面も含めてご考慮されたのかお願いいたします。

21ページにまいりまして、9款2項1目の中の施設改修工事、防犯カメラ、ほかにもございましたけれども、どのような計画で設置されているのか、以上4点お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 秋鹿議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書16ページ、3款2項1目支援対象児童等見守り強化事業の支援対象児童等見守り強化事業費補助金でございます。これはどのぐらいの車両をお考えかということでございますが、当該補助金につきましては、NPO法人が子ども第三の居場所を利用する子供たちの送迎用のための車両購入に対する補助金でございます。想定しているのはステップワゴン8人乗りの1,500cc、ガソリン車としてB&G財団からの助成金、これ上限額が320万円でございますが、そちらの助成金の決定を受けて、当町で当該の法人に補助を出すものでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 備品購入費の件でございますけれども、今の段階では処分については処分費を支払いまして考えております。これから執行する際にその辺について検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（鶴澤順一君） 土木費のほうの備品購入費のハンマーナイフでございますけれども、今のところ見積価格は定価の約8割ということになっていまして、処分費については執行の段階でしっかり協議してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 私からは21ページ、小学校施設維持管理事業の施設改修工事につきまして、どのような計画で防犯カメラを設置するのかのお問合せにお答えいたします。

こちら統合が決定しています日吉小と上堺小学校、これを除きまして全て設置することとなります。今回のこの予算によりまして。そして、あと横芝小学校については、この新校舎建築の中で仕様の中に入っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 分かりました。自走式草刈り機の件なんかも十分ご考慮いただければありがたいです。

児童福祉総務費の送迎用車両の件でありますけれども、ゼロカーボンシティ、先ほど来申し上げているとおり、そういったところがありますので、そのような働きかけを行っていただければありがたいと。もう決定されちゃっているかも分からないですけれども、その辺のお考えがあれば2回目をお伺いいたします。

あと、各担当課でもいろいろ保有されている車両とかあるかと思いますので、予算調査の際なんかも電気自動車とハイブリッドの費用対効果なんかもかんがみたのかというような質問をどちらかの担当課でさせていただいたときに、そこまでの費用対効果を算出していないというようなお答えをいただきましたので、常日頃からそういったお考えの中でゼロカーボンを進めていただきたいなという思いでございます。お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） ゼロカーボンシティの観点からも推進の必要性は認識してございます。当初のEV車、電気自動車の購入も検討がされていたということでございますが、B&G財団から上限額320万円ということで示されておりましたので、法人の持ち出し額を考慮しているところでございます。

なお、NPO法人がその旨はお伝えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 私から1点お伺いいたします。

15ページ、2目の老人福祉費の敬老事業の需用費については、100歳以上は分かったんですけども、75歳以上に対応するということですが、当町の標準財政規模の2倍を超える予算規模を少しでも少なくすることだと考えた場合、各項目の見直しを図る時期に来ていると思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員おっしゃっていることを重々認識している中ではあるものの、

敬老事業につきましては、今までこの横芝光町を築き上げてくださった皆さん方、高齢者の皆様方に敬意を表する部分もございますので、それについてはもう少し継続させてもらってもいいのかなというような認識の下、こういうような結論を出させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 町長の考えも分かりますけれども、やっぱり今これだけ高齢社会になってきて、75歳でお祝いと言えばお祝い、確かにお金に余裕があればいいかもしれませんが、当町の現状を踏まえた場合に、こういうことをやるのであれば、私一般質問でも言わせていただきましたけれども、東陽病院を中心とした地域包括ケアシステム、そういうものを構築したほうがより効果があるのかなと思いますので、やっぱりこういうものを一つ一つを見直していかなければ予算規模はどうしても小さくなりません。

したがって、たまたま今回補正ということで政策経費で出てきたものですからこういうことを言わせていただきましたけれども、こういうものをしっかりと考えていかなければ、うちのほうの町の予算そのものはしっかりした予算になっていかないのかなと、これから心配されますので、あえてそうやって言わせていただきました。

それともう一つ、町長は一般質問のときに、予算規模が大きい、歳入もあるということなんですけれども、私もちょっと言わせていただきましたけれども、あれだけの予算規模を組んでいて、自主財源の割合というのは30%台しかありません。あとは依存財源と、言ってみれば借金であります。ですからこれは後世に引き継がれるものでありますので、そういう状況をよく踏まえた中で予算編成をしていただきたいという願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 勉強不足でちょっと分からなくてとんちんかんな質問かもしれないんですが、10ページの基金繰入金のところ、財政調整基金の繰入金1億8,300万円です。財調の繰入れというのは、今年度が2億5,000万、当初予算であったかと思います。ここに来て1億8,300万というようなことになるのかどうなのか、私の認識がちょっと違うのであれば教えていただきたいというふうに思います。確認でそのところをお願いします。

次に歳出ですが、18ページになります。農地費のところになりますが、地域排水管理事業のところの委託料として、排水路除草作業委託料、測量業務委託料とあります。設計業務委託料というふうにありますが、ここの排水路、ここのところがどこなのかを教えてください。

たいというふうに思います。

それと19ページの農地費のところ、経営体育成基盤整備事業南条支線のところです。ここのところの調査委託料1,971万2,000円ですが、ここの進捗状況をちょっと教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 財政調整基金についてお答えをさせていただきます。

当初予算で2億5,000万円取崩しを計上させていただいておりまして、今回の6月補正予算案で1億8,300万円の繰入れを予定しておりますので、合計で4億3,300万円となります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） まず排水路の除草作業委託の件でございますけれども、こちらは栗山地先になります。葛飾精鋼の南側付近になります。

測量業務ですけれども、こちらは橋場地区の排水路の測量になります。

設計業務委託ですが、こちらのほうは、カスミのところにある幹線2号排水路の設計業務委託になります。あと、南条地区の進捗率ですけれども、すみません、南条地区の同意の関係だと思っておりますけれども、1期地区につきましては、現在92.83%になります。2期地区につきましては90.68%、3期地区については86.35%になります。

以上になります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

財政課長、すみません、私の思っていたのと一緒だったんだなというふうに思います。

合計して、今年度4億3,000万以上、4億3,300万というのが財調に新たに積み入れたというようなことになるんですね。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 積立てではなく繰入れということで、取崩しでございます。よろしいですか。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） すみません。勘違いしました。申し訳ない。

今年度の繰入れが約4億3,000万ということでいいんですね。分かりました。

排水路の除草の件なんです、これは葛飾精鋼のところ、橋場地区のという話なんです、排水路、今、課長の答弁ではそのようなことだったと思います。要するに、これは工事をやるための測量だと思いますが、どのような工事にここはなるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（若梅吉伸君） 昨年度境界の確認をいたしまして、今現況の水路が公図と違ったような形で流れておりますけれども、近隣の方と、どのような形で流したらいいのか、測量した上で一緒に検討させていただこうかなということで考えております。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私のほうからは1点だけ、すみません。

11ページの地域安全対策費、防犯指導及び啓発事業、防犯カメラ設置事業費補助金なんですけれども、上限20万、2分の1補助ということで説明がございましたけれども、使用方法等をもう少し細かく、これは個人で申請とかではなくて地区、地域からの申請なのか、もう少し詳細を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 防犯指導及び啓発事業の補助金の関係、防犯カメラ設置事業費補助金の関係でございますが、こちらにつきましては、事業費の2分の1を補助することになります。上限としましては、新規で設置するものの防犯カメラ1台につき20万円を上限としております。

今回、補正予算のほうで計上させていただきましたものとしましては、10台分を計上させていただいております。また、補助対象ですが、こちらにつきましては地区、行政区からの申請を受けまして、そちらに補助することを考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 分かりました。行政区からということで分かりました。

ここで周知はどのようにするのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） こちらの補正予算のほうをご承認いただきましたら、7月1日発行の広報紙や町ホームページ等で周知をさせていただきたいと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

答弁はいいんですけども、この補正が通りましたら带状疱疹も7月からという予定で承知しておりますので、知らなかったということがないように、しっかり周知のほう努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。議会が終わって7月まで日にちがありませんので、防犯カメラに関しては行政区ということでもありますので、带状疱疹にしたら個々になると思いますので、50歳以上対象ということで、周知のほうよろしく願いしたいと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第7、議案第6号 令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 1点、歳出の7ページのところで、一般管理費ですね。これ印刷製本、それから通信運搬、電算システム改修委託料、これマイナ保険証に関してのシステム改修だと思います。間違いありませんよね。確認したいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） 今回の補正予算につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた補正予算でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうしますと、これ国保加入者と加入者が持っているマイナ保険証のための改修委託料というようなことでよろしいのでしょうか。それで、その人に対しての、加入者に対しての封筒、それから、通信費、切手代とかということに多分なろうかと思いますが、そういうような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） ただいまの質問にお答えいたします。

需用費につきましては、資格情報のお知らせ、またこれを送付します窓開き封筒を作成するための予算でございます。資格情報のお知らせにつきましては、安心してマイナンバーカードを利用いただくために、保険者で把握しております加入者情報等を全ての被保険者に通知するものでございます。

役務費の予算につきましては、資格情報のお知らせの郵送料を計上するものです。

委託料につきましては、国保資格システムの改修にかかる経費でございまして、改修の内容につきましては、資格確認書の交付機能、これはマイナ保険証を持っていない方に交付する資格確認書、保険証に代わるものです。これの交付する機能、資格情報のお知らせを交付する機能と、それからオンライン資格確認等システム、これは医療機関が患者さんの資格情報を確認するためのシステム、これと保険者システム、これは町のシステム、これの登録情報を誤りがないかチェックする機能を、こういったものについて改修するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 課長、そうしますと、この印刷製本費とそれから通信費、運搬費に関しては、マイナ保険証を持っていない人には、これは郵送しないと。マイナ保険証を持っている人にだけ郵送するのか、それとも紙の保険証だけの人にも郵送するのか。よく分からないので、そのところだけ確認だけしたいんですが、教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） こちらに計上してあります予算につきましては、加入者情報等につきまして通知するものでございまして、これは令和6年3月から10月までの間に通知することとなっております、当町では9月に通知をする予定です。内容につきましては、過去に誤った個人番号で加入者情報が登録した事案がありましたので、それぞれ自分にひもづけ

られたマイナンバーカードが正しいかどうか確認していただくために、マイナンバーカードの下4桁を通知するものでございます。これは国保の被保険者全員に通知するものでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第8、議案第7号 令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第 9、議案第 8 号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第 8 号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第10、議案第 9 号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第 9 号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第11、議案第 1 0 号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午前11時55分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第12、議案第11号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第13、議案第12号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第14、議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第15、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎請願の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第17、請願の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 秋鹿幹夫君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（秋鹿幹夫君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において民生文教常任委員会に付託された請願2件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は6月4日午後3時40分から、委員8名出席の下、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

はじめに、請願第1号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。 「教育環境を充実するためには国の支援が大事であるため賛成する」「国の教育予算拡充で解決できる課題も多いと思うので賛成する」という意見や、「災害からの教育復興のためにも教育予算の拡充が必要であるため賛成する」との意見があり、採決の結果、請願第1号は採択と決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。 「義務教育費は国がしっかりと負担すべきと思うので賛成する」や「義務教育は等しく保障されなければならないので賛成する」との意見があり、採決の結果、請願第2号は採択と決定しました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました請願 2 件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより請願第 1 号及び請願第 2 号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第 1 号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、請願第 1 号は採択することに決定しました。

次に、請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、請願第 2 号は採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 1 時 0 6 分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 8 分）

◎日程の追加

○議長（鈴木和彦君） 休憩中に民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 追加日程第1、発議第1号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 追加日程第2、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解をいただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木和彦君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和6年6月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時10分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 和彦

議員 川島 仁

議員 霞 浩子